

## 平成28年第4回那珂市議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○平成28年第4回那珂市議会定例会会期日程	2
○応招・不応招議員	4

### 第1号（11月29日）

○議事日程	5
○本日の会議に付した事件	6
○出席議員	6
○欠席議員	6
○地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者	6
○議会事務局職員	7
○開会及び開議の宣告	8
○諸般の報告	8
○会議録署名議員の指名	8
○会期の決定	8
○議案第78号～議案第88号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	9
○議案第98号の上程、説明、質疑、討論、採決	11
○報告第12号～議案第97号の一括上程、説明	12
○散会の宣告	16

### 第2号（12月1日）

○議事日程	17
○本日の会議に付した事件	17
○出席議員	17
○欠席議員	17
○地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者	17
○議会事務局職員	18
○開議の宣告	19
○諸般の報告	19
○一般質問	19

#### 2番 富山 豪 君

公共施設の授乳室の設置状況	20
日曜開庁について	22

地域資源の今後を考える	2 5
1 番 大和田 和 男 君	
区域指定制度について	3 0
民間委託・指定管理者制度について	3 6
1 0 番 古 川 洋 一 君	
スポーツ振興とひとづくり・まちづくりについて	4 2
7 番 小 宅 清 史 君	
市営住宅の現状と今後を考える	5 7
菅谷地区の排水対策の進捗と将来の計画について考える	6 3
消防団及び自主防災組織の活性化対策を考える	6 6
ふるさと納税の仕組みを踏まえ、傾向と対策を考える	7 2
3 番 花 島 進 君	
下水道以外の下水、排水処理の現状について	7 6
2 0 1 1 年震災で残った傷について	8 0
家庭ゴミのゴミ袋について	8 3
不法ゴミ投棄防止について	8 5
○散会の宣告	8 7

### 第 3 号 (1 2 月 2 日)

○議事日程	8 9
○本日の会議に付した事件	8 9
○出席議員	8 9
○欠席議員	9 0
○地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定に基づき説明のため出席した者	9 0
○議会事務局職員	9 0
○開議の宣告	9 1
○諸般の報告	9 1
○一般質問	9 1
1 3 番 笹 島 猛 君	
平等な税の徴収について	9 2
下菅谷地区計画について	1 0 4
1 6 番 遠 藤 実 君	
空き家解体費問題について	1 0 7
防災体制の強化について	1 2 1
9 番 木 野 広 宣 君	

文化財の公開について	1 2 4
ウエルカムボード設置について	1 2 7
通学路の安全対策について	1 2 9
子育て支援について	1 3 0
5 番 筒 井 かよ子 君	
那珂市のアグリビジネスについて	1 3 5
○議案等の質疑	1 4 6
○議案等の委員会付託	1 4 6
○請願・陳情の委員会委託	1 4 6
○散会の宣告	1 4 7

#### 第 4 号 (12月16日)

○議事日程	1 4 9
○本日の会議に付した事件	1 5 0
○出席議員	1 5 0
○欠席議員	1 5 0
○地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者	1 5 0
○議会事務局職員	1 5 0
○開議の宣告	1 5 2
○諸般の報告	1 5 2
○弔意	1 5 2
○請願第2号の委員会審査報告、質疑	1 5 3
○報告第12号～請願第5号の各委員会審査報告、質疑、討論、採決	1 5 4
○議案第99号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 5 8
○議案第100号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 6 0
○議案第101号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 6 1
○発議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 6 3
○議員派遣について	1 6 6
○請願第2号の閉会中の継続審査申出について	1 6 7
○委員会の閉会中の継続調査申出について	1 6 7
○閉会の宣告	1 6 7
○署名議員	1 6 9

那珂市告示第128号

平成28年第4回那珂市議会定例会を下記のとおり招集する。

平成28年11月22日

那珂市長 海野 徹

記

1. 期 日 平成28年11月29日(火)

2. 場 所 那珂市議会議場

平成28年第4回那珂市議会定例会会期日程

(会期18日間)

日次	月日	曜	開議時刻	区分	摘要
第1日	11月29日	火	午前10時	本会議	1. 開会 2. 諸般の報告 3. 会議録署名議員の指名 4. 会期の決定 5. 議案の上程・説明・質疑・討論・採決
第2日	11月30日	水		休会	(議案調査) (議案質疑通告締切、正午まで)
第3日	12月1日	木	午前10時	本会議	1. 一般質問
第4日	12月2日	金	午前10時	本会議	1. 一般質問 2. 議案質疑 3. 議案の委員会付託 4. 請願・陳情の委員会付託
第5日	12月3日	土		休会	
第6日	12月4日	日		休会	
第7日	12月5日	月		休会	(議事整理)
第8日	12月6日	火	午前10時	委員会	1. 総務生活常任委員会
第9日	12月7日	水	午前10時	委員会	1. 産業建設常任委員会
第10日	12月8日	木	午前10時	委員会	1. 教育厚生常任委員会
第11日	12月9日	金	午前10時	委員会	1. 原子力安全対策常任委員会
第12日	12月10日	土		休会	
第13日	12月11日	日		休会	
第14日	12月12日	月		休会	(議事整理)
第15日	12月13日	火		休会	(議事整理)
第16日	12月14日	水		休会	(議事整理)
第17日	12月15日	木	午前9時30分	委員会	1. 議会運営委員会 (次期定例会会期日程案)
			午前10時	全員協議会	1. 全員協議会 (討論通告締切、正午まで) (追加議案の質疑・討論通告締切は午後5時まで)

日 次	月 日	曜	開 議 時 刻	区 分	摘 要
第 1 8 日	1 2 月 1 6 日	金	午前 1 0 時	本会議	1. 委員長報告及び質疑・討論・採決 2. 閉 会

○応招・不応招議員

応招議員（17名）

1番	大和田 和 男 君	2番	富 山 豪 君
3番	花 島 進 君	4番	中 崎 政 長 君
5番	筒 井 かよ子 君	6番	寺 門 厚 君
7番	小 宅 清 史 君	8番	綿 引 孝 光 君
9番	木 野 広 宣 君	10番	古 川 洋 一 君
11番	萩 谷 俊 行 君	12番	勝 村 晃 夫 君
13番	笹 島 猛 君	14番	助 川 則 夫 君
15番	君 嶋 寿 男 君	16番	遠 藤 実 君
17番	福 田 耕四郎 君		

不応招議員（1名）

18番	須 藤 博 君
-----	---------

平成28年第4回定例会

# 那珂市議会会議録

第1号（11月29日）

## 平成28年第4回那珂市議会定例会

### 議事日程(第1号)

平成28年11月29日(火曜日)

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第78号 那珂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例  
議案第79号 那珂市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例  
議案第83号 平成28年度那珂市一般会計補正予算(第6号)  
議案第84号 平成28年度那珂市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第2号)  
議案第85号 平成28年度那珂市下水道事業特別会計補正予算(第2号)  
議案第86号 平成28年度那珂市農業集落排水整備事業特別会計補正予算(第2号)  
議案第87号 平成28年度那珂市介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第2号)  
議案第88号 平成28年度那珂市上菅谷駅前地区土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 4 議案第98号 平成28年度那珂市一般会計補正予算(第8号)
- 日程第 5 報告第12号 専決処分について(平成28年度那珂市一般会計補正予算(第5号))  
報告第13号 専決処分について(損害賠償請求に関する和解及び損害賠償の額の決定)  
議案第80号 那珂市税条例等の一部を改正する条例  
議案第81号 那珂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例  
議案第82号 那珂市駅前自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例  
議案第89号 平成28年度那珂市一般会計補正予算(第7号)  
議案第90号 平成28年度那珂市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第3号)  
議案第91号 平成28年度那珂市下水道事業特別会計補正予算(第3号)  
議案第92号 平成28年度那珂市農業集落排水整備事業特別会計補正予算(第3号)

議案第93号 平成28年度那珂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算  
（第3号）

議案第94号 平成28年度那珂市水道事業会計補正予算（第1号）

議案第95号 指定管理者の指定について

議案第96号 市道路線の認定について

議案第97号 市道路線の変更について

---

## 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

## 出席議員（17名）

1番	大和田 和 男 君	2番	富 山 豪 君
3番	花 島 進 君	4番	中 崎 政 長 君
5番	筒 井 かよ子 君	6番	寺 門 厚 君
7番	小 宅 清 史 君	8番	綿 引 孝 光 君
9番	木 野 広 宣 君	10番	古 川 洋 一 君
11番	萩 谷 俊 行 君	12番	勝 村 晃 夫 君
13番	笹 島 猛 君	14番	助 川 則 夫 君
15番	君 嶋 寿 男 君	16番	遠 藤 実 君
17番	福 田 耕四郎 君		

## 欠席議員（1名）

18番 須 藤 博 君

---

## 地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者

市 長	海 野 徹 君	副 市 長	宮 本 俊 美 君
教 育 長	秋 山 和 衛 君	企 画 部 長	関 根 芳 則 君
総 務 部 長	川 崎 薫 君	市 民 生 活 部 長	石 川 透 君
保 健 福 祉 部 長	大 部 公 男 君	産 業 部 長	佐々木 恒 行 君
建 設 部 長	小 泉 正 之 君	上 下 水 道 部 長	石 井 亨 君
教 育 部 長	会 沢 直 君	消 防 長	寺 門 忠 君
会 計 管 理 者	綿 引 智 君	行 財 政 改 革 推 進 室 長	大 森 信 之 君
危 機 管 理 監	小 橋 洋 司 君	農 業 委 員 会 長 事 務 局 長	山 田 甲 一 君

総務部次長 川田俊昭君

---

**議会事務局職員**

事務局長 深谷忍君 書記 小田部信人君  
書記 萩谷将司君

開会 午前10時00分

◎開会及び開議の宣告

○議長（中崎政長君） おはようございます。

ただいまの出席議員は17名であります。欠席議員は、18番、須藤 博議員の1名であります。定足数に達しておりますので、ただいまより平成28年第4回那珂市議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

---

◎諸般の報告

○議長（中崎政長君） 議案等説明のため、地方自治法第121条第1項の規定に基づき、別紙出席者名簿のとおり、市長、副市長、教育長、ほか関係職員の出席を求めています。

職務のため、議会事務局より事務局職員が出席しております。

本日の議事日程及び閉会中の議長職務執行報告を、別紙のとおりお手元に配付しております。

市長から行政概要報告及び平成28年度予算編成方針が別紙のとおり提出されておりますので、ご報告いたします。

監査委員から平成28年9月、10月、11月の例月現金出納検査の結果について報告書が別紙写しのとおり提出されておりますので、ご報告いたします。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（中崎政長君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、13番、笹島 猛議員、14番、助川則夫議員を指名いたします。

---

◎会期の決定

○議長（中崎政長君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から12月16日までの18日間にしたいと思

います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（中崎政長君） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日から12月16日までの18日間に決定をいたしました。

なお、会期中の審議日程等については、議会運営委員会、君嶋寿男委員長から同委員会の決定事項として報告されております。その決定事項に従った会期日程表を配付しております。

---

### ◎議案第78号～議案第88号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（中崎政長君） 日程第3、議案第78号、議案第79号及び議案第83号から議案第88号までの、以上8件を一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 海野 徹君 登壇〕

○市長（海野 徹君） 平成28年第4回那珂市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様のご参集を賜り、まことにありがとうございます。提出いたしました議案の概要説明に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。

日ごろより、議員の皆様には、市政の進展と行政運営の円滑な推進のために格別なるご高配を賜り、心から感謝を申し上げます。

さて、去る11月12日には、遠藤副議長をはじめ、議員各位のご臨席を賜り、平成28年度那珂市表彰式典を挙行いたしました。本市の市政発展に多大なるご貢献をいただいた48名の方々と2団体に対しまして、敬意と感謝の意を表させていただきました。

議員各位はもとより、今回受賞された皆様のお力添えをいただきながら、今後とも那珂市が着実に飛躍し、さらなる伸展を遂げるよう職員とともに一丸となって取り組んでまいり、気持ちを新たにいたしました。引き続き議員の皆様にはご助言、ご協力を賜りますようお願い申し上げます、開会に先立ちましてのご挨拶といたします。

それでは、提出いたしました議案等の概要について、ご説明を申し上げます。

まず初めに、人事院勧告に関する案件でございます。条例の一部改正が2件、平成28年度各種会計補正予算が6件の、計8件でございます。

3ページからお願いをしたいと思います。

議案第78号 那珂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

平成28年度人事院勧告に伴い、那珂市職員の給与に関する条例の一部を改正するものでございます。

主な改正内容は、給料の遡及改正を行うとともに、一時金の支給月数を0.1月、再任用職

員については0.05月、増月しようとするものでございます。また、配偶者に対する扶養手当の月額を年次的に引き下げ、当該引き下げ分を原資として子に対する扶養手当の月額を年次的に引き上げようとするものでございます。

続いて、28ページをごらんいただきたいと思います。

議案第79号 那珂市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例。

平成28年度人事院勧告に合わせて、特別職の職員の給与に関する法律について、人事院勧告の一時金の支給月数の増に合わせる趣旨の改正法が国会で可決されたことから、国の取り扱いに合わせて、那珂市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正し、一時金の支給月数を0.1月増月しようとするものでございます。

続いて、補正予算の予算書をお開きいただきたいと思います。

議案第83号から議案第88号までの各種会計補正予算は、人事院勧告に伴う職員人件費の調整となりますので、議案名と予算総額の説明とさせていただきます。

議案第83号 平成28年度那珂市一般会計補正予算（第6号）。

予算総額を、歳入歳出それぞれ2,878万1,000円減額し、185億8,782万6,000円とするものでございます。

議案第84号 平成28年度那珂市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）。

予算総額を、歳入歳出それぞれ198万4,000円減額し、68億9,877万2,000円とするものでございます。

議案第85号 平成28年度那珂市下水道事業特別会計補正予算（第2号）。

予算総額に、歳入歳出それぞれ12万9,000円を追加し、20億3,678万1,000円とするものでございます。

議案第86号 平成28年度那珂市農業集落排水整備事業特別会計補正予算（第2号）。

予算総額に、歳入歳出それぞれ18万4,000円を追加し、9億2,559万9,000円とするものでございます。

議案第87号 平成28年度那珂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2号）。

予算総額を、歳入歳出それぞれ110万円減額し、45億4,225万8,000円とするものでございます。

議案第88号 平成28年度那珂市上菅谷駅前地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）。

予算総額を、歳入歳出それぞれ4万9,000円減額し、1億3,895万1,000円とするものでございます。

人事院勧告に伴う各種会計補正予算は以上になります。どうかよろしくお願いをいたします。

○議長（中崎政長君） これより、議案第78号、議案第79号及び議案第83号から議案第88号

までの8件を一括して質疑を行います。

質疑の通告がありませんでしたので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第78号、議案第79号及び議案第83号から議案第88号までの以上8件につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（中崎政長君） 異議なしと認めます。

よって、議案第78号、議案第79号及び議案第83号から議案第88号までの8件については、委員会への付託を省略することに決定をいたしました。

続いて、討論を行います。

討論の通告がありませんでしたので、討論を終結いたします。

これより、議案第78号 那珂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、議案第79号 那珂市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例、議案第83号 平成28年度那珂市一般会計補正予算（第6号）、議案第84号 平成28年度那珂市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）、議案第85号 平成28年度那珂市下水道事業特別会計補正予算（第2号）、議案第86号 平成28年度那珂市農業集落排水整備事業特別会計補正予算（第2号）、議案第87号 平成28年度那珂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2号）、議案第88号 平成28年度那珂市上菅谷駅前地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）、以上8件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（中崎政長君） 異議なしと認めます。

よって、議案第78号、議案第79号及び議案第83号から議案第88号までの以上8件は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

---

#### ◎議案第98号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（中崎政長君） 日程第4、議案第98号 平成28年度那珂市一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 海野 徹君 登壇〕

○市長（海野 徹君） それでは、議案第98号についてご説明申し上げます。

本日、机上に配付させていただきました追加議案書をお開きいただきたいと思います。

議案第98号 平成28年度那珂市一般会計補正予算（第8号）。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ54万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ187億380万5,000円とするものでございます。

歳出の内容につきましては、平成28年11月に介護報酬不正請求返還請求処分取消訴訟が提訴されたことから、この訴訟にかかわる弁護士委託料54万円を計上するものでございます。

また、歳入については、歳出補正予算との関連において、繰越金を増額するものでございます。

以上でございます。よろしくお願いをいたします。

○議長（中崎政長君） これより本案に対する質疑を行います。

なお、質疑の回数は一人3回までといたします。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（中崎政長君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本案については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（中崎政長君） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員会への付託を省略することに決定をいたしました。

続いて、討論を行います。

討論がある場合は、反対、賛成の立場を明確にしてから討論をお願いいたします。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（中崎政長君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第98号を採決いたします。

この採決は、起立採決で行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中崎政長君） 起立全員であります。

よって、議案第98号は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

---

### ◎報告第12号～議案第97号の一括上程、説明

○議長（中崎政長君） 日程第5、報告第12号、報告第13号、議案第80号から議案第82号及び議案第89号から議案第97号までの、以上14件を一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 海野 徹君 登壇〕

○市長（海野 徹君） それでは、議案等の概要につきまして、ご説明を申し上げます。

初めに報告案件ですが、今定例会に提出いたしました報告案件のうち、専決処分についてが2件でございます。それぞれの概要についてご説明いたします。議案書をごらんいただきたいと思っております。

1 ページをお開きいただきたいと思っております。

報告第12号 専決処分について（平成28年度那珂市一般会計補正予算（第5号））。

予算総額に、歳入歳出それぞれ245万2,000円を追加し、186億1,660万7,000円としたことを報告するものでございます。

歳出の内容としましては、財産管理事務費において、市所有建物の危険防止のため、仮囲いを行うための経費を計上したものでございます。

また、歳入につきましては、歳出補正予算との関連において繰越金を増額したものでございます。

続きまして、2 ページをお開きいただきたいと思っております。

報告第13号 専決処分について（損害賠償請求に関する和解及び損害賠償の額の決定）。

平成22年10月から平成28年8月まで、水道料金及び下水道使用料を誤徴収していたことにおける損害賠償について、賠償額が決定し和解したので、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において平成20年議決第3号により指定された事項について、専決処分したので、同条第2項の規定に基づき議会に報告するものでございます。

以上でございます。

続きまして、提出いたしました議案の概要についてご説明を申し上げます。

今定例会に提出いたしました議案のうち、条例の一部改正が3件、平成28年度各種会計補正予算が6件、その他が3件の計12件でございます。

続いて、その概要についてご説明をいたします。

33ページをお開きいただきたいと思っております。

議案第80号 那珂市税条例等の一部を改正する条例。

地方税法等の一部を改正する法律が平成28年3月31日に公布されたことに伴い、那珂市税条例等の一部を改正するものでございます。

主な改正内容は、法人税割の標準税率及び制限税率が引き下げられることに伴い、所要の規定を整備するものでございます。

また、軽自動車税環境性能割の創設に伴う規定を整備し、あわせて軽自動車税の種別割のグリーン化特例を1年延長するものでございます。

続いて、85ページをお開きいただきたいと思っております。

議案第81号 那珂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

所得税法等の一部を改正する法律が平成28年3月31日に公布され、外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律が、一部改正し、平成29年1月1日から施行されることに伴い、那珂市国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。

内容は、市民税で分離課税される特例適用利子等及び特例適用配当等を国民健康保険税の所得割の算定及び軽減判定に用いる総所得金額に含める読替規定を附則に加えるものでございます。

続いて、94ページをお開きいただきたいと思います。

議案第82号 那珂市駅前自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

J R水郡線額田駅に自転車等駐輪場を新たに設置するため、那珂市駅前自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正するものでございます。

続きまして、補正予算の予算書をお開きいただきたいと思います。

議案第89号をごらんいただきたいと思います。

議案第89号 平成28年度那珂市一般会計補正予算（第7号）。

予算総額に、歳入歳出それぞれ1億1,543万9,000円を追加し、187億326万5,000円とするものでございます。

歳出の主な内容については、議会費については、議会運営費において、関東市議会議長会の負担金を増額するものでございます。

総務費については、総務事務費において、内閣府災害対応実務研修生派遣に伴う経費等、及びいい那珂暮らし促進事業において、結婚新生活支援の補助金を計上するものでございます。また、総合計画策定事業において、策定委託料の減額をするものでございます。

民生費については、障害福祉サービス給付事業において、自立支援サービス給付費及び更生医療給付費等を増額し、並びに、地域生活支援事業において、日常生活用具給付費を増額、後期高齢者医療費においては負担金、地域介護・福祉空間整備事業、民間保育所等支援事業において補助金を増額するものでございます。

土木費については、市営住宅管理事業において、修繕料を増額するものでございます。

消防費については、消防施設管理事業において、敷地借上料の増額、また、常備消防車両整備事業において、多目的ポンプ車の入札差金を減額するものでございます。

教育費については、就学奨励事業において、小学校・中学校とも対象児童・生徒の増による奨励費を増額及び中学校施設補修事業において、修繕料を増額するものでございます。また、給食センター運営事業において、食材の高騰に伴う賄材料費を増額するものでございます。

諸支出金については、国県負担金等返納金において、臨時福祉給付金、子ども・子育て支

援交付金及びがん検診推進事業費等の清算返納金を計上するものでございます。

また、歳入につきましては、歳出補正予算との関連において、国庫支出金、県支出金、繰越金及び諸収入を増額し、市債を減額するものでございます。

続いて、議案第90号をごらんいただきたいと思います。

議案第90号 平成28年度那珂市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）。

予算総額に、歳入歳出それぞれ2,244万1,000円を追加し、69億2,121万3,000円とするものでございます。

歳出の主な内容については、総務費について、国民健康保険事業費において、臨時職員の賃金及び社会保険料を増額するものでございます。

保険給付費については、一般被保険者療養給付費及び一般被保険者高額療養費を増額するものでございます。

後期高齢者支援金等及び前期高齢者納付金等並びに介護納付金については、額の確定によりそれぞれ減額するものでございます。

共同事業拠出金及び諸支出金については、負担金及び還付金を増額するものでございます。

また、歳入については、歳出補正予算との関連において、前期高齢者交付金、県支出金、共同事業交付金及び繰越金を増額し、国庫支出金、県支出金及び繰入金を減額するものでございます。

続きまして、議案第91号をごらんいただきたいと思います。

議案第91号 平成28年度那珂市下水道事業特別会計補正予算（第3号）。

予算総額に、歳入歳出それぞれ487万6,000円を追加し、20億4,165万7,000円とするものでございます。

歳出の内容については、総務費について、一般管理事務費において、消費税額確定による中間納付額を増額するものでございます。

また、歳入については、歳出補正予算との関連において、繰越金を増額するものでございます。

続きまして、議案第92号をごらんいただきたいと思います。

議案第92号 平成28年度那珂市農業集落排水整備事業特別会計補正予算（第3号）。

農業集落排水処理施設6カ所の維持管理業務委託について、債務負担行為を設定するものでございます。

続いて、議案第93号をごらんいただきたいと思います。

議案第93号 平成28年度那珂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3号）。

予算総額に、歳入歳出それぞれ7万円を追加し、45億4,232万8,000円とするものでございます。

歳出の内容については、諸支出金において、第一号被保険者保険料還付金において、過年度分還付金を増額するものでございます。

また、歳入につきましては、歳出補正予算との関連において、繰越金を増額するものでございます。

続いて、議案第94号をごらんいただきたいと思います。

議案第94号 平成28年度那珂市水道事業会計補正予算（第1号）。

平成29年度の水道事業運営に要する契約について、平成28年度内に締結する必要があるため、債務負担行為を設定するものでございます。

続いて、その他の議案についてご説明をいたします。

99ページをお開きいただきたいと思います。

議案第95号 指定管理者の指定について。

那珂市総合保健福祉センターの指定管理について、現在の指定管理の委託期間が、平成29年3月31日で終了となることから、新たに指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

続いて、106ページをお開きいただきたいと思います。

議案第96号 市道路線の認定について。

県道移管に伴い、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を経て、市道路線の認定を行うものでございます。

続いて、110ページをお開きいただきたいと思います。

議案第97号 市道路線の変更について。

県道移管及び開発行為等に伴い、道路法第10条第3項の規定により、議会の議決を経て、市道路線の変更を行うものでございます。

以上でございます。どうかよろしくご審議のほどお願いしたいと思います。

---

### ◎散会の宣告

○議長（中崎政長君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会をいたします。

なお、この後連絡事項がございますので、全員協議会室にご参集をお願いします。ご苦勞さまで。

散会 午前10時30分

平成28年第4回定例会

# 那珂市議会会議録

第2号（12月1日）

平成28年第4回那珂市議会定例会

議事日程(第2号)

平成28年12月1日(木曜日)

日程第1 一般質問

---

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

出席議員(16名)

1番	大和田 和 男 君	2番	富 山 豪 君
3番	花 島 進 君	4番	中 崎 政 長 君
5番	筒 井 かよ子 君	7番	小 宅 清 史 君
8番	綿 引 孝 光 君	9番	木 野 広 宣 君
10番	古 川 洋 一 君	11番	萩 谷 俊 行 君
12番	勝 村 晃 夫 君	13番	笹 島 猛 君
14番	助 川 則 夫 君	15番	君 嶋 寿 男 君
16番	遠 藤 実 君	17番	福 田 耕四郎 君

欠席議員(2名)

6番	寺 門 厚 君	18番	須 藤 博 君
----	---------	-----	---------

---

地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者

市 長	海 野 徹 君	副 市 長	宮 本 俊 美 君
教 育 長	秋 山 和 衛 君	企 画 部 長	関 根 芳 則 君
総 務 部 長	川 崎 薫 君	市民生活部長	石 川 透 君
保健福祉部長	大 部 公 男 君	産 業 部 長	佐々木 恒 行 君
建 設 部 長	小 泉 正 之 君	上下水道部長	石 井 亨 君
教 育 部 長	会 沢 直 君	消 防 長	寺 門 忠 君
会 計 管 理 者	綿 引 智 君	行 財 政 改 革 推 進 室 長	大 森 信 之 君
危 機 管 理 監	小 橋 洋 司 君	農 業 委 員 会 長	山 田 甲 一 君
総 務 部 次 長	川 田 俊 昭 君	農 事 務 局 長	

---

議会議務局職員

事務局長 深谷 忍 君 書記 小田部 信 人 君

書記 萩 谷 将 司 君

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（中崎政長君） おはようございます。

ただいまの出席議員は16名であります。欠席議員は、18番、須藤 博議員、6番、寺門 厚議員の2名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

---

◎諸般の報告

○議長（中崎政長君） 議案説明のため、地方自治法第121条第1項の規定に基づき議場に出席を求めた者の職氏名は、今期定例会の冒頭に配付した出席者名簿のとおりであります。

職務のため、議会事務局より事務局職員が出席しております。

本日の議事日程については、別紙のとおりお手元に配付しております。

---

◎一般質問

○議長（中崎政長君） 日程第1、一般質問を行います。

質問事項については、お手元に配付の一般質問通告書のとおりであります。

質問者の質問時間は1人60分以内となっております。これには答弁の時間を含みます。

これより順次発言を許します。

傍聴者の皆さんにお知らせをいたします。

会期日程の中に一般質問者の順番及び期日を定めました。したがって、今期定例会の一般質問は、本日は1番から5番までの議員が行います。また、明日12月2日は通告7番、寺門 厚議員から都合により本会議を欠席するとの届け出がありましたので、通告6番及び通告8番から10番までの議員が行います。

以上、ご理解及びご了承のほどよろしく願いをいたします。

---

◇ 富 山 豪 君

○議長（中崎政長君） 通告1番、富山 豪議員。

質問事項 1. 地域資源の今後を考える。2. 日曜開庁について。3. 公共施設の授乳室の設置状況。

富山 豪議員、登壇願います。

富山議員。

[2番 富山 豪君 登壇]

○2番(富山 豪君) 議席番号2番、富山 豪でございます。

通告に従いまして質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

私たちが暮らしておりますこの日本の大きな社会問題でもあります少子化。国も自治体も頭を悩ませ、あの手この手で子育て支援に乗り出し、1人でも多くのお子さんを産んでいただけるように頑張っているところでございます。

子育てする環境をさらによくし、前へ進めるための観点から質問させていただきます。

現在、ショッピングモールや観光施設、公共施設で多く見られるようになってきております授乳室、おむつがえ施設。小さな子供連れで出かけるとなると、授乳室はどこ、おむつがえ施設はどこと急を要する場面はよくあることと思われま。

そこで、那珂市の顔とも言えます那珂市役所本庁舎、授乳室、おむつがえ施設の設置はなされておるのかお伺いいたします。

○議長(中崎政長君) 総務部長。

○総務部長(川崎 薫君) お答え申し上げます。

現在の本庁舎には、授乳専用の部屋はございません。現在は、授乳室のご要望があった場合は、あいている部屋、総合案内控室、市民相談室などへ案内してご利用いただいている状況でございます。

また、おむつがえの施設は1階の女子トイレに折り畳み式の赤ちゃん用簡易ベッドが設置されております。

以上でございます。

○議長(中崎政長君) 富山議員。

○2番(富山 豪君) 臨時的な場所ではあれ、設置なされているということなので、大変うれしく思いますが、本庁舎はいわば那珂市の顔でございます。この那珂市にはすばらしくかわいらしいナカマロちゃんもおられます。ナカマロちゃんのぬいぐるみ等を置いたり、那珂市で発行されております子育てガイドブックを置かれたり、お母さんたちがリラックスして授乳できますよう、できれば常設型のスペースを確保していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長(中崎政長君) 総務部長。

○総務部長(川崎 薫君) 庁舎の構造やスペースの制限がございますので、専用の授乳室を設置することは大変難しいと考えております。

現在、本庁舎において臨時的に授乳室として利用している総合案内控室でございますけれ

ども、窓もなく殺風景な室内になっております。専用の授乳室ではございませんが、できるだけ改善できるように努力してまいります。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 富山議員。

○2番（富山 豪君） どうぞよろしくお願いいたします。

現在、那珂市には本庁舎以外にも瓜連支所や中央公民館などたくさんの公共施設を有しております。主な施設において、現在、授乳室やおむつがえ施設の設置についても伺いたします。

○議長（中崎政長君） 総務部長。

○総務部長（川崎 薫君） 現在、那珂市の主な公共施設での授乳室やおむつがえ設備の設置状況でございますが、授乳用の椅子や水道設備、おむつがえ用のベッドを設置してある専用の授乳室を設置しているのは図書館のみでございます。

授乳に関しては、授乳の場所を部屋の一角を仕切って常時確保しているのが地域子育て支援センターつばみでございます。また、総合保健福祉センターでは、健診時など小さな子供が来る場合には、仮設のパーテーションなどで授乳の場所を確保するなどの対応をしております。それ以外の瓜連支所、コミセン、中央公民館、総合公園などは、来客者より授乳等の要望があれば、あいている部屋を案内するなど臨機応変に対応しております。

それから、おむつがえの設備に関しましては、主な公共施設において、女子トイレや多目的トイレ等に簡易なベビーベッドを設置してあるというのが現状でございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 富山議員。

○2番（富山 豪君） 図書館と子育て支援センターつばみで常時設置であり、その他は臨機応変に対応するとのことですが、やはり拠点避難所等も有しております公共施設でございます。安定的に常設設置されるものに勝るものはないと思います。今後、授乳室など常設設置の見込みはあるのかどうか伺いたします。

○議長（中崎政長君） 総務部長。

○総務部長（川崎 薫君） 現在のところ、さまざまな施設に設備の整った専用の授乳室を設置することは難しいと考えてございます。しかしながら、公共施設はさまざまな来客者がおりますので、来客者への配慮については、できることは少しでも改善していくことが必要であると考えております。今後も職員が来客者に対して臨機応変に十分な対応をするように心がけることで、来客者のサービス向上に努めてまいりたいと考えております。

また、らぼーるやコミセンは拠点避難施設となっております。避難所を開設した場合には、乳幼児のいる方の部屋を区別するとか、プライバシーなどの配慮からパーテーションによる間仕切りや簡易テントによる個室を設置しますので、授乳などもご利用いただけるものと考えております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 富山議員。

○2番（富山 豪君） 現在の那珂市のさまざまな公共施設に授乳室確保は、スペース確保の上でも大変難しいのはよくわかりました。その都度、職員の方たちが臨機応変に対応なされているということも大変よくわかりました。

だがしかし、子供の数の減少は言うまでもなく大変な問題でもあります。子育てする環境をよりよくするためにも、今後新設される公共施設には検討をよろしくお願いいたします。また、対応する職員さんの間では、差が生じないように周知の徹底のほどをよろしくお願いいたします。

続きまして、市民の皆様へのさらなるサービスの向上の観点から、那珂市役所本庁舎の開庁業務についてお伺いいたします。

現在、平日における開庁時間は午前8時30分から午後5時15分まででございますが、日曜日におけます開庁時間は何時から何時までかお伺いいたします。

○議長（中崎政長君） 総務部長。

○総務部長（川崎 薫君） 毎週日曜日は、市役所の市民課の窓口を開庁しております。時間は通常業務と同じでございますが、午前8時30分から午後5時15分でございます。平日と違いますのは、正午から午後1時までの1時間は、業務を中断して昼休みをいただいております。これは、勤務している職員が少ないため、平日のように交代しながら業務をすることができないためでございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 富山議員。

○2番（富山 豪君） 時間は、昼休み以外ほぼ通常業務と同じということですが、この日曜開庁業務は何年前から行っているのかお伺いいたします。

○議長（中崎政長君） 総務部長。

○総務部長（川崎 薫君） 平成23年9月4日から、毎週日曜日に市民課の窓口を開庁しております。現在、5年を経過したところでございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 富山議員。

○2番（富山 豪君） 現在、5年を経過したところの日曜開庁。日曜日、何人ぐらいの市民の皆様が利用なされて、その業務、何人程度の職員さんの数で対応なされているのかお伺いいたします。

○議長（中崎政長君） 総務部長。

○総務部長（川崎 薫君） 日曜日の来客者は、平成28年度の平均は、現在のところ43人となっております。

また、職員体制でございますが、4人または5人で対応しております。その内訳ござい

ますけれども、休日の日直当番2人と市民課職員2人もしくは3人となっております。日直は正面玄関で来客者の案内、電話の対応、市民課以外の用件などの対応を行っております。市民課職員は、通常は2人で証明書の交付等の事務を実施しておりますけれども、月2回、マイナンバーカードの交付をする日は1人増員して3人で対応しております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 富山議員。

○2番（富山 豪君） 日直の職員さんと合せて4人から5人、それほど多い職員さんの数ではありませんね。

その日曜の開庁の業務で、市民の皆様が受けられるサービス、いわゆるできることとできないことをお伺いいたします。

○議長（中崎政長君） 市民生活部長。

○市民生活部長（石川 透君） お答えします。

日曜開庁におきましては、市民課の窓口を開いておりますが、通常の市民課業務の全てを実施しているわけではございません。市民課業務のうち、実施しております主な業務といたしましては、住民票の写し、戸籍謄抄本、印鑑登録証明書の発行など諸証明の発行業務、それから出生、婚姻、離婚、死亡などの戸籍届け出の受領、戸籍に係る届け出の書き方ですとか住民異動などに関する相談の外、月2回でございますが、マイナンバーカードの交付なども行っているところでございます。住所の異動ですとか、市民課以外の部署に関連するような複雑な業務ですとか印鑑登録業務などは実施していないというところでございます。

以上です。

○議長（中崎政長君） 富山議員。

○2番（富山 豪君） 主に市民課で行っている業務ができることで、複雑な業務は実施、行っていないということですが、主にどのような市民の方のために行っているのか、いわゆる趣旨をお伺いいたします。

○議長（中崎政長君） 総務部長。

○総務部長（川崎 薫君） 日曜開庁につきましては、市民サービスの向上を目的として、日曜日以外に市役所にお越しただけでない方や急に証明書が必要になった場合などに対応するために実施しております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 富山議員。

○2番（富山 豪君） 重ねてお伺いいたします。

日曜開庁以外の時間に、窓口が開庁していることがあるのかお伺いいたします。

○議長（中崎政長君） 総務部長。

○総務部長（川崎 薫君） 日曜開庁以外の窓口対応でございますが、毎週木曜日に窓口業務時間を延長しております。通常は午後5時15分に終了となりますが、木曜日は午後7時30

分まで窓口を延長しております。業務を行っている窓口は、市民課、税務課、収納課、保険課、介護長寿課、社会福祉課、こども課でございます。業務内容は、国や県、他市町村に確認が必要な業務以外は通常業務を行っております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 富山議員。

○2番（富山 豪君） 隣のひたちなか市さんは、市民課業務、国民保険課業務、収税課業務とたくさんの業務を行っております。そして、市民サービスの向上に頑張っているところがございます。日曜日の午前中には大変混雑しますからとあって、市民の皆様に来庁時間を早めていただくをお願いをするほどニーズがあるということです。

職員の方の数や地域性などもありますから、一概に全てひたちなか市に倣っていただきたいとは申しません。しかし、日曜開庁を利用なされている方は、なんらかの理由で庁舎の開庁時間に間に合わない方、例えばシングルで子育てをして、フルタイムで働き、残業の多い会社にお勤めの方であったり、日曜日にしかどうしても休めない方はたくさんおられると思います。

その上で、市民課以外の課に提出する書類を預かって、休日明けに担当課に渡していただくことはできないのか。今後、少しずつ業務の範囲、できることを広げていただくことができるのかをお伺いいたします。

○議長（中崎政長君） 総務部長。

○総務部長（川崎 薫君） お答え申し上げます。

日曜開庁の業務範囲を広げてほしいとのご要望でございますが、現在のところは日曜日の窓口業務の拡大は考えておりません。

なお、来年1月から、住民票の写しと印鑑登録証明書のコンビニ交付を実施して、市民サービスの向上に努めてまいります。

また、市民課以外の課へ提出する書類のお預かりは、日曜日以外の土曜日、祝日の閉庁時でも、日中は日直が在庁しております。重要書類や現金以外のものであればお預かりして、後日、担当課へ届けることは現在も対応しております。書類等のお預かりを拒否したことがございましたら、おわび申し上げるところでございます。今後、日直勤務者に対しましては、十分に周知徹底してまいります。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 富山議員。

○2番（富山 豪君） 業務拡大は難しいとのことですが、始めてから5年が過ぎました日曜開庁、市民の皆様のニーズも多様に変化してきております。書類等の預かり業務がなされているということは、とても大きな一歩でございます。これも前の質問と同じですが、まずは日曜窓口に当る職員さんの方により差が生じないように周知徹底のほどをよろしくお伺いいたします。

続きましての質問は、地域資源の今後を考えるとさせていただきました。これには理由がございまして、市長、教育長はご存じかと思いますが、先月の11月4日の小中一貫の日に、那珂市立白鳥学園瓜連小学校において、関東甲信越地方からたくさんの先生方を招き、キャリア教育関東甲信越ブロック研究発表会が行われました。我々瓜連小中学校の学区が地元であります議員も、ゲストティーチャーとして招かれました。こんなまちにしたい、提案しようという研究発表に参加してまいりました。6年生と9年生がグループをつくり、各地域のスポットを皆で話し合い、よりよく改善しよう、そしてでき上がったものを市に提案していこうというものでありました。私たち議員も驚かされるような目のつけどころであったり、提案であったり、すばらしい研究発表でありました。

ゲストティーチャーという名札をもらいました私たちの役目は、子供たちが私たちに相談したり質問したりすることで、自分たちの提案がまちづくりにつながっているという実感が持てるようにしていただきたいとのことで、ならば実感していただきたく、もっと実感していただきたく思い、今回の質問になりました。子供たちの思いも一緒に質問させていただきます。

子供たちの質問には、温泉施設は建物があるんだから再開してほしい、どうやったら再開できるのか、募金や署名活動があれば再開できるのかの声もたくさんありました。旧しどりの湯のことです。

旧しどりの湯はいつおやめになって、現在までどのような検討がなされてきたのか、確認の意味も込めまして伺います。

○議長（中崎政長君） 産業部長。

○産業部長（佐々木恒行君） お答えいたします。

旧しどりの湯につきましては、平成25年度いっぱい、平成26年3月31日で閉館となっております。

その施設の利活用につきましては、平成26年度に外部有識者などによります旧しどりの湯有効活用検討委員会を設置いたしました。その中で、委員会から農業農村施設であることを考慮した地産地消が促進できるそば処、倭文織その他の文化、歴史などの紹介並びに体験室の設置、それと多種多様な体験学習を行うことができる複合型施設という3つの方向性が報告されました。翌平成27年度から、この方向性を踏まえまして、庁内等におきまして、その実現に向けた検討を重ねております。

その1つ、そば処を含めた施設の運営、利用の中心となる団体等の確保が見込めない、さらに倭文織の市民活動団体につきましては、現在らぼーるで行っているわけなんです、交通利便性などを理由にして、らぼーるから移転する意向がないこと、また施設の立地、特性などから体験プログラムなどへの集客力が低いといった点が課題となりました。

そういったことから、新たな農産品などによる情報発信並びに旧しどりの立地する静峰ふるさと公園全体を視野に入れた交流の拠点などとして、現在検討しているところでござい

す。

以上です。

○議長（中崎政長君） 富山議員。

○2番（富山 豪君） それでは、率直にお伺いいたします。

旧しどりの湯をお風呂として再開される見込みはあるのかお伺いいたします。

○議長（中崎政長君） 産業部長。

○産業部長（佐々木恒行君） お答えいたします。

旧しどりの湯をお風呂として再開することについては、現時点において考えておりません。

以上です。

○議長（中崎政長君） 富山議員。

○2番（富山 豪君） それでは、有効活用に向けて、今後どのような進め方をしていくのか、見通しをお伺いいたします。

○議長（中崎政長君） 産業部長。

○産業部長（佐々木恒行君） お答えいたします。

今年度、国の地方創生加速化交付金を活用いたしまして、米ゲル技術などを活用した産品開発を進めるとともに、旧しどりの湯施設を含む静峰ふるさと公園全体の活性化に向けて、その方策の整理を進めているところでございます。

その中で、静峰ふるさと公園全体の活性化に資する機能を有する拠点として、早期の有効活用に向けて現在検討を進めているというような状況でございます。

以上です。

○議長（中崎政長君） 富山議員。

○2番（富山 豪君） それでは、隣接いたします、日本の桜名所100選にも選ばれております静峰ふるさと公園。園内には2,000本を超えます八重桜と数百本のソメイヨシノ、二度お花見が楽しめるすばらしい公園でございます。

現在の静峰ふるさと公園の来客状況はどのようになっているのか、八重桜まつりと年間を通しての来園者数と、どのように利用されているのか伺います。

また、近接する古徳沼についても、ハクチョウの飛来数と来客状況はどうかお伺いいたします。

○議長（中崎政長君） 産業部長。

○産業部長（佐々木恒行君） お答えいたします。

今、お話のありました静峰ふるさと公園の年間の来園者数でございますが、まず平成25年度が5万5,000人、平成26年度が5万8,000人、平成27年度が6万人となっております。また、八重桜まつり期間でございますが、その来園者数が平成25年度3万5,000人、26年度3万8,000人、27年度4万1,000人、今年度、28年度でございますが、3万3,000人となっております。

公園の利用といたしましては、今、お話のありました桜名所100選にも選ばれておりますことで、4月、5月の桜を楽しんでいただいております。また、公認コースとなっておりますグラウンドゴルフや公園内の散策等でその外の期間は利用されているところです。

また、近隣にあります県下有数のハクチョウ飛来の地ということで有名な古徳沼のハクチョウの飛来数でございますが、平成25年度が95羽、26年度が114羽、27年度が105羽でございます。

また、その古徳沼への来客者数ですが、平成25年度が9,300人、26年度6,700人、27年度1万2,900人というような状況でございます。

以上です。

○議長（中崎政長君） 富山議員。

○2番（富山 豪君） 八重桜まつりの来園者数の多い少ないは、期間中の天候に左右される部分が大いのかと思います。平均して3万7,000人ぐらいですね。期間中のイベントにも工夫を凝らして頑張っているのかと思います。年間来園者数も少しずつですが、ふえてきていてうれしく思います。古徳沼も同様でございます。

私たちが子供のころには、瓜連小学校では、郷土愛を育む目的もあったと思いますが、静峰ふるさと公園を遠足で利用していたのですが、現在は市内の小中学校等、幼稚園を含めまして遠足などに利用しているのか伺いたします。

○議長（中崎政長君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） お答えいたします。

議員からのお話のように、以前につきましては、瓜連小学校におきまして静峰ふるさと公園を歩く会に利用をしてございました。しかし、現在の小学校や幼稚園の遠足につきましては、ほとんどがバスを利用しての遠足となっております。その場合は、体験的な学習や見学ができる場所や、遊具があり一日過ごせるような場所を選定してございます。また、徒歩の課外活動も行っておるところでございますけれども、昨今の交通事情もございますので、ごく近隣での活動に限られてございます。静峰ふるさと公園を課外活動等に利用している学校は、現在のところないというのが現状でございます。

また、児童・生徒への地域資源のPRにつきましては、昨年度作成いたしました「那珂市道徳郷土資料集ひまわり」の中で那珂市の地域自慢の項を設けまして、静峰ふるさと公園などの施設をはじめ、イベントや特産品等を紹介するなど、子供たちに那珂市のよさを再認識してもらい、愛郷心の醸成を図るような取り組みを行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 富山議員。

○2番（富山 豪君） ちょっと残念だと思います。こんなに素晴らしい公園が近くにあるのに、園内には桜だけでなくツツジ、アジサイなどもあり、モミジの紅葉なども大変きれいです。ぜひ近隣の小中学校には、写生会などを含めたさらなる活用をお願いしたいと思

います。

先ほどの質問に多少かぶる部分はありますが、静峰ふるさと公園は、春の八重桜シーズンにはたくさんの方が訪れる公園です。逆を言いますと、シーズン以外は全部で2万人ぐらいと、ちょっと寂しい気がしております。

そこで、静峰ふるさと公園に年間を通じて集客をするということがとても大事になってくるということです。静峰ふるさと公園に年間を通じて集客するには、どのような手法を考えているのかお尋ねいたします。

○議長（中崎政長君） 産業部長。

○産業部長（佐々木恒行君） お答えいたします。

静峰ふるさと公園は、那珂市内の公園として貴重な観光資源であるというふうに考えております。

今年度につきまして、静峰ふるさと公園魅力向上検討委員会を設置しております。その中で、年間を通じての集客に向けた公園の再生計画の策定を行っておるところでございます。まだ策定の途中ではありますが、これまで3回の委員会の中では、アンケートなどを行ったそういった集計結果とか、委員さんからのご意見から言いますと、遊具などの充実、そういったことで多世代が集える公園とすること、また桜の木の更新、結構古くなっている部分もありますので、そういったのを進めるべきであろうというようなご意見、新たな機能としてノルディックウォーキングコースなどを設定するとか、展望施設、景観がいいというところで、眺望ができるようにとの設置などのご意見をいただいております。

最終的には今年度中にまとめる予定でございますが、その再生計画をもとに、年間を通じた集客というところに取り組んでいこうというふうに考えております。

以上です。

○議長（中崎政長君） 富山議員。

○2番（富山 豪君） 公園魅力向上委員会を設置するとの答弁で、そして公園がまだまだ変われると再認識いたしました。

私も先日、静峰ふるさと公園に行ってまいりました。入り口付近で笠間市から初めて来られたという年配のご夫婦と話しました。大変静かな公園で気に入りましたとおっしゃっておられました。静かな公園かと大変複雑な心境になりましたが、散策してみますと、北側の上のほうには大変すばらしく整備されたグラウンドゴルフの公認コースがありました。今度、プレーしたいなとも思いました。課題も見えてまいりました。公園内の遊歩道の傷み、ベンチや遊具の数の少なさ、改善できればさらによくなるはず。

しどりの湯も立地する静峰ふるさと公園を全体に視野に入れた交流の拠点等としての検討をしているということで、駐車場を含め、グラウンドゴルフのクラブハウスの開放の仕方もよいと思います。広過ぎるのであれば、半分はすばらしい景観を利用した市民美術館みたいなものもよいでしょう。国道沿いに古徳沼に飛来しているハクチョウの数をお知らせする

看板や、お弁当を食べて散歩するには最高の公園がありますと看板を立てるのもよいでしょう。すぐ隣には常陸二ノ宮静神社もございます。看板でPRするだけでも十分効果はあると思われます。最終目的地にならずとも、途中にちょっと寄っていただけるような場所になるよう努力していただきたいと思います。

思いは尽きませんが、静峰ふるさと公園魅力向上委員会には、ありとあらゆるアイデアで静峰ふるさと公園を含めた地域を元気にしていただけますようご期待申し上げます。

現在、那珂市では農産物から神社仏閣などたくさんの地域資源がございます。今後の地域資源の掘り起こしをどのようになされるのかお伺いいたします。

○議長（中崎政長君） 産業部長。

○産業部長（佐々木恒行君） お答えいたします。

地域資源についてでございますけれども、ふだん生活している地元、地域を新たな視点で見ることによりまして地域資源を発見するという、そういった中で地域に潜在する魅力を再認識して活用していきたいというふうに考えております。

それにつきましては、平成26年度に地域資源創造事業として瓜連地区のまち歩きなどを行いまして、「瓜連まちの風土記」を作成しております。この中で新たな地域の魅力と申しますか、宝を数多く発掘できております。また、同じような事業でございますが、今年度につきましては額田地区の事業ということで、現在実施しております。

農作物に関しましては、先日、アグリビジネスセミナー秋の味覚というところでのマッチングフェアを開催しております。こういったものを行うのを継続して、販路の拡大などを図りまして、特色ある那珂市の農産物を広めていきたいと思っております。さらに、農産物ブランド認証制度を利用して、商品開発の支援ということも並行して行っていきたいと思っております。

神社仏閣など歴史的資産ということでございますが、観光資源として那珂市には多く点在しております。静の公園から古徳沼へというようなこと、さらには静、古徳地区から瓜連地区全体へとかで、瓜連地区から那珂市全域へというような点から線へ、線から面へというようなところでうまく組み合わせていながら、市民が喜んでもらえるような、また市外から足を運んで訪れてもらえるようなところを目指して努めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中崎政長君） 富山議員。

○2番（富山 豪君） この那珂市には、那珂カボチャや静峰ふるさと公園などのように、すばらしい地域資源が気づいてもらうのを待っております。どうぞ今後も新しい地域資源の掘り起こしにご努力願いたい。そしてなおかつ、地域資源を通じまして、子供たちが地域を大切に思う郷土愛を育ててくれたら最高のことではないかと、そのように思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（中崎政長君） 以上で通告1番、富山 豪議員の質問を終わります。  
暫時休憩をいたします。再開を10時50分といたします。

休憩 午前10時40分

再開 午前10時50分

○議長（中崎政長君） 再開をいたします。

---

◇ 大和田 和 男 君

○議長（中崎政長君） 通告2番、大和田和男議員。

質問事項 1. 区域指定制度について。2. 民間委託・指定管理者制度について。  
大和田和男議員、登壇願います。  
大和田議員。

〔1番 大和田和男君 登壇〕

○1番（大和田和男君） 議席番号1番、大和田和男です。

通告に従いまして、一般質問を行います。

質問の前に、けさの茨城新聞で、地元、菅谷、堀ノ内の防災訓練が掲載されていました。  
11月27日は小雨の中でしたが、250名参加となり盛大に行われ、住民の方々の防災意識が高まったことをご尽力いただいた関係各課にお礼申し上げます。ありがとうございます。

早速、区域指定制度についての質問に移ります。

これから、地方自治体は人口獲得の弱肉強食時代です。那珂市も、今までは県北常陸太田、常陸大宮から人口が流入してくれましたが、その県北自体で人口が減っています。そこからの流入は難しくなっていきます。そのような中での区域指定制度について数々質問していきます。

10月中旬より住民説明会がありました。賛成、反対、またこの制度そのものや全く関係ない内容の質問があったと思います。1月にはパブリックコメントが出されるということですが、その前にどのような意見が説明会で出たのか伺います。

○議長（中崎政長君） 建設部長。

○建設部長（小泉正之君） お答えいたします。

市内8カ所で実施しました説明会におきまして、住民の方から区域指定の目的、区域指定の指定基準、コミュニティの問題、インフラ整備、改定後の固定資産税の課税、区域内で可能な予定建築物、指定区域の見直し等のいろいろなご質問、ご意見をいただいたところでござ

います。

以上です。

○議長（中崎政長君） 大和田議員。

○1番（大和田和男君） 私も、全地区には行けませんでした。数カ所いろいろな地区に行き、住民の生の声を聞いてきました。ですが、まず市民の皆様がこの制度を十分に理解できていないという感想です。政治行政の延長線上に生活があります。市民の皆様は市全体のことも考えていると思いますが、自分の生活のことも考えています。

そこで、改めてわかりやすく、区域指定のメリット、デメリットについて伺います。

○議長（中崎政長君） 建設部長。

○建設部長（小泉正之君） お答えいたします。

メリットとしましては、市街化調整区域の立地緩和、これによりまして誰でも建築物の建築が可能になるということがございます。さらに、現在空き家になっております住宅についても、誰でも改築等の行為が可能になるということが挙げられます。

また、導入による直接的なデメリットとしては、特に考えられないところがございますが、間接的なデメリットとしましては、市街化区域への人、施設、店舗への誘導効果が弱くなってしまい、魅力的で求心力のある市街地形成への影響が考えられます。

以上です。

○議長（中崎政長君） 大和田議員。

○1番（大和田和男君） 私もそういったデメリットが考えられると思います。また、その外に具体的なさまざまなデメリットが考えられるので、何点か質問していきます。

まず、説明会の中や委員会の中で、コミュニティの維持という大変すばらしい言葉を何度も耳にしました。しかし、菅谷地区は今どのようなコミュニティになっているかご存じでしょうか。どんどん住宅が建ち並び、外から見れば発展している地区に見えますが、せっかく移り住んでこられた住民ともとの住民との温度差があります。自治会、子供会への加入率が低下し、会の存続も危ぶまれるような状況です。自治会やまちづくりの役員さんが一生懸命、会の存続に力を注いでいるから何とかやっつけている、そんな状況です。こんな思いは菅谷だけで十分だと思います。額田、酒出など12号区域の方々にはしてほしくありません。

また、調整区域は農地保全も目的としています。優良農地は区域指定の区域に入っていませんが、その農地所有者の自宅は12号の指定区域にあり、自宅で夜まで米の乾燥を行う、堆肥による臭いの問題など、区域指定によって移り住んだ方々との住民トラブルも出るのではないですか。その対策はどのように考えていますか。

○議長（中崎政長君） 建設部長。

○建設部長（小泉正之君） お答えいたします。

新しく住民となる方の自治会の加入につきましては、自治会や関係各課と連携を図りなが

ら働きかけをしてまいります。

また、営農環境への配慮と優良農地への保全を導入の方針に掲げております。農業従事者への理解をしていただけるような内容の区域指定としております。

以上です。

○議長（中崎政長君） 大和田議員。

○1番（大和田和男君） ちょっと具体的な対策はないという感じでしょうか。出たところ勝負みたいな感じがします。

また、その外に、説明会の中で、執行部側が12号区域には定年後の夫婦が移り住んでくれる場合もあると述べられていましたが、それは短い時間のコミュニティ維持にはなるかもしれませんが、今後、社会保障関係の歳出の増大というデメリットが考えられますが、執行部の見解を伺います。

○議長（中崎政長君） 建設部長。

○建設部長（小泉正之君） お答えいたします。

区域指定によりまして、出身者等の開発の許可要件がなくなります。誰でも建築物が建築できることになることから、年齢や世代を問わずに居住が可能となります。これによりまして、直接的に社会保障関係の支出の増大に影響することはないのではないかと考えているところです。

以上です。

○議長（中崎政長君） 大和田議員。

○1番（大和田和男君） しかし、こういった田舎暮らしを望む定年後のご夫婦も考えられると言われたわけですから、実際の問題として認識していかなければならないと思います。

質問内容が前後しますが、次に税について質問をします。

この区域指定がされれば、那珂市の土地の公平性、税金の公平性が崩れます。指定区域をされた区域において、市街化区域と同様の都市計画税を賦課することはできないのですか。できないなら、こんな不公平感のある都市計画税は全域撤廃を検討していただきたい。見解を伺います。

○議長（中崎政長君） 建設部長。

○建設部長（小泉正之君） お答えいたします。

都市計画税は目的税でございます。市街化区域内で行っております土地区画整理事業、街路事業等に充当されております。税の目的に沿って考えますと、市街化調整区域に指定するこの区域指定においては、都市計画税を課税することは難しいのではないかと考えております。

また、都市計画税の廃止につきましては、市街化区域での都市施設等の整備がまだ残っております。事業を進める上で大変貴重な財源でもありますので、継続的なまちづくりに影響があると思われるというのが今の考えでございます。

以上です。

○議長（中崎政長君） 大和田議員。

○1番（大和田和男君） 全域廃止ができないのであれば、長年都市計画税を納めていただいた方々がこれでは納得できないと思います。

指定区域は課税されないが、家が建ち、人が住みやすい。家が建てば、指定区域にも大なり小なりの整備が必要になってくると思います。また市街化区域の整備も残っているということは、那珂市全体の整備が一気に必要となる時期が来ないわけではありません。こうなれば大変なことです。

そこで、固定資産評価額も高い上に都市計画税まで納めていただいている市街化区域について考え、質問をしていきます。

市街化区域の方々が納める固定資産税納付総額は、那珂市の固定資産税納付総額でも多くを占めると思います。また、都市計画税は、27年度決算によると歳入は3億700万円で、歳出は、公債費を含めると9億3,400万円で、一般財源における都市計画税充当率は32.9%となっています。しかし、公債費を抜くと一般財源歳出は7,400万円で、総額のわずか8%にすぎません。

先の見えないそのような歳入歳出の中、市街化区域の街区道路や停車場線のような都市計画道路の整備の進捗状況を伺います。

○議長（中崎政長君） 建設部長。

○建設部長（小泉正之君） お答えいたします。

まず、市街化区域内の街区道路の整備についてお答えいたします。杉原地区まちづくりにつきましては17路線、2,552メートルが完了しております。菅谷地区まちづくり7路線、1,085メートルが平成28年完成に向けて今、進めているところです。下菅谷地区まちづくり24路線、4,735メートル、このうち1,681メートルを28年度末に完成する予定で今、進めているところです。

また、都市計画道路の整備状況ですが、平成28年4月1日現在、都市計画決定しております17路線、6万60メートル、このうち3万8,580メートルの整備が進んでおります。整備率で言いますと約64%でございます。このうち市街化区域に限って言いますと、延長1万9,990メートル、このうち1万3,680メートルが完了しております。整備率で言いますと68%になります。

以上です。

○議長（中崎政長君） 大和田議員。

○1番（大和田和男君） また、市街化区域の狭隘道路等の道路整備申請の採択状況や未着手状況もあわせて聞かせてください。

○議長（中崎政長君） 建設部長。

○建設部長（小泉正之君） お答えいたします。

平成28年11月末現在ですが、神崎、瓜連地区を含む市街化区域内全体の道路整備採択件数は24路線ございます。延長にしますと4,022メートルになります。そのうち菅谷地区につきましては、採択件数が17路線、延長で言いますと2,526メートルになります。

また、未着手の市街化区域内24路線中15路線が未着手でございまして、延長で言いますと2,162メートルとなります。そのうち菅谷地区につきましては、12路線、1,726メートルが未着手となっております。

以上です。

○議長（中崎政長君） 大和田議員。

○1番（大和田和男君） 採択すれど、未着手がまだまだある状況のようです。そして、まだ採択すらされていない場所も数え切れないと思います。例えば、市街化区域内の下菅谷地区には4メートル未満の道路があり、整備を待っている住民が大勢います。救急車も入れない場所もまだまだあります。今後の整備促進のために、国や県の補助金の獲得状況や市の予算状況を含む市街化区域内の道路整備計画を伺います。

○議長（中崎政長君） 建設部長。

○建設部長（小泉正之君） お答えいたします。

下菅谷地区まちづくり事業の対象となる国庫補助金が平成28年度で終了となるため、現在、平成29年度から平成33年度までの5カ年の整備計画について、下菅谷地区まちづくり協議会の中で協議をしております。

今後一般財源にはなりますが、緊急性、地元の要望等を踏まえ、整備を進めてまいりたいと考えております。引き続き対象となる国庫補助金についても、国・県等への働きかけをし、財源確保に努めてまいります。

以上です。

○議長（中崎政長君） 大和田議員。

○1番（大和田和男君） 一般財源だけでは整備がなかなか進められません。安心・安全なまちづくりのため、どんどん国・県に働き続けてスピードアップした整備を強く要望いたします。

ずっと道路整備について聞いてきたのは、次のことを述べて、今後の那珂市のまちづくりについて提言したいからであります。

市街化区域の宅地率は57%となっています。その中では、両親が畑をやっている、代がかわり、ふだんの仕事で畑ができないという方がいます。道路の接続がされていないため、開発ができない未利用地を有効的に使用したい土地所有者が多くいます。この状況の中、道路整備について市ではどのような考えを持っているのか伺います。

○議長（中崎政長君） 建設部長。

○建設部長（小泉正之君） お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、道路等の基盤整備のおくれにより開発のできない未利用地が見受け

られます。市としても、民間活力を誘導し、未利用地を生かした有効な住環境、街並みを形成するためには、ある程度規模の街区を形成する道路整備が必要不可欠であると考えております。

以上です。

○議長（中崎政長君） 大和田議員。

○1番（大和田和男君） そうです。必要不可欠であります。特に、市街化区域の基盤整備が進めば、魅力的で求心力のある市街地が形成されるのです。そして家が建ち、高い固定資産税、都市計画税、住民税が入り、人口増による経済効果もはかり知れませんが、そうなれば借金も返せます。

額田の説明会の中で、道路をつくってくれないと人なんかふえるかいという意見がありました。国でも、県において中核都市をつくることを推奨しています。県北なら水戸、県南ならつくばです。それを那珂市に例えると、菅谷を含む市街化区域です。菅谷が潰れては、那珂市全体が潰れます。市街化の道路整備を優先し、市街化の宅地率を上げて税収をふやしてから、どんどん12号指定区域及び11号区域にもインフラの整備をしてあげればよいのです。それからの区域指定だと考えますが、見解を伺います。

○議長（中崎政長君） 建設部長。

○建設部長（小泉正之君） お答えいたします。

今回の区域指定につきましては、求心力のある魅力的な市街地形成、これを図るために導入後の市街地の形成を見据えた上で、市街化区域への影響のない12号区域に限り指定を行うものです。

また、道路につきましても、一定基準の道路を含めた区域を指定することから、導入する時期についても市街化区域への影響はないと考えております。

以上です。

○議長（中崎政長君） 大和田議員。

○1番（大和田和男君） 影響はないといいますが、こういったさまざまな異論、反論が私のもとに届きます。幼稚園を菅谷に1カ所に集約するのに、区域指定で外に広げるまちづくり、まちづくりの指針が見えてこないのは私だけでしょうか。市民の皆様も同様であり、理解が不十分なままの中、来年4月に本当に導入するのですか。

○議長（中崎政長君） 建設部長。

○建設部長（小泉正之君） お答えします。

平成29年3月定例会におきまして、那珂市都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準に関する条例の改正を上程いたしまして、平成29年4月からの施行を考えております。

以上です。

○議長（中崎政長君） 大和田議員。

○1番（大和田和男君） わかりました。

私は、この区域指定制度は、議会に入る前から少々疑問を抱いておりました。そして今回の質問を終えても疑問が残るし、納得できないものもありますが、今回はこれで区域指定制度についてはここまでとしたいと思います。

次に、民間委託・指定管理者制度についての質問に移らせていただきたいと思います。

自治体は、いかに歳入をふやし、流れ出る無駄な歳出をとめて市民の財産を守り、また限られた財源の中でいかに市民の笑顔を引き出せるかが大きな使命であります。そこで、那珂市でも、2件だけですが、多様化する市民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間のノウハウを活用しながら、市民サービスの向上と経費の削減を目的に指定管理者制度を導入しています。

今年度で1期目が終了する総合福祉センターと、指定されたばかりの常陸鴻巣駅ふれあい駅舎は、今どのような状況か。コスト面やサービス向上を具体的にお答え願います。

○議長（中崎政長君） 行財政改革推進室長。

○行財政改革推進室長（大森信之君） お答えいたします。

常陸鴻巣駅ふれあい駅舎、総合保健センターひだまりともに、平成18年9月から施設の使用許可、料金の徴収、維持管理等を指定管理者に委託しております。委託先は常陸鴻巣駅ふれあい駅舎ワーキング委員会と社会福祉協議会となっております。

委託額の算定に当りましては、両施設ともに直近の二、三年の維持管理経費を参考に、経費削減が図れるよう協議を進めました。金額としましては、ふれあい駅舎につきましては155万円、130万円、140万円と、ひだまりにつきましては3,684万7,000円、3,500万円と推移をしております。

また、機能面につきましては、駅舎は当面の建設目的としまして、駅舎ばかりではなく、コミュニティ活動の場としての機能もあわせ持つ公共施設ということがありましたものですから、そちらの部分は適切に実現されていると考えております。

また、ひだまりにつきましては、市の福祉事務所、ボランティア団体、高齢者クラブ等との連携の仲介役を指定管理者である社会福祉協議会が担っておりまして、保健福祉分野の拠点施設としての機能が適切に果たされているというふうに考えております。特にひだまりにつきましては、25年7月に社会福祉協議会が支所に移転された際にも、当該施設に職員を常駐させるという対応をさせていただいております。

これらのことから、両施設とも利用者への住民サービスは問題なく適切に維持されているものと思われまます。

なお、ひだまりにつきましては、来年度が更新時期でありますので、本議会に指定管理者指定の議案を上程しております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 大和田議員。

○1番（大和田和男君） 少しずつコスト削減もされているようですね。コミュニティ活動や

保健福祉分野の拠点としても動いているようです。

これら導入施設に対して、ガイドライン等に効果的に達成されているかなど、外部評価をしていますか。

○議長（中崎政長君） 行財政改革推進室長。

○行財政改革推進室長（大森信之君） それぞれの施設につきましては、管理事業としまして事務事業の単位となっております。そこで、那珂市におきましては事務事業評価を行っております。しかし、この評価は庁内、市役所内部の評価でありますので、特に外部評価は行っておりません。

○議長（中崎政長君） 大和田議員。

○1番（大和田和男君） 私は、ぜひ外部評価を行ったほうがよいと思います。今後、本格的な指定管理が進んだ際は、民間であるプロの評価も重要だと考えております。近隣市町村では、外部評価を入れた指定管理者制度をどんどん活用しています。私も、先ほど述べましたが、市民サービスの向上と経費削減のため、民間にできることは民間でやるべきだと思います。

第3次行財政改革大綱によると、民間委託の推進と指定管理者制度の活用とありますが、まずは民間委託の推進の進捗状況をお聞かせください。

○議長（中崎政長君） 行財政改革推進室長。

○行財政改革推進室長（大森信之君） 大綱に基づいて実施計画をつくっております。こちら計画期間は平成26年度から30年度までの5年間となっております。こちらには窓口業務、幼稚園、保育所、既存の業務等が民間委託の対象に挙げられております。

このうち、計画期間内の27年度末までに具体化したものにつきましては、平成27年4月からの額田保育所の民間移譲、平成27年2月から住民基本台帳や税等の基幹系のシステム、こちらのいばらき自治体クラウド基幹業務締結に伴う運用開始、また27年8月からの戸籍システム、こちらの複数自治体による共同システムの移行などが具体化しております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 大和田議員。

○1番（大和田和男君） まだまだという感じですね。進めてもらうべく、私も実施計画を注視していきたいと思います。

民間委託には給食センターの調理業務も入れられると思います。それはどう思いますか。またそこで、瓜連の給食センターの生き残りもできるのではないかと伺います。

○議長（中崎政長君） 行財政改革推進室長。

○行財政改革推進室長（大森信之君） 給食センターにつきましては、現在、酒出の那珂給食センターと瓜連の瓜連給食センターの2カ所で調理業務が行われております。これを那珂給食センターに1カ所に統合することについて、実施計画に基づき、瓜連給食センターの敷地の借地契約が満了する平成29年中を目途に準備が進められております。

給食センターの調理業務の民間委託についてですが、まずは統合の完了を優先し、その後の状況を見ながら、検討すべきか否かを判断すべきものと考えているところでございます。以上でございます。

○議長（中崎政長君） 大和田議員。

○1番（大和田和男君） 給食センターについては、さまざまな議員さんが質問されてきたと思いますが、やはり統合ということですね。瓜連給食センターの利活用については、後日詳しく聞いていきたいと思っております。民間委託については、十分に検討をしていただきたい。

次に、指定管理者制度の活用を進捗状況をお聞かせください。

○議長（中崎政長君） 行財政改革推進室長。

○行財政改革推進室長（大森信之君） これまでの指定管理者制度の適用につきましては、先ほどお答えしましたひだまりと常陸鴻巣駅ふれあい駅舎の2施設がありまして、現在も継続しております。その外、しどりの湯保養センター、こちらが平成25年度末に用途廃止になるまで指定管理者制度を適用しておりました。

現在、制度の適用を検討する施設としましては、那珂聖苑、図書館、コミュニティセンター、総合公園、都市公園、市営住宅等を実施計画で掲げております。うち、都市公園につきましては、効果が見込めないとしまして見送りました。市営住宅につきましては、業務の一部を委託することを選択をいたしました。よって、指定管理者制度の適用以外の判断となったということでございます。

それ以外の施設は検討を継続中ではありますが、那珂聖苑につきましては、平成30年度からの適用を目途に検討を進めているという状況でございます。

以上です。

○議長（中崎政長君） 大和田議員。

○1番（大和田和男君） 那珂聖苑は平成30年と具体的に出ましたので、聖苑について聞いていきます。

この指定管理者制度は人件費抑制もできるが、単なるコスト削減の追求のため、サービスの低下、労働条件の悪化も懸念されます。那珂聖苑に働いている臨時、嘱託の継続雇用も、業務経験の観点として非常に重要であります。また、地元の方々も変わらず雇用しなければならないと思っております。

指定管理者の応募に先立ち、那珂聖苑における職員の雇用、労働条件や人件費の考え方を明確にしておくべきだが、どのように考えていますか。

○議長（中崎政長君） 市民生活部長。

○市民生活部長（石川 透君） お答えいたします。

本来、雇用や労働条件といったものにつきましては、指定管理を受ける側の裁量となる部分ではあるというふうには思いますが、初めて指定管理者制度を適用する施設の場合には、応募の条件に地元雇用などについて優先的に雇用を求めるといった内容を盛り込むことが一

般的には見受けられているところでございます。

今後、那珂聖苑につきましては、指定管理の検討が進みまして、民間から指定管理者を公募するという際には、募集要項等に議員ご指摘の諸条件を考慮してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中崎政長君） 大和田議員。

○1番（大和田和男君） そこは強く、強くお願いいたします。

また、那珂聖苑の指定管理者制度導入の前に、執行部では足しげく現場に通い、現場の意見を聞いていますか。

また、私のもとには、聖苑の設備改善を行ってほしいとの声が届いています。具体的に駐車場の拡張、堤の交差点の案内や聖苑入り口の看板が見づらい、畳の部屋を高齢者のために椅子にしてほしいなどです。指定管理前の改善はありますか。

○議長（中崎政長君） 市民生活部長。

○市民生活部長（石川 透君） お答えいたします。

まずは、指定管理者制度の導入の検討に際しましては、現場の意見をよく聞いて進めてまいりたいというふうに思っております。

さらに、ご指摘の駐車場の件でございますが、駐車場につきましては平成20年度に拡張いたしました。それですので、通常の通夜や告別式であれば現在の駐車場で対応できているというふうに理解しております。ただ、多数の会葬者が見込まれるような場合には、業者や職員、それに大型車両の駐車場であいているところにとめていただくといったことによって対応してまいりたいというふうに思います。

さらに、堤の交差点の入り口看板が見づらいといったご指摘でございます。これに関しましては、那珂聖苑を開苑する際に地元の皆さんからの要望もありましたので、現在の大きさになっているところでございますが、少しでも見やすくなるように、文字の大きさを変えたり大きくしたりといったことで対応しているところでございます。

また、堤の交差点に立っている案内看板でございますが、ご指摘のとおり、イチョウの並木が大きくなってしまいまして、見づらくなっている状況でございます。これについては、見やすい案内ができるように、なんらかの方策を検討してまいりたいというふうに思います。

また、畳の部屋を椅子にというご指摘でございます。確かに高齢者の方には畳で正座するのは苦しいことだというのは理解させていただきますが、畳の部屋におきましても、足が痛くならないように高座椅子というんでしょうか、そういったものの、現在用意はしてあるんですが、数も少ないですので、これを数をふやして対応させていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（中崎政長君） 大和田議員。

○1番（大和田和男君） よろしくお願ひいたします。

やはり現場の声は市民の声と直結していますから、少しでも多くの意見を取り入れていただきたいと思ひます。

次に、選定についての質問に移ります。

那珂市指定管理者選定委員会設置要綱では、公正性及び透明性を確保するため選定委員を設置するとあり、委員会は副市長をはじめとする部課長で組織するとあります。外の自治体の選定委員会では、民間の有識者を入れているところが多々あります。公正性や透明性の確保も当然のことながら、よりよいサービス向上のため、那珂市も民間有識者を入れるべきだと思ひますが、どうですか。

○議長（中崎政長君） 行財政改革推進室長。

○行財政改革推進室長（大森信之君） お答えいたします。

市の設置要綱では、委員長を副市長、そして施設を所管する部長が副委員長を務め、その外には企画部長、総務部長、財政課長をもって組織すると規定しております。さらには委員会の審査のため必要と認めるときは臨時委員を置くことができるという規定も定めております。これまでの施設は公募によらない選定により指定しておりましたので、先ほどの臨時委員を置いた事例はございませんでした。

今後、導入する施設によっては、応募者の対象業務への知識や能力、財務や経営の状況などを審査するために、その分野への専門的な知見を有する者をこの臨時委員として迎えて協議しなければならないケースも考えられるという認識をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 大和田議員。

○1番（大和田和男君） わかりました。

今後は、本格的な指定管理者制度となっていくわけですから、臨時委員を置くことができる程度ではなく、民間有識者を入れなければならないにしてもよいと思ひます。設置要綱も古いものなので、改定してもよいのではないかとと思ひます。ぜひ民間有識者である臨時委員を置いて、適切な選定をしてください。

大綱にも、那珂聖苑、図書館、コミュニティセンター、総合公園、都市公園、市営住宅とあるが、まださまざまな指定管理ができる施設があると思ひますが、見直しはありますか。

○議長（中崎政長君） 行財政改革推進室長。

○行財政改革推進室長（大森信之君） 今、議員に挙げていただきました検討すべき各施設につきましても、その大半が検討や判断中でございます。よって、現時点では実施計画に示した施設についてを検討し、一定の方向性を示すことを最優先と考えておりますので、候補施設を見直すことは現時点では考えておりません。

本計画期間中の検討結果に基づき、次期計画につきましても、この対象施設も見直されるべきものと考えているところでございます。

○議長（中崎政長君） 大和田議員。

○1番（大和田和男君） わかりました。

そこで、図書館とありますが、一時、図書館の民間委託がはやりましたが、今は問題も多く、水戸市も中央図書館は抜いています。笠間も図書館は抜いています。図書館は公共の利益の増進を最優先に考える自治体の直営で行うべきで、営利を目的とする企業へ委託することは、経費削減を最大の目的とすることにつながり、社会教育の目的自体を否定することになるからであります。

市民の施設である那珂市立図書館も計画から抜くべきだと思いますが、どうですか。

○議長（中崎政長君） 行財政改革推進室長。

○行財政改革推進室長（大森信之君） お答えいたします。

図書館の指定管理につきましては、先ほど議員のご指摘のとおり、近年、全国的に大きく取り上げられ、賛否の議論が広く交わされております。

市の図書館では、制度を適用した他の市町村、また他の市町村を請け負っている指定管理者側等から情報収集しており、実態を検証するなど分析をしているところでございます。指定管理といっても、業務全体を範囲として任せる自治体や、一部の業務にとどめる選択をした自治体などさまざまな形態が考えられ、短期間で判断というのはかなり難しいのではないかと感じております。

実施計画では検討施設として図書館を明示しておりますので、まずは所管部署において指定管理者制度を適用するかしないのか、適用するのであればどういった範囲なのかというようなことを含めての判断が示されるべきものというふうに考えております。

よって、現時点では、図書館を本計画の検討施設から抜く抜かないを判断する時期ではないというふうに考えておりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（中崎政長君） 大和田議員。

○1番（大和田和男君） わかりました。

今後、検討の際は、図書館は社会教育の拠点として市民の施設であることを念頭に置いてください。

最後に、今後、地方自治体は民間と行政が本当の意味で一体となって施策を考えなければならない時代です。PFIなどさまざまな手法がありますが、今回は本格的な民間委託、指定管理者制度導入についての市長の見解を伺います。

○議長（中崎政長君） 市長。

○市長（海野 徹君） お答えします。

民間で実施できる事業は民間に任せたいというのが私の考えであり、持論でもございます。民間委託、あるいは指定管理者制を検討するに当たっては、市民本位であること、それから効率的で効果的であること、また上質の市民サービスに結びつくこと等を基準に、総合的に判断をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（中崎政長君） 大和田議員。

○1番（大和田和男君） 民間のパワーもかりて、みんなで元気に笑顔になるまちづくりの推進に力を発揮していただきたいと思います。

今回は、那珂市の未来について質問をしてきました。住みやすさランキング3位の那珂市。3位じゃだめなんです、1位じゃなければ。私世代がこぞって移り住んでくれるような魅力的なまちにしていかなければならない。それをこの議場にいる皆さんの共通の思いとなることをお願いして、私の一般質問を終わりにします。

○議長（中崎政長君） 以上で通告2番、大和田和男議員の質問を終わります。

少し早いのですが、暫時休憩をいたします。再開を午後1時といたします。

休憩 午前11時31分

再開 午後1時00分

○議長（中崎政長君） 再開をいたします。

---

◇ 古川洋一君

○議長（中崎政長君） 通告3番、古川洋一議員。

質問事項 1. スポーツ振興とひとづくり・まちづくりについて。

古川洋一議員、登壇願います。

古川議員。

〔10番 古川洋一君 登壇〕

○10番（古川洋一君） 議席番号10番、古川洋一でございます。

今回も那珂市を住みたい、住んでよかった、ずっと住み続けたいと思える町にするため、市民の代弁者として一般質問をさせていただきます。

それでは、通告に従いまして質問させていただきますので、よろしく願いいたします。

今回は、スポーツ振興とひとづくり・まちづくりについてお伺いいたします。

スポーツの振興がひとづくりやまちづくりに大きく貢献するというのが、私が今回一番申し上げたいことでありますので、その点を趣旨として、執行部のお考えをお伺いしてまいります。

まず、河川敷グラウンドの整備についてお伺いいたします。

スポーツの各種団体からの要望を受け、戸多地区の那珂川河川敷にグラウンドを整備する

計画であることは、これまでのご説明で理解をしておりますが、その進捗状況を確認させていただきたく、教育部長にまずお伺いいたします。

○議長（中崎政長君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） お答えいたします。

那珂川の清流と豊かな河川空間を有効活用したかわまちづくりを実現するために、7月29日に那珂市かわまちづくり支援制度推進協議会を設立いたしまして、これまで3回の会議を行っております。

また、地元住民や利用予定団体からアイデアをいただくため、ワークショップを3回行いまして、その他に地区のイベント等におきまして、パネル展示等で情報提供を行ってきたところでございます。

こうした意見を反映したかわまちづくり計画の国への登録申請を今月12月中に行う予定となっております、平成33年度からの供用開始となるように鋭意進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 古川議員。

○10番（古川洋一君） 利用予定団体、さらには地元住民からのアイデアをいただくワークショップを開催し、そこでのご意見を反映したかわまちづくり計画を今月中に国に申請し、平成33年度の供用開始を目指しているということであります。

平成33年度ということは、あと4年ちょっとでしょうか、で利用できるようになる予定ということですが、団体が要望書を提出してから10年近くかかっての実現ということになるんだと思います。いずれにいたしましても、新たにグラウンドが整備され、スポーツに取り組む市民の活躍の場がふえることはうれしい限りでございます。

ただ、私が気になっておりますのは、せっかく長い年月をかけて、また多額の費用をかけてやっとグラウンドが整備された、ところが、でき上ってみたら何と使いづらいことかと、要望団体や利用者の喜びがため息に変わらなければいいがというふうに思っております。以前から、多目的グラウンドというのは聞こえはよろしいのですが、全てにおいて中途半端で、何をやるにも使いづらいと申し上げてまいりましたが、それが私が見てきた現実であります。

利用予定団体のご意見も伺いながら進めているということでもありますから、私が心配するには及ばないと理解してよろしいのか、再度、要望団体からの要望を満たしているのか、また地域の地元住民からの要望も聞いているのか、改めてお伺いいたします。

○議長（中崎政長君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） お答えいたします。

施設の整備につきましては、河川区域による利用制限はございますけれども、練習を主としたスポーツ利用ができるように、サッカー協会外の4団体からの要望も踏まえまして、敷地内で最大限のスペースを確保しまして、それぞれの種目で利用できるように計画をしま

いりたいと思っております。

また、地元からの要望につきましては、地元住民の方も参加しておりますワークショップやアンケート調査で出された意見を、そういった要望をできるだけ反映した計画として、協議会の委員となっております地元自治会の代表の方の意見もいただきながら、にぎわいづくりにもつながるようにしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 古川議員。

○10番（古川洋一君） ありがとうございます。

サッカー協会等の団体からの要望を踏まえて、敷地内に最大限のスペースを確保すると、また地元からの要望については、地域のにぎわいづくりにもつながるようにしていくということです、安心をいたしました。冒頭に申し上げましたように、スポーツ振興だけでなく、そういった環境整備がまちづくりにも貢献するということでもあります。

ちなみにサッカー協会からの要望では、試合もできるようなグラウンドだったかと私は記憶しておるんですが、ただいまのご答弁では、練習を主とした利用ができるようにということでもありますけれども、サッカー協会ではそれでよしとおっしゃっているのか、大丈夫でしょうか。

それと、先ほどサッカー協会外4団体とおっしゃいましたけれども、4団体とはどういう団体ですか、あわせてお伺いしたいと思います。

○議長（中崎政長君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） お答え申し上げます。

まず、施設の整備面につきましては、これからかわまちづくり計画が国の申請を行いました、それが登録になった後に、詳しい詳細な設計はそちらの段階で入ることになります。ただ、いずれにしましても、その競技ができるような施設としていくという考えでいるのは基本ということでございます。

また、2番目のサッカー協会以外の団体ということにつきましては、那珂市の野球連盟、そして那珂市ソフトボール連盟、那珂市女子ソフトボール協会、そして那珂市グラウンドゴルフ連盟の4団体でございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 古川議員。

○10番（古川洋一君） くだいようですけれども、整備計画の面的な整備内容を決定前に要望団体や地元にも必ずお示しいただくことをお願いしたいんですが、いかがでしょうか、お伺いいたします。

○議長（中崎政長君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） 先ほども一部ご答弁申し上げましたけれども、年内に国への申請をする計画書につきましては、全体的な施設の概要ということになります。具体的な面的整

備、内容につきましては、国への登録後に5団体も構成員として含まれております協議会の中で協議をしていくということになります。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 古川議員。

○10番（古川洋一君） 市長は以前、グラウンドの整備は私の使命であるというふうに述べられましたので、安心はしているんですけども、仏をつくって魂入れずにならないよういろんな方の関係者のご意見、ご要望を聞いていただき、立派なグラウンドになるように言っても河川敷のグラウンドでありますから、もちろんいろんな面での制約はあるでしょうけれども、そのような魂を入れたグラウンドを整備していただきたいということを強く要望しておきたいと思います。

次に、青少年競技者の育成についてお伺いしてまいります。

4年後には東京オリンピック・パラリンピックが、そしてまたその前年には茨城国体も開催されます。オリンピック等々の国際的な大会で金メダル等を獲得した選手に対して、各自治体が名誉市民とか市民栄誉賞等々の名前でその活躍をたたえ、選手が地元を凱旋する姿をよく見聞かいたします。そのときに、この自治体はこの選手に対してこれまでどのような支援し、育成してきたんだろうというふうに私は考えてしまいます。何の支援もしていないのに、たまたまその町の出身だったということを知って、あたかも長年支援し続けてきたかのように、おらが町のヒーロー、ヒロインだと言っているだけだったりするのかななんて思っています。そういうのを「いいとこどり」というんですよね。

私はこの那珂市においても、そういった選手の発掘から始まり、支援をし、選手が国際的、または全国的にすばらしい活躍をされ、那珂市には本当にお世話になったと、那珂市のために何か恩返しをしたいと言ってくれる姿を思い描いておりまして、それがまさしくひとづくりだと思っております。

まず、青少年競技者、特に次世代競技者である小中学生のスポーツ活動に対する資金面での助成は、どのようなものがあるのかお伺いいたします。また、行っているのであれば、そのサポートを強化するお考えはあるのか、あわせてお伺いします。

○議長（中崎政長君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） お答え申し上げます。

小中学校の児童・生徒がスポーツ等におきまして、関東大会や全国大会に出場した場合には、関東大会等出場派遣費補助事業というものがございます。こちらにおきまして、遠征にかかる交通費や宿泊代等について助成を行っているところでございます。

また、少年団の団員となっている子供さんがやはり大会等で上位に入賞して、関東大会等に出場した場合には、少年団の本部のほうから定額の助成が行われてございます。

さらに、今年度からでございますけれども、スポーツ振興を図ることを目的といたしまして、スポーツ大会出場報奨金交付要綱を定めました。これによりまして、国際大会や全国大

会に出場する団体や個人に報奨金を交付いたしまして、称賛の意味も含めまして助成を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 古川議員。

○10番（古川洋一君） 関東大会や全国大会など、上位大会に出場するための遠征費や宿泊費を助成していらっしゃる。そして、さらには今年度からスポーツ大会出場報奨金交付要綱を定め、国際大会や全国大会に出場する団体、個人に報奨金を交付しているということがあります。

このスポーツ大会出場報奨金交付要綱でございますが、この制度そのものの存在そのものをご存じない方も多いかと思われましたので、議長にお許しをいただきまして、那珂市スポーツ大会出場報奨金交付要綱を皆様にお配りさせていただきました。このスポーツ大会出場報奨金交付要綱は今年度からということでございますが、要綱に基づき報奨金を交付された実績はございますでしょうか、お伺いします。

○議長（中崎政長君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） お答えいたします。

公益財団法人全国高等学校体育連盟が主催します全国大会に出場した水戸農業高等学校に在籍をしております生徒に対しまして、報奨金を交付してございます。具体的には馬術競技大会に出場しました団体に4万円、相撲選手権大会に出場した団体に5万円、そして陸上競技大会に出場した選手に1万円を交付しております。以上、3件でございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 古川議員。

○10番（古川洋一君） では、この交付要綱の中に交付の対象者を定めた第3条第1項第4号にその他市長が認める者というふうに書いてございますけれども、具体的にはどのような方が該当するのか、お伺いいたします。

○議長（中崎政長君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） お答え申し上げます。

例えばということで申し上げさせていただきますと、国際大会で申した場合に、アジア大会につきましては対象となっております。ただ、そのアジアの一部であります東アジア大会等については、現在のところ対象になっておりませんが、こういった要綱に掲げる大会に準じているような大会が該当するものと考えております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 古川議員。

○10番（古川洋一君） 交付要綱の今度は第2条には対象大会の定めあり、第3条には対象者の定めがございます。つまり何々大会に出場した誰々に報奨金を交付するということが規定されているわけですが、先ほど交付の実績を教えていただきましたけれども、あれ、漏れ

ているんじゃないかなと気づいたことがあります。

第2条、対象大会の1つとして、全国大会というのがあります。その中に、ウに日本高等学校野球連盟が開催する大会とございます。つまり春、夏の甲子園大会ということだと思いますが、この対象者なんです、第3条第1項には、次の各号のいずれかに該当する個人または団体とするというふうに規定をされております。第2号には市内の学校に在籍する者とありますから、例えばですけれども、地元的那珂高校や水戸農業高校が甲子園に出場した場合は、市外の在住であっても、選手全員が対象になるということだと私は解釈いたします。

問題は、その前の第1号に、市内に住所を有する者とあるんですよ。この3条は先ほども言いましたけれども、次の各号のいずれかに該当する場合ということですから、市外の学校に在籍する選手であっても、市内に住所を有していれば対象者になるということだというふうに私は理解いたします。であれば、夏の甲子園大会、今年の夏甲子園大会に出場し、ベストエイトまで勝ち上がった常総学院に那珂市在住の選手がいたと思うんですけれども、これは該当しませんでしょうか、お伺いいたします。

○議長（中崎政長君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） お答え申し上げます。

ただいまのケースの場合でいきますと、該当する者というふうに考えられますけれども、この制度につきましては、報奨金の交付を受けようとする場合には、まずは申請をしていただくということになってございます。また、その内容を審査いたしまして、要件に該当する場合には交付をするということになってございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 古川議員。

○10番（古川洋一君） ちょっと言い方は悪いですが、交付を受けようとする者は申請しろということですね。

アンテナを高くしていただいて、そういう選手がいたら、せめてこういう制度があるから申請したらどうですかと積極的に応援しようという気持ちが見えません。私が知る範囲では、甲子園にご息が出場するとなると、多くの親御さんが自費でバスを仕立てて、甲子園まで応援に行っているというような話をよくお聞きします。そのような費用とこの報奨金というのは趣旨が違うでしょうから、バス代の一部を助成しろというところまでは申し上げるつもりはございません。でも、例えば市役所に那珂市在住の誰々選手、甲子園出場おめでとう、そういった横断幕といいますか、そういったものでも1つでもかけてくだされば、どんなにうれしいことかなと思うんですよ。那珂市はそういう選手を私は見逃してはいけないと思うんです。それがひとづくりにつながるんじゃないのかなというふうに思っているわけであり

ます。

次に、中学校の部活動についてですけれども、先ほど関東大会や全国大会に出場した場合に、遠征にかかる交通費や宿泊費等を助成しているというようなご答弁がございましたが、

市からの助成だけでは足りず、中にはPTA会費を値上げた学校もあるというふうに向いました。一部の生徒、保護者の負担を減らすべく、PTA、つまりみんなで支援しようというお考えはすばらしいことではありますけれども、こういう時代でありますから、うちの子は部活はやっていないんだとか、そういう意見もあるようでして、PTA会費を値上げするというのは容易なことではありません。

ということで、新人戦や総体に出場するためにバス代の負担が大変だということは認識されているようではあります。少しでもまた負担を減らすような対策は何か考えられませんかでしょうか、お伺いします。

○議長（中崎政長君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） お答え申し上げます。

中学校におきましては、ただいまお話がありましたように、新人大会や総合体育大会、そして音楽会の参加等校外学習も含めましてバスを利用する機会が多くございます。現在、学校の規模に応じて、バス代につきましては、市の予算配分を行っているところでございますけれども、特にそのバス代につきましては不足しているという状況の中で、PTA会費や部活費から負担をいただいているという状況のようでございます。

こうしたことから、来年度につきましては、学校行事として必要なバス代につきましては、少しでも保護者の負担を少なくできるように、予算化を予定してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 古川議員。

○10番（古川洋一君） さらなる予算措置を考えてくださっているということで、大変うれしく思います。財政担当の総務部長、よろしくお願いします。

ただ、各校に予算配分すべく要望していくということではあります。関東大会や全国大会に出場できるかもしれないといったある程度の予測をされての予算要望だと思います。しかし、予想以上の活躍によるうれしい誤算ということもありますし、またその逆もあると思います。その年によっても違うと思います。そう考えますと、毎年見込みで各校に予算配分する難しさというものもあるのではないかなというふうに考えます。

そこで、提案なのですが、例えばふるさと納税を利用したり、市内の企業や個人からの寄附を募るなどして、スポーツ基金を創設して、中学校の部活動に対する市の助成予算もこの基金に繰り入れて、保護者の負担軽減を図るべく必要に応じて助成をしていく。加えて、同様に個人に対しましても、基金から育成費として一部を補助するなどして、青少年競技者の育成を図るような仕組みづくりができないものかというふうに思うんですが、教育部長、いかがでしょうか。

○議長（中崎政長君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） お答えいたします。

まず、次世代の有望な競技者の発掘を行ったり、競技ごとの技術的なサポートを行ったり等につきましては、県レベルでの選抜がございまして、そちらで対応していただいているというのが現状でございます。

また、学校予算等につきましては、基金という形ではなく、やはり教育予算事業の中でしっかりとしたその必要な予算を確保していきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 古川議員。

○10番（古川洋一君） そうしますと、個人、中学校等の部活動に対しては、しっかりこれは市の責任として予算を措置していくということで、それはそれでありがたいことなんですが、個人のいわゆる将来的に有望な選手、個人に対しての育成のところについては、特段考えていらっしゃるのかなというふうに思いますが、ちなみに個人的に、先ほど言いましたふるさと納税なんですが、例えばスポーツ選手の育成に役立ててほしいといった寄附者の意思、要望が、つまり用途を限定したそういう要望があった場合、そのお金はどのように使われるのでしょうか。これは総務部長ですか、お伺いします。

○議長（中崎政長君） 総務部長。

○総務部長（川崎 薫君） お答え申し上げます。

ふるさと納税をしていただく場合は、用途を指定して寄附をしていただいております。指定をしていただく分野は、5つの事業の中から選んでいただいております。5つの事業でございますけれども、1つが自然環境の保全に関する事業、2番目といたしまして、福祉施策の充実に関する事業、3つ目としたしまして、教育または文化の振興に関する事業、4つ目といたしまして、快適な生活環境の形成に関する事業、5つ目といたしまして、協働のまちづくりに関する事業でございます。市といたしましては、寄附者の意思を尊重し、その年度内に指定していただいた分野に該当する各事業に寄附金を充当しております。

このようなことから、古川議員のおっしゃる事業が現在実施している事業であれば、寄附金をその事業に充当するという形になります。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 古川議員。

○10番（古川洋一君） ありがとうございます。

ということは、現時点ではその充当する事業がないので、育成事業というそういう事業がないので、振り分けようがないんだということなんだと思うんですけども、であれば、その事業をつくってもらえばいいだけの話なんですが、私から言わせれば。

ただ、現時点でその寄附者の意思が例えばスポーツの振興、育成に役立ててくださいという気持ちがあっても、果たして、先ほど、今おっしゃった5つのその事業にどれなんだろうと考えたときに、該当するのは教育文化あたりなのかなというふうなことは想像はつくにしても、でもそういう意思を持って寄附をされたこの教育文化という部分に用途をあれして、

寄附していただいたとしても、それはスポーツ振興には回らないという結果になってしまうわけですから、その辺をできるように、先ほどつくっていただければいいんじゃないかという話もしましたし、例えば、今インターネットでそれを選択していらっしゃるわけですよね、5つの中からね。

であれば、その外に例えば教育文化なら教育文化にチェックを入れたとしても、その中で例えばスポーツの振興に、選手の育成に充ててほしいというような特記事項みたいな部分を寄附者が書き込めるような、そういう欄もあってもいいのかなということで、それが市のほうでどういうふうにか、どうにか割振り振るかという部分は考えてもらってもいいんじゃないのかなというふうに思いますので、これは検討事項としてぜひご検討いただければなというふうに思います。

では、最後にマラソン大会についてお伺いをしてまいります。

以前から、那珂市には他市町村のマラソン大会等に出場している市民ランナーがたくさんいるので、本市でもマラソン大会を開催してはどうかということで、何度か一般質問をさせていただいております。そして、その都度検討しているというご検討をいただいております。そして、前回、昨年12月の定例会では、マラソン大会を見据えて冬季駅伝大会に測定チップを導入してみるというようなご答弁がございましたが、その効果や状況はどうでありましたか、お伺いいたします。

○議長（中崎政長君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） お答えいたします。

昨年度の冬季駅伝大会におきましては、測定チップの導入によりまして、集計や時計係員などの人的負担を大幅に削減できることや、大会全体の時間の短縮化の可能性が確認できたというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 古川議員。

○10番（古川洋一君） 人的負担が大幅に削減されたと。そして、大会全体の時間の短縮化の可能性も確認できたということで、那珂市でのマラソン大会の開催に向けて、一步一步前進しているものと理解をいたします。

以前から申し上げておりますけれども、マラソンは団体で順位やタイムを競う駅伝とは違い、個人それぞれの楽しみ方がございます。誰でも気軽に参加できるマラソン大会を那珂市でも開催してほしいという声も多数ありますし、私は市のにぎわいづくりにもなると確信をしております。

なお、マラソン大会と申しましても、フルマラソンでなければいけないということは申し上げておりません。ハーフでも10キロでもいいし、児童・生徒も参加できる5キロ未満のコースもあるべきだと思います。

これまで私は、ランナーが市街地を走れるコースが理想ではあるけれども、現実的には総

合公園の周辺など、郊外であっても仕方ないという言い方をしてまいりましたが、後ほど詳しくお伝えいたしますが、本年10月30日に開催された水戸黄門漫遊マラソンの話を伺いまして、参加者と家族と運営スタッフしかいないようなコースでやることの意義を私自身は見出せなくなりました。まずは、これまでの経緯も踏まえて、本市での開催に向けた今後のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（中崎政長君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） お答え申し上げます。

他市町村で開催されておりますマラソン大会では、スポーツ面だけではなく、観光地や商店街を通ったりと、観光PRやまちのにぎわいづくり、そして経済効果などがあるものと思っております。

那珂市での開催を参加者側の立場で考えますと、先ほどご説明がありましたように、一定程度の市内からの参加は見込まれるのではないかと考えておりますけれども、市外からの参加者につきましては、未知数ではないかというふうに考えております。

また、運営面から考えた場合、特にコースとなる沿道の住民の方々や、商店や企業などからご協力やご理解をいただけるかどうか、またそうした方々が開催を要望されているのかどうか重要な要素になってまいりますので、市民や関係者からの開催を要望の声や気運が高まってくれば、開催に向けての検討を進めることはできるのではないかと考えてございます。

ただ、一方で、市の財政状況は非常に厳しい状況でございます。昨年12月議会の市長答弁におきましても、開催の意義や費用対効果についての理解が重要であるというようなお答えをしておりますけれども、教育予算につきましても、今後、新幼稚園の建設をはじめいたしまして、校舎や屋内運動場の大規模改修、学習指導要領の改訂に伴う英語教育への対応、そして学校からの要望、そして国体の開催等、今後も多くの事業や予算の確保が必要となってくる状況となっております。

教育委員会といたしましては、まずは教育環境の充実を最優先として取り組んでいかなければならないのではないかと考えてございますので、マラソン大会の開催につきましても、当分の間は困難ではないかというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 古川議員。

○10番（古川洋一君） できない、やらない理由を並べていただきました。教育予算の中でも優先順位は低いとのことでもあります。

ただ、この先検討する時期と申しますか、条件として、開催要望の声や気運が高まってくればというようなご答弁でありましたが、では具体的にどのような状態になったら気運が高まったといえるのでしょうか、お伺いします。

○議長（中崎政長君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） お答えいたします。

例えば市民団体や商業関係者、そしてスポーツ関係者等、多くの関係者から開催に向けた提案書のようなものが提出されていただければ、気運が高まってきているというふうに判断できるのではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 古川議員。

○10番（古川洋一君） 多分、要望書、市民の方から要望書が提出されればというようなご答弁になるのかなと思ったんですが、今提案書というふうにおっしゃいました。提案書とはどういったものでしょうか。

○議長（中崎政長君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） お答え申し上げます。

要望書につきましては、署名等の内容になるかと思えます。提案書という形になりますと、いろいろな課題も考えられますけれども、そういった課題を解決するような提案として、市のほうと協働して行っていくというようなことが考えられるのかなというふうに思っております。

○議長（中崎政長君） 古川議員。

○10番（古川洋一君） つまりいろんなハードルがあるかと、課題があるかと思えますけれども、コースですとか、運営体制、それから予算、そういった部分についても主体性を持った提案書というものを出してほしいということなんでしょう。大分ハードル上げられますよね。提案書なるものを提出した団体が主体的にやってくれるんだったら、金と口は出すよということなんでしょうか。丸投げのいいとこどりの典型的なパターンであります。

では、昨年12月定例会の一般質問に対し、市長は開催の意義や費用対効果について理解が重要というふうにご答弁をされましたけれども、その開催意義というのは具体的にどのようなものなんでしょうか。部長で結構です、お伺いします。

○議長（中崎政長君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） お答え申し上げます。

開催の意義はということでございますけれども、開催の目的と効果というふうに言いかけられるのではないかと考えております。何をどのように変えていくためにマラソン大会を開催するのか、目的と成果を達成するための手段として、それが一番いい取り組みなのかということをよく精査をしていく必要があるということかと思えます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 古川議員。

○10番（古川洋一君） ですから、その目的や効果をお考えになっていますか。考えていないからやろうという気にならないんじゃないでしょうか。考えてみましたか、いかがでしょうか。

○議長（中崎政長君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） お答え申し上げます。

議員のほうから、ひとづくり・にぎわいづくり・まちづくりというような目的があったかと思えます。確かにこのマラソン大会というのは、そういったものに寄与するというふうには思っておりますけれども、そのマラソン大会が唯一の手段なのかということもあろうかと思えます。そういった多くの選択の中から一番費用対効果も含めまして、事業を見きわめていくということが必要なのかなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 古川議員。

○10番（古川洋一君） 今、費用対効果という言葉も出てきましたけれども、費用対効果は考えたんですか。いいです、お答えは結構です。

ですから、スポーツを通して、それは参加者だけではなくて、応援する人も協力する人も含めてひとづくり・まちづくりにつながるんですよと、それが私の考える開催意義なんですよ。

じゃ、市長にお伺いいたしますけれども、マラソン大会から離れても結構ですけども、市長の考えるひとづくり・まちづくりというのはどういうことでしょうか、お伺いします。

○議長（中崎政長君） 市長。

○市長（海野 徹君） 特に、スポーツを通じたひとづくり・まちづくりについてお答えをしたいと思えます。

今年はリオ五輪が開催されましたが、多くのアスリートの活躍とメダルの獲得を見て、スポーツはまさに夢と感動を多くの人に与えてくれるものだということは、再確認いたしました。こうしたトップアスリートの活躍から、那珂市の子供たちも将来に向けた夢と希望を大きく膨らませて、そしてどんどん成長していく姿は、市民やまちづくりにも活気をもたらしてくれるものだというふうに思っております。

また、スポーツは市民の健康づくりだけではなく、人の心を明るく楽しくし、人と人をつないでもくれます。こうしたスポーツに多くに市民が親しむことで、まちとしての魅力も高まってくるのではないかというふうに思っております。

先ほど、かわまちづくりについてのご質問もありましたが、こうしたスポーツに親しむ環境を充実することによって、ひとづくり・地域づくり・まちづくりに大きく貢献し、ひいては那珂市の魅力向上につながるものというふうに考えております。

○議長（中崎政長君） 古川議員。

○10番（古川洋一君） そうですよ、理解をさせていただいているというふうに思います。

スポーツの振興には、今おっしゃったように参加する方だけでなく、いろんな可能性を秘めているわけですよ。ということから、これからちょっと水戸の黄門漫遊マラソンの概要のほうを少しお伝えしてまいりたいと思えますから、そこでどのように皆様方が感じ、これ

からどうしたいのかという部分をちょっとまたお伺いをしてまいりたいと思います。

では、10月30日に開催された水戸黄門漫遊マラソンから本市での開催を考えてみたいというふうに思います。

先日、この大会の事務局となった水戸市市民協働部、スポーツ課の職員からいろいろお話を伺ってまいりました。そのときの私のメモから、要点を絞って概要をお伝えし、それぞれについて私の感想、意見等を述べさせていただきたいと思います。

まず、開催までの経緯ですが、大会の開催については数十年前からの悲願であったということです。過去には商工会議所青年部の方々を中心に、千波湖の周回コースを利用して行っていた時期もあったそうですが、陸上競技協会や商工会議所青年部、またマラソンやジョギング愛好者等から市街地を走る大会を開催してほしいという要望を受け、3年前に高橋市長が開催を決断したとのことであります。じゃ、その3年前に何があったのか。地震に伴うさまざまなハードルが下がったのかということではないらしいんですね。つまりこれまでの首長よりも高橋市長の思いが強かったということだというふうに思います。

次に、大会のコンセプト、つまり開催の意義ですが、3つあったそうです。1つは偕楽園、千波湖、県庁、三の丸地区といった水戸の歴史、観光資源、自然の魅力を生かすということ。2つ目は地域協働によるさらなる文化づくり、それにより地域の活力を生む、経済効果もある、小中学生に将来の希望、夢を与えるということであります。3つ目が大震災からの復興であります。

先ほど、那珂市での開催の意義についてお尋ねいたしましたけれども、私が申し上げているのがこの2つ目の、言いかえればひとづくり・まちづくりなわけであります。

そして、成功の最大の要因は何ですかとお伺いしましたところ、即答です。高橋市長の思い、決断、行動力、交渉力だと思いますという答えが返ってまいりました。それはどういうところかということ、実施にはさまざまなハードルを乗り越える必要がありますけれども、例えばコース設定や交通規制の問題、これには市長みずからが警察トップとの協議に当たった。これにより警察の多大な協力が得られた。コース設定には警察からの提案もいただくことができた。当日は439名の警察官を配置し、信号機69カ所をとめて対応したなどであります。

ボランティアについては、団体、企業、グループ、個人の枠で募集し、合せて約3,000人の応募があったとのことであります。15カ所の給水所は、市内の中学校全15校にそれぞれお願いをし、それぞれの学校内でボランティアを募集したところ、集まり過ぎて断ったという学校もあったようで、できなかった生徒からは、来年は絶対やらせてくださいというふうに言われているそうであります。ボランティアの外にも、なんらかの形で応援したい、水戸に来てくれる選手たちのおもてなしをしたいということで、ランナー応援隊というものが42団体、1,400名が51カ所に分かれて合唱や吹奏楽の演奏、太鼓やフラダンスなど大いに盛り上げてくれたということでもあります。

事業予算ですが、総額が1億6,000万円、これを1万人以上のランナーの参加費、協賛金、物販収入、さらにはt o t oからの800万円の補助金もあり、これらの収入をもって収支はとんとんだそうです。この予算は、先ほど教育委員会の予算がないと、外にも優先の高いものがあるというようなお話がありましたけれども、この予算は1つの部署の予算ではなく、水戸市全体のイベント予算補助として計上したということでもあります。つまりそういう教育委員会とか、そういうレベルじゃないといいますか、水戸市全体のイベントであって、一部署が行うものではないということなんですね。そういう考え方なんです。

今回何より驚きましたのは、実行委員会事務局を市のスポーツ課が務めましたけれども、たった1名の増員、その準備に向けてですね、の増員で、課の職員15名が、ケーズデンキスタジアムの中に事務局があるんですけども、課の職員15名が通常業務に加えて準備をしてきたということでもあります。そして、さまざまな許可申請とか協力依頼をしたと思うんですけども、これらの名前は、実行委員長高橋 靖ではなく、全て水戸市長高橋 靖で申請したということなんです。ですから、団体も企業も住民も水戸市がやるんなら協力しようという気になってくれたのではないかというふうに話をされておりました。また、市の職員を動員するにも、そのほうがやりやすかったということでもあります。

参考までに、参加者数については県内外それぞれ約6,000名でほぼ同数、県内と県外の参加者ほぼ同数だったそうですが、東京方面から来水される参加者が多かったために、当日は常磐線に臨時列車を2本走らせたそうです。水戸市内、市外という数は出していないそうですが、いずれにしても、那珂市からの多くの方が参加くださって、本当にありがとうございましたということでありました。

最後に、大変なご苦勞があったでしょうねというふうにねぎらいましたけれども、いや、それはもう大変でしたよと。でも、市長をはじめとする関係者の思いや、コンセプトでもある子供たちの未来などを考えたら、やらずにはいられませんでしたと、やってよかったと、また来年も頑張りますということでもあります。

長くなりますからこのくらいにしておきますが、どうでしょうか、執行部の皆さん。一言で言うと、私はトップの考え1つということになるんですけども、最後に、市長に今のお話を聞いての感想、またこれからのことについてのお考えについてお伺いしたいと思います。

○議長（中崎政長君） 市長。

○市長（海野 徹君） すばらしい事例をお示しいただきまして、ありがとうございました。私のほうも、この黄門漫遊マラソンについてちょっと調べましたので、それを申し上げながら最終的な考えをお話ししたいと思います。

事業予算はおっしゃるとおり1億6,000万円、参加費が9,000万円の収入。その内訳はフルマラソンの部が参加費8,000円で1万人、5キロの部が参加者3,000円で2,000人、2キロの部が参加者1,000円で1,000人、その合計が先ほどの9,000万円の総額となります。

協賛金が、これは企業とかそういうところからいただいたお金ですね、これが4,500万円

で、先ほど t o t o からの話もしておりましたけれども800万円で、水戸から持ち出しというか、それが1,700万円で、参加費とその合計が事業予算1億6,000万円という形になります。

当日、さまざまな役割を担う係員は、ボランティアが3,400人、銀行関係が多かったように聞いています。それから事務局や役員、補助員が400人で合計3,800人の規模となりました。また、警察署との協議は、マラソンのコースや警備、安全対策などに多岐を要したものですから、先ほどのお話ありましたけれども、2年間を要したということでもあります。

したがって、那珂市において開催する場合に、水戸市と同様に盛り上がりがあることももちろん必要なんですけれども、1万3,000人の参加者があるかと、それから3,800人のボランティアの方々をご協力いただけるかといういろいろな問題もあります。それから、1,700万円の市費を、これフルマラソンでやれば同じ規模になりますから、同じ経費がかかるわけですね。1,700万円の市費を投入することにはなるんですけれども、協賛金や参加者数が少ないと物すごい持ち出しになっちゃうわけですね、やるにしても。かなりの金額になると思います。

先ほども部長から答弁しておりますけれども、財政が大変厳しい中、幼稚園の建設事業など優先順位の高いものから着手しなくちゃいけないんですね。先ほど申し上げましたように、マラソン大会はかなり綿密に計画してやらなければならない。3年、高橋さんやると決めて3年かかったわけですね。だから現時点では開催は考えておりません。そういうことで答弁とさせていただきます。

○議長（中崎政長君） 古川議員。

○10番（古川洋一君） 先ほども私申し上げましたけれども、フルマラソンでなくてもいいんですよ。フルマラソンは理想ですけども、ぜひやってほしいんですが。でも、フルマラソンが無理だというならば、もちろんそこまでお金かけられないという部分も当然わかります。ですから、できることをやっていただければいいんですが、やる前から参加者が集まるのか、ボランティアが集まるのかということは、努力すればいいんですよ。

水戸市でも言っていましたよ。よくそんなに人を集めましたねと。そりゃ、努力しましたからと。企業も歩きましたよ、お願いしに。その依頼書が水戸市長高橋 靖なんですよ。ですから、じゃ協力しようと言って、協賛金だったり、参加者にそれが直接つながるかどうかわかりませんが、そういうことがあったと。ですから、努力をすることが大前提です。ですから、やる前にいろんなハードル、できない理由を並べるのではなくて、どうやったらできるかと、できることを一生懸命考えていただいて、ご検討いただければなど。

そして、マラソン大会がそのまちづくり・ひとづくりに、それほどお金をかけて役に立たないと、もし判断されるのであれば、マラソン大会でなくてもいいということです。マラソン大会をやってくださいという要望者の方は多いですけども、言われていますけれども、それが市がそうじゃなくて、こっちのほうがいいだろうと、こっちのほうに効果あるだろう

というのであれば、それをやってくださいよ。それが何なのかわかりませんが、そういうことも見つけていただくという努力も惜しまないでいただきたいなというふうに思います。

以上で私の一般質問を終わりにさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（中崎政長君） 以上で通告3番、古川洋一議員の質問を終わります。

暫時休憩をいたします。再開を14時といたします。

休憩 午後 1時48分

再開 午後 2時00分

○議長（中崎政長君） 再開をいたします。

---

#### ◇ 小 宅 清 史 君

○議長（中崎政長君） 通告4番、小宅清史議員。

質問事項 1. 市営住宅の現状と今後を考える。2. 菅谷地区の排水対策の進捗と将来の計画について考える。3. 消防団及び自主防災組織の活性化対策を考える。4. ふるさと納税の仕組みを踏まえ、傾向と対策を考える。

小宅清史議員、登壇願います。

小宅議員。

〔7番 小宅清史君 登壇〕

○7番（小宅清史君） 議席番号7番、小宅清史でございます。

通告に従いまして、質問をさせていただきます。

きょう朝から大和田議員、富山議員と古川議員と授乳室、しどりの湯、斎場の整備、マラソンと全ていたしませんというような答弁が多かったように感じますが、元気に私もやっていきたいなと思います。

それではまず、市営住宅の現状と今後を考えるでございます。議長の許可をいただきましてお配りいたしました資料1をごらんになってください。

私も市営住宅あるのは知っていたんですが、実際那珂市内にどれだけあるのかというのを今回初めて資料で知ることができました。市内現在7カ所の市営住宅でございます。戸数にするとこちらは全部でいくつございますでしょうか。

○議長（中崎政長君） 建設部長。

○建設部長（小泉正之君） お答えいたします。

現在管理している戸数でございますが、7団地280戸を管理しております。

以上です。

○議長（中崎政長君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） 280戸ということでございます。那珂市の戸数が約2万2,200戸ですから、1割強が市営住宅というような計算になるのかなと思います。ごめんなさい、1割ではない、1%ですね、1%です、すみません。まず、この表ですね、見ていただいて皆さん思うことだと思うんですが、建築年度、非常に古い建物が多ということでございます。

近年、空き家問題がいろいろ取り沙汰されております。前回の定例会でもいろいろありましたし、私も以前一般質問で取り上げたことがございました。市営住宅の場合は、完全に管理は市の責任でございますので、解体や修繕などは当然市が負担するということになるわけでございます。そうすると、やはり老朽化というのは非常に問題になってくるのかなというふうに感じております。今回、なぜ市営住宅をとられた方も当然いらっしゃるんですが、空き家問題を語っていく上では、やはり市営住宅というものも避けては通れないかなというようなことで、今回質問に上げさせていただきました。

それでは、全体の1%でございますが、市で運営しております実態と利用について考えていってみたいと思っております。

まず、市営住宅の成り立ち、こちらからひもといていきましょう。そもそも市営住宅ができたのはどのような経緯なのでしょう。

○議長（中崎政長君） 建設部長。

○建設部長（小泉正之君） お答えいたします。

市営住宅が整備された経緯でございますが、戦後の住宅不足を補うためと、低所得者に低廉な住宅家賃で住宅を供給するというを目的とした公営住宅を本市におきましては、昭和24年から昭和48年にかけて整備してまいりました。当時23団地、482戸の管理戸数がございました。その後、高度成長期を経て、供給量の確保から、住環境や住宅規模の改善に施策が変わりまして、統合や用途廃止を繰り返し、平成12年度までに3団地198戸の建てかえを行ってまいりました。現在はこれらの団地と市有地に建っております4団地82戸、合せて280戸の住宅を管理しているところでございます。

以上です。

○議長（中崎政長君） 部長、すみません、マイクもう少し近づけてやってください。お願いします。

小宅議員。

○7番（小宅清史君） 昭和48年には462戸あったと。今の倍以上ですね。当時の目的が戦後の住宅不足と低所得者に低廉な家賃でと、要は住宅が不足していたということだと思います。

公営住宅法というのがあるようです。昭和26年に施行され、第1条に、この法律は、国及び地方団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困

窮する低所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とするとなっております。昭和26年ですので、確かに太平洋戦争で家がたくさん焼けてしまったと、日本は焼け野原になったわけですから、復興において住宅の供給というのが、大変重要な役割だったというふうなことだと思います。

その後、日本は高度経済成長を迎え、新興住宅地がばんばん売れる時代に入っていきわけです。那珂市内に残っている市営住宅、一番古いものがこの表の中で見ますと額田第2住宅、昭和42年、間もなく50年になろうとしています。そこから始まりまして、中宿、かしま台、上宿西とこの4カ所はまさに、かしま台団地やときわ台団地の開発と時同じくするころの、今、空き家の問題が出ているあたりと同じ時代に重なってくるわけでございます。

先ほど、部長から説明でありましたように、この平成12年が最後ですか、それ以降は建てかえということではなく、そこにとどめられております。これを見て、いわゆるもう約20年ほど建てかえが進んでいないということでございますので、1つの仮定として、仮説としまして、市営住宅はもう既にその役割を終えたのではないかということを検証してみたいと思います。あくまで仮説ですので、それが結論というわけではありません。

まず、現在の入居率をお伺いしたいと思います。

○議長（中崎政長君） 建設部長。

○建設部長（小泉正之君） お答えいたします。

入居率でございますが、平成28年11月現在で93%でございます。内訳ですが、額田、中宿、上宿西住宅等の旧耐震の基準でつくられた住宅につきましては89%。鴻巣、鷺内、静駅前住宅等の新耐震基準でつくられた住宅につきましては95%でございます。

以上です。

○議長（中崎政長君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） 93%、ほぼ満室ということでございます。待機は、死亡されてあきが出るということが当然あるんでしょうから、現実的には100%近く稼働しているというようなことだと思います。

それから、家賃がどうかということをお聞きしたいと思います。家賃はこれ、私たちなかなか知る機会というのがないんですが、どのように設定されていますか。

○議長（中崎政長君） 建設部長。

○建設部長（小泉正之君） お答えいたします。

家賃の算定でございますが、国の基準に基づきまして、規模や市町村、経過年数、利便性などの各係数と毎年入居者の方から提出いただいております世帯全員の収入申告書を8段階に区分したものを掛けまして家賃の決定をしております。

以上です。

○議長（中崎政長君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） こちらの資料1で見ますと、家賃と書いてあるのが、一番安い適用の

方の家賃だというふうに伺いました。その上に8段階の細かい区分けがあると。一般的に市営住宅は安いというイメージで捉えられておりますが、所得の高い方には普通の家賃が課せられるというようなことになっているようです。

そうすると、280戸、一応ありまして、稼働率93%でございますが、年間の総家賃、どのぐらいになるのでしょうか。

○議長（中崎政長君） 建設部長。

○建設部長（小泉正之君） お答えいたします。

家賃につきましては、入居者の所得、空き家の発生状況により年ごとに変わります。歳入歳出の決算でございますが、平成26年度7,265万円、平成27年度7,788万円となっております。

以上です。

○議長（中崎政長君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） それが収入になるわけですね。

では、逆に管理費、経費ですね、これどのぐらいかかっていますか。

○議長（中崎政長君） 建設部長。

○建設部長（小泉正之君） お答えいたします。

管理経費でございますが、人件費を除きまして市営住宅管理事業費としまして、平成26年度の決算額で2,811万円、平成27年度の決算額で2,511万円、平成28年度の予算額ですが、3,080万円となっております。これは主に修繕費及び借地料でございます。また、今年度から住宅の管理の一部を業務委託しております。その他建設に係る起債返済額としまして、平成27年度につきましては7,780万円を返済しております。

以上です。

○議長（中崎政長君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） 午前中、大和田議員の質問で行革推進室長から、今年から一部業務委託だというふうに聞きまして、これがそれかというふうに思ったわけですが、これ、業務委託というのは何を業務委託されているようになったんですか。

○議長（中崎政長君） 建設部長。

○建設部長（小泉正之君） 業務委託に関しましては、滞納整理、修繕業務、夜間・休日の緊急受付などを茨城県住宅管理センターと契約をいたしまして、業務委託をしております。

以上です。

○議長（中崎政長君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） 昨年が2,511万円、今年の管理費が3,080万円ということで結構上がっているんですけども、これがいわゆる委託業務費ということなんですね。はい、わかりました。

大体の数字がこれで出そろってきたわけなんですけど、気になるのは採算性でございます。

家賃での採算、収支ですね、これはどのぐらいになるのでしょうか。

○議長（中崎政長君） 建設部長。

○建設部長（小泉正之君） お答えいたします。

収支についてでございますが、平成27年度を例にとって申しますと、市営住宅管理事業費としまして2,511万円、起債の返済が7,780万円、人件費1.5人分を見ますと約800万円、合わせまして支出は1億1,090万円。それで収入につきましては、先ほど申しました7,788万円になりますので、年間でいいますと3,300万円程度の支出超過となっております。

以上です。

○議長（中崎政長君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） 起債返済額というのが割と多くて、数十年たってもやっぱり7,700万円あるということで、3,300万円の過剰支出ということになってしまうわけですね。

そこで、もう一つ気になるのが、家賃の滞納という問題が出てくるわけでございます。先ほどそちらのほうは業務委託するというふうなお話ありましたが、回収が困難な滞納というのはどのぐらいあるのでしょうか。

○議長（中崎政長君） 建設部長。

○建設部長（小泉正之君） お答えいたします。

家賃の滞納でございますが、滞納決算額としまして、平成26年度1,226万円、平成27年度1,099万円、以上となっております。

以上です。

○議長（中崎政長君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） 家賃が7,780万円しか入らないんですが、うち1,090万円、1,100万円前後が滞納であるということでございますので、15%前後が滞納になっているということでございます。いろいろご事情があるでしょうから、これは一概にそれを立ち退きというわけにもいかないのも重々わかります。これは結構負担になってきているかなというふうな、市の財政にですね、気がしてまいります。

そこで、1つ疑問があるのですが、本来目的としまして、住宅のない方、それから低所得者に低廉な値段で住宅を供給するというような目的が最初の始まりだったということなんですけれども、今現実と比べて、実際そうばかりではないのじゃないかというような疑問が出てくるんですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（中崎政長君） 建設部長。

○建設部長（小泉正之君） お答えいたします。

議員のおっしゃられていることは、目的から外れる方、収入基準を超えた方のことだと思われま。この方につきましては、年々収入がふえて、収入超過になった方、この方については、当然家賃の上乗せというものをさせていただいております。それで、毎年家賃の決定通知書を送付する際、文書において明け渡しの協力願というふうな形でご通知差し上げてい

るところでございます。

以上です。

○議長（中崎政長君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） そうですか。

それから、もう一つ、いわゆる市営住宅に生活保護の方が入っているというようなことがなくはないんだと思うんです。そうすると、いわゆる生活保護の方には家賃扶助というものがございまして、あえて家賃の安いところに入るといような必要がないといようなことになるんですね。いわゆる、そうすると二重取りじゃないかといような議論も近年ございます。

こちらは、生活扶助を受けていて市営住宅に住むといようなこの必要性ですね、これはどちらかideいいのではないかと思うんですが、この点いかがでしょうか。

○議長（中崎政長君） 建設部長。

○建設部長（小泉正之君） 生活保護等を受けられている方は、当然扶助費の中で賄われます。ただし、保護を必要とされている方は、なんらかの事情によりまして入ってられるということが考えられます。保護がなくなったときに、低廉な住宅の市営住宅を利用することで、生活の安定が図られると考えられることから、他の住宅困窮者と同じようにすべきであると考えております。

以上です。

○議長（中崎政長君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） それでいくと、その生活保護だからといって市営住宅が必要なわけではないといようなことにはなるんですね、これ。そうするとじゃ、市営住宅は一体どういような人が必要なのかと。新婚の方々も今、市営住宅という選択肢をする方もいらっしゃると思うんですけれども、なかなか市のほう、行政のほうでもいろいろ、那珂市に住んでくれればこいう特典ありますよといような支援しておりますので、そうするともう築50年とか、こいうった住宅、これ、今後どうしていくかといすることにやはりなってくるわけです。

昭和56年に耐震基準が変わったといことは、皆さんご存じだと思うんですが、その前に建てられている住宅もあるわけです。それも市の管理だといことでございまして、今後この老朽化した住宅、これは市としてはどのようにしていく方針でしょうか。

○議長（中崎政長君） 建設部長。

○建設部長（小泉正之君） お答えいたします。

市営住宅の中には、先ほど言いました4団地旧耐震基準で建設されました82戸がございまして、これらの住宅の入居率ですが、先ほど89%と申しました。また数年前から入居者へのアンケート、木造住宅耐震診断を実施してきております。そして、今年度は市営住宅の長寿命化計画を策定しているところでございます。まだ最終的な判断には至ってございませんが、入居者の負担を最小限に抑える方法を検討した上で、まだ使用が可能か、可能な住宅かどう

かなどを総合的に判断しまして、使用を続けるのが難しいと思われる住宅につきましては、緩やかな用途廃止をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） 時代が変わりまして、住宅供給という意味合いも、民間のアパートも大分できてきてまして、大分変わってきたということがあります。ただ、セーフティーネットとしては市営住宅、やはりこれゼロにするわけにいかないというのも非常にわかるところでございます。セーフティーネットとしての市営住宅、これは必要だと思うんですけども、ただ、そういうわけで老朽化しているものも多々ある中、今後新しく整備をしていくのかどうかというところも大事なところなんだと思うんですが、この辺は、市としては方針は決まっているのでしょうか。

○議長（中崎政長君） 建設部長。

○建設部長（小泉正之君） お答えいたします。

議員ご指摘のように、市営住宅のセーフティーネットとしての役割は必要であると考えております。今後も既存の住宅をできるだけ有効に、そして長く使い続けられるように管理してまいります。

また、新たな整備の予定でございますが、昨今の応募状況、相談状況などから判断しますと、現時点での建てかえ等の予定はございません。

以上です。

○議長（中崎政長君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） なかなかここまでいろいろ事情があってジレンマだと思うんですけども、今後新しく整備していくのか、それともやめてしまって、民間のほうでそれに補助を出していくのか、そういったものもいずれ決めなければいけなくなってくるということはやってくると思います。シングルマザーの方ですとか独居老人の方、そういった方やはり必要だというような話もお聞きします。そういった中で、今後、那珂市の現況と人口の動向を考えながら見定めていく必要があるということだと思います。

以上で、市営住宅の現状と今後を考えるを終わります。

続きまして、菅谷地区の排水対策の進捗と将来の計画について考えるについて質問していきます。

ちょっと、早口ですみません。

太古の昔から、まちをつくれれば、必ず治水、排水が真っ先に重要でございました。人が生きる上で水というものは生命の恵みであり、一方、大量の水は人間の生活を脅かすものにもなり得ます。水をコントロールすることがまち形成の重要課題であり、人間がコミュニティを形成する上で一番考えなければならない政策でもあります。

皆様ご存じのとおり、菅谷地区は都市計画が進み、道路の舗装率や宅地化が進んできました

た。昔は沼地や田んぼであった場所がアスファルトやコンクリートになり、そうすると当然今まで浸透していた雨水が行き場を失って町中をさまよって、やがて低い土地に集中するということが起きてまいります。

菅谷地区におきましては、そこに居を構える方々から何とかしてほしいという要望が、市役所や自治会にも多く届いているものだと思います。まず、いろいろと都市計画の途中でございますので、いろいろとは、途中になっている部分もあるんだとは思いますが、両宮排水が整備されまして、大雨にも対処できるようになってきたということでございますけれども、それでも行き場のない雨水というものが見受けられてしまいます。このような場所を役所のほうでは、市民からの情報などで全て把握はされているのでしょうか。

○議長（中崎政長君） 建設部長。

○建設部長（小泉正之君） お答えいたします。

大雨等により道路が冠水する箇所につきましては、防災課と協力して、冠水箇所マップを作成して把握しているところでございますが、局地的な豪雨による雨水が短時間で解消するような箇所については、全て把握しているわけではございません。

以上です。

○議長（中崎政長君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） 3年前ですか、空き家調査を行なったときのように、やはり地元のことをよくわかっている自治会の役員さんたちをお願いして、そういう情報提供してもらおうというようなことも行ってもいいのかなと思います。ただ、空き家と違いまして、雨が降ったときじゃないと確認できませんので、これはかっぱ着て出かけていくので、多分結構大変な作業になってしまうと思います。ですので、調査費用も予算化して用意してもらってもいいのかなと思います。

とりわけ菅谷地区はほとんど平地でございますので、大雨で生命の危機というところまでは余りないかと思うんですが、水がたまったら家から出られないというような話はたまにお聞きします。血液でいいますと、給水が動脈でしたらば、排水のほうは静脈となります。両方とも重要で、どちらかがあればいいというものではありません。その大静脈として整備された両宮排水ですが、これができたことによって、ここに集めれば大量の雨水も対処でき、やがては早戸川を経て那珂川へとつながっていくというわけでございます。

一方で、現在も整備途中であります大井川ですね、ここは一の関ため池から中宿、那珂一中の横を通って堀之内、そして寄居で両宮排水の下流、早戸川と合流するというところでございますが、現在、この大井川の整備が県事業として進んでいるかと思うんですが、これが整備されることによってどのようなメリットがあるのでしょうか。

○議長（中崎政長君） 建設部長。

○建設部長（小泉正之君） お答えいたします。

大井川は早戸川から旧349号線までの区間約1,900メートルございます。下流の早戸川の

改修が完了後、上流に向かい県事業により改修整備が実施されております。平成27年度末の整備状況ですが、約400メートルが完成していると伺っております。大井川の上流部旧349号からかんがい排水整備により水路が改修されておりますので、大井川の整備が完成しますと、大雨における旧349号線上流部の水田の冠水被害が解消されるのではないかと考えられます。

以上です。

○議長（中崎政長君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） これが完成しますと、2本の大きな静脈によりまして、雨水、排水が格段に処理できるようになるということが期待されます。そして菅谷、竹の内地区のほうには農業用ため池、菅谷地区にはもうほとんど残っておりません。ですが、農業用水路というものは今でも残っており、ここに雨水がたまり行き場を失っているという箇所がいくつかございます。農業用として現在使われてはいなくても、そのまま残ってしまっているという元用水路でございますが、単純に埋めちゃえばいいというものでもないんだと思うんですが、こちらのほう、今後これどのようにしていく予定でございますでしょうか。

○議長（中崎政長君） 建設部長。

○建設部長（小泉正之君） お答えいたします。

整備されていない水路につきましては、自治会を通しまして排水整備協議書をいただき、現地の状況を考慮しながら、計画的に整備を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（中崎政長君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） 菅谷は非常に、先ほども言いましたが、平地でございます。平地でゆえに人工的に勾配を図っていかないと、水は意図しないほうへたまってしまうということでございます。昔から水路によって逆勾配になっている箇所も多くあり、道路が冠水してしまうというようなこともよくお聞きします。冠水するのは、新しくできた道路付近がやはり多いのかなというような感じも受けなくはないんですけども、大きな排水を整備していくということも、これ、給水だけじゃなく、非常に大変なことではあるんですが、それでも、それができたとしても解消できない雨水というものがあるんですね。どんどん雨水だまりがあるんですけども、こういったものを何か解決する手段というものは外にあるのでしょうか。

○議長（中崎政長君） 建設部長。

○建設部長（小泉正之君） お答えします。

現実的に申しますと、大雨時に一時的に水がたまるような箇所について、確実に解消する手段は考えられないのかなと考えています。しかし、平成30年度の完成として進めております両宮排水路整備事業が完成することによりまして、市街化区域内の菅谷地区内の道路冠水箇所は確実に少なくなるのではないかと考えられます。また、局部的な水たまり等につきま

しては、道路補修等により少しでも解消できるように道路の維持管理に努めてまいります。  
以上です。

○議長（中崎政長君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） 治水対策は100年の計でございます。この先大きな人口増は見込めないかもしれませんが、つけ焼き刃ではない大いなる事業計画も必要かと思えます。ですが、目の前の生活もこれもこれで市民生活直結ですので、こちらも重要でございます。なかなか簡単にはいきませんが、これからも排水問題、雨水問題、一緒に考えていきたいと思えます。よろしく願いいたします。

以上で、菅谷地区排水対策の進捗と将来の計画について考えるを終わりにいたします。

続きまして、消防団及び自主防災組織の活性化対策を考えるを行っていきます。

私も消防団員でございますので、消防団愛というものを強く持っております。同時に団員同士には感謝と尊敬の念でいっぱいでございます。夏、冬問わず仕事の合間、休日みずから点検、訓練を欠かすことなく、火が発生すれば、日常から一変現場へ急行します。もちろん消火活動のメインは消防本部でございますが、消防団員は火事があれば、自分の用事を放り出してでも現場に急行します。

そこで、消防本部としまして、消防団の役割というものはどのように考えていらっしゃるのかお尋ねしたいと思います。

○議長（中崎政長君） 消防長。

○消防長（寺門 忠君） お答え申し上げます。

消防団は、消防本部や消防署と同様、消防組織法に基づき市町村に設置される機関であります。主としまして、火災の警戒及び鎮圧、その他の災害の防衛と被害の軽減に従事するものでございます。平常時、非常時を問わず地域に密着しまして、住民の安心と安全を守るという重要な役割を担っております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） 消防本部はもうプロフェッショナルでございますので、それがあってもかかわらず、やはりどの自治体にも消防団というものがございます。そうすると、消防本部があるのに、どうして消防団員必要なのかという疑問もはやり出てくるのかなと思うんですが、消防団はどうしてこれ必要なのでしょうか。

○議長（中崎政長君） 消防長。

○消防長（寺門 忠君） お答え申し上げます。

消防団員は、自営業や会社員等の仕事を持ちながら、みずからの地域はみずからの手で守るという崇高な郷土愛護の精神に基づき、消防活動を行う権限と責任を有する非常勤特別職の地方公務員です。各種災害では常備消防が中心となって活動を行うため、消防団は災害対応の支援を行います。時には消防団が常備消防より早く災害現場へ到着しまして、活動を

行うこともあります。

地震や水火災等の大規模災害時には、常備消防の消防力にも限界があります。各地域における防災体制のかなめとしまして、消防団が重要な役割を担っております。消火、避難誘導、救助活動等の住民の安全を確保するため、必要不可欠な組織であります。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） ここで、気になるデータがございますので、お配りした資料の2をごらんいただければと思います。

消防団員の加入状況でございます。茨城県内の市町村別に載っております。左の欄が平成28年4月のデータでございます。那珂市は86.2%でございますね。悪くはありませんが、9割台の自治体もございますので、8割台という若干下がったかなというような感じがしてなりません。やはり体力も必要な仕事ですので、若い人が入ってくださるということが一番いいのですが、消防団離れというのが多少あるのかなと感じます。

そして、右の欄が平成18年、ちょうど10年前の数字でございます。那珂市は92%でした。ですが、この後、瓜連地区で1分団合併して減らしたという行政的な事情もございますので、一概にここは消防団離れと言えない事情もよくわかります。ですが、今後これ100%を目指していく、これも市民生活の安全・安心のために重要なことでございますので、加入率アップに努めていただきたいと思いますという次第でございます。

消防団加入アップのために、これ、どのような広報活動をされていますでしょうか。

○議長（中崎政長君） 消防長。

○消防長（寺門 忠君） お答え申し上げます。

市内の公共施設に消防団員募集のポスターを掲示するとともに、那珂市ホームページや広報紙に掲載しまして消防団員の募集を呼びかけております。欠員が生じている地区につきましては、各自治会や団員を通じまして入団促進をお願いし、加入率アップを図っております。

また、消防団員が参加する行事、訓練等をお知らせ板やホームページ等で紹介しまして、消防団に興味を持っていただけるよう広報を行っており、地域のために活動している消防団の姿を今後も発信していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） 私も団員でございますので、仲間をふやすために声かけはしていきたいと思っております。閉鎖的なイメージはつくらずに、まずは楽しく地域のために友達づくりから始めましょうというような感じでもいいかなというふうには思っております。郷土愛という言葉が先ほど消防長からございましたが、まさに愛する家族、愛する郷土のために安全を守るという消防団は非常にとうとい仕事だと私自身も思っております。ですが、やはり人それぞれ事情がございますので、気持ちはあるんですが、時間がそこまでという方もいらっ

しゃるんだと思います。

そこで、近年注目されておりますのが、機能別消防団という組織でございます。機能別消防団といいますのは、総務省消防庁のホームページによりますと、より多くの方に参加していただくために、それぞれの能力やメリットを生かしながら、特定の消防活動や時間の許す範囲での活動をしてもらうというふうにあります。例としましては、消防団のOB、それから大規模災害のときにのみ活動する分団などが紹介されております。

団員が減ってきている今、消防団の役目、役割、必要性を補うのには、これも有効な手段かというふうに考えます。これを那珂市でも推進して、消防団の活性化につなげていったらどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（中崎政長君） 消防長。

○消防長（寺門 忠君） お答え申し上げます。

内容としましては、ただいまの議員さんの内容とちょっと似ているところがあると思うんですが、機能別消防団団員とは、消防団員の人員不足により、消防団活動が成り立たない地域を解消するために、昼夜を限定した活動や特定の災害種別のみ活動し、消防団を補完する役割を担う制度であります。当市につきましては、8分団24部あり、いくつかの分団で少人数の欠員は生じておりますが、消防団活動に支障を来すまでの欠員は現在のところございません。

しかし、欠員がさらに続き、団活動に支障が生じるようであれば、機能別消防団員を考える必要があると思っております。

また、当市では消防団本部に女性消防部を設けておりまして、機能別消防団員として位置づけをし、普通救命講習会の指導や火災予防啓発等の活動を行っております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） 消防団活動は昔からある市民活力の1つでございますので、大事に育ててほしいと思います。

そして、歴史のある消防団とまた今度別にしまして、新しい組織であります自主防災組織でございます。こちらについて考えていきたいと思っております。

まず、こちらがどういうものか教えていただきたいと思っております。

○議長（中崎政長君） 危機管理監。

○危機管理監（小橋洋司君） お答え申し上げます。

自主防災組織は地域住民が協力、連携しまして、災害から自分たちの地域は自分たちで守るために活動することを目的に結成していただく組織でございます。自主防災組織は日ごろから災害に備えたさまざまな取り組みを実践するとともに、災害時においては災害による被害を最小限に食いとめるための活動も行うこととなっております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） 自主防災組織ですね、自分たちを守るために活動するということがいわゆる地域に住む人間の義務といいますか、それは必要なことだと思いますが、この実際にどういことを求めているのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（中崎政長君） 危機管理監。

○危機管理監（小橋洋司君） お答え申し上げます。

先ほど消防長のほうからも答弁がありました。大規模な災害の場合は、市、消防、その他公共機関の公助だけで対応するには限界がございます。自主防災組織の地域の力、いわゆる共助に頼るところが多くございます。そこで、平常時から有事に備え、住民の認識を共有しまして、地域の避難場所や避難経路の確認、防災資機材の点検等の活動をしていただき、有事の際には応急対策活動、情報収集と提供、避難誘導、避難所生活支援のなどの役割を担っていただくことを期待してございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） 5年前の震災のとき、ちょうどまだ自治会制度ができる直前だったかと思えます。今度また大きな災害が来ないとはこれは限らないわけではございまして、今のうちから自主防災という意識を植えておくと、これも重要なことではございまして。

那珂市の現状ではございますが、現在、自主防災組織結成状況はどのような状況でございますか。

○議長（中崎政長君） 危機管理監。

○危機管理監（小橋洋司君） お答え申し上げます。

市内69自治会のうち、62の自治会が自主防災組織を結成してございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） お配りした資料3で見ますと、このときはまだ27年4月では52自治会というふうになっておりますが、今は62自治会までふえたということになっております。あと残り7しか未結成がないということでございますので、非常に何ですか、最初は出だしはうまくいっているのかなというような印象を受けます。これは結成するためにお金がかかるのかと思いますが、費用のほうは市でどのぐらい出していらっしゃるのでしょうか。

○議長（中崎政長君） 危機管理監。

○危機管理監（小橋洋司君） お答え申し上げます。

普及啓発資料作成費、地域防災マップ作成費など自主防災組織結成補助金としまして5万円。発電機、投光器、防災倉庫などの防災資機材整備費補助としまして30万円の補助を実施しております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） 市内いろんなところで設置された防災倉庫というのを見かけるかと思えます。自治会で倉庫を建てて道具を買ったら完了というものではもちろんございません。いざ動くときに、消防団のようにふだんから活動をしていなければ、さびた刀になってしまいます。ふだんから刀を磨いておくためには、これ、運営費用も必要になってくるかと思えます。こちらのほうはどのぐらい支出されているのでしょうか。

○議長（中崎政長君） 危機管理監。

○危機管理監（小橋洋司君） お答え申し上げます。

現在、自主防災組織への運営費の支出はしてございません。しかし、市内の大部分の自治会が自主防災組織を結成してございますので、組織結成補助から運営費補助への補助内容の変更を検討しておりまして、平成29年度予算に予定をしております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） 来年からは、じゃ、活動資金が出るということでございますね。やはり有事に備えて活動するための資金、これがないとやっぱりいざというとき、何も玉が出ないということになってしまいますので。

それで、いざそれを結成しても、じゃ何やっていいかわからないというようなこともこれあるかと思うんです。自主防災組織として具体的に何をしたいかわからない、アドバイザーとかそういう講師を派遣するということは検討していないのでしょうか。

○議長（中崎政長君） 危機管理監。

○危機管理監（小橋洋司君） お答え申し上げます。

自主防災組織の役割や内容の理解を深めるために、防災訓練マニュアルの配布や防災訓練実施の推進を図りまして、また県主催の自主防災組織のリーダー研修会参加や出前講座開催の促進等の取り組みを行っております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） リーダー研修ということでございますが、昨今耳にします防災士という資格があるそうです。この防災士の資格を自治会各自主防災組織の方に取っていただいて、それでその人を中心にいろいろ防災計画をつくっていくということも大事なのかなと思うんですけれども、これも資格試験を取得するのにやはり費用がかかるわけでございます。ですが、これも取ったからといって、直接仕事に結びついたり収入が上がる資格ではございませんので、やはりこういうものは、ある程度費用を助成するという事も考えなきゃいけないのかなと思うんですが、この辺いかがでしょうか。

○議長（中崎政長君） 危機管理監。

○危機管理監（小橋洋司君） お答え申し上げます。

災害発生時には、先ほども申し上げましたが、自助、共助が減災の大きな役割を占める中、地域のリーダーとなって活動の中核となる防災士を養成し、地域の防災力向上を図ることが公助との効果的な連携につながると考えてございます。

そこで、地域の防災力向上の担い手となる防災士を育成しまして、各自主防災組織で活躍することを期待し、防災士の資格取得に対しての補助を来年度予定をしております。内容につきましては、資格取得に係る教材費、受験料、登録料等などの補助を考えてございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） もちろん何も無いにこしたことはないんですが、憂いあれば備えなしと昔から言ったものでございます。そして、逆に今問題になっておりますフリーライダーという言葉がございます。直訳すればただ乗りということなんですが、いわゆる経済学、社会学で言うところの必要なコストを負担せずに利益だけを享受する者ということになります。例えばで言いますと、自治会には入らないけれども、電気代の負担はしないけれども、街灯の恩恵は受けていると、それが一番わかりやすい例かなというふうに思います。

ですが、この震災が起こったときに、これはこうも言っていられません。やはり自治会に入っていないと助けないというわけにもいきませんが、入っていないとそれはそれで不利益をこうむるということも、これは間違いないのかなというところでございます。

そうしますと、これ自治会未加入の市民、これも市民でございますので、ここに共助、防災対策、何か手だてはありますでしょうか。

○議長（中崎政長君） 危機管理監。

○危機管理監（小橋洋司君） お答え申し上げます。

災害を最小限に抑えるためには、先ほども申しましたが、自助が重要となっております。そこで広報紙等によりまして、防災に対する備えの意識づけや、防災訓練への自治会未加入者の参加呼びかけを行いますとともに、来年度作成予定をしております防災ハンドブックの作成、配布を通じまして、日ごろのコミュニケーションの重要性、また自主防災組織の活動内容などを周知しまして、防災意識の啓発を推進していきたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） 江戸時代、江戸の町は大変火事が多く、まさに火事が恐怖だったようです。このころ江戸の町に設置されたのが、いわゆる火消しというものの組織です。町を守る、今で言う消防隊と消防団の中間のような存在のようです。そして、その他時代劇などでおなじみ、いろは組を組織して、地域防災、有事の鎮静活動に務めさせました。いわゆる共助の始まりというのはこのころからあったのかなと思います。災害に備える組織、これは昔から研究されていたわけでございます。

市民の安全・安心を守るために、消防団、自主防災組織ともに活性化を図っていただきました

いと願うばかりでございます。

続きまして、がらっと変りまして、ふるさと納税の仕組みを踏まえ、傾向と対策を考えるに移ります。

前々回ですか、私の、給食を扱った際、総務部長に本市もふるさと納税に力を入れてみてはと申しました。10月に行った議会報告会でも市民の方から、那珂市の税収アップのためにふるさと納税をちょっとやってみては、力入れてみてはどうかというご意見もいただきました。私たちも、ふるさと納税、ふるさと納税と雰囲気だけを言うんじゃないで、ちゃんと戦略的に研究してみてもどうかと思ひまして、今回この質問を入れてみました。

調べてみますと、数億円以上集めて人気を得ているところは、必ずしも有名な自治体というわけではなく、逆にふるさと納税で有名になったなどの工夫によってだということもあるというのが見えてきました。資料の4、26年度、27年度とベスト20、これは総務省のホームページから引用させていただきました。

まず、ふるさと納税の仕組みについて教えてください。

○議長（中崎政長君） 総務部長。

○総務部長（川崎 薫君） ふるさと納税の制度は、今は住んではいないが、自分が生まれ育ったふるさとに自分の意思で納税できる制度としてつくられた制度でございます。納税といひましても、実際には県や市町村への寄附でございます、自分の生まれたふるさとに限らず、自由にどこの自治体にも納税が可能です。また、その寄附額については、一定の割合が所得税及び住民税から控除されることとなっております。

近年は、ほとんどの自治体がふるさと納税された方へ謝礼品を送っており、その謝礼品目当てで納税する自治体を選ぶという傾向になっているのが現状でございます。

実際の納税までの手続でございますが、自治体によって異なる部分もございすが、納税の申請をした後、お金を支払い、希望の謝礼品を選び、宅配便などで送られるという流れになっております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） そうなんですね。これは本当に、寄附することで税金が控除になるんなら、条件のいいところにしましょうという、非常に合理的なというか、そういう制度なんですね。那珂市出身だから那珂市に寄附しようという方も、もちろんいらっしゃるんですけども、そういうノスタルジーだけではなかなかこの寄附は上がっていかないというのが現実でございます。

ここ最近、火のつき方がすごいですね。ラインナップもウナギ、カニ、エビ、アワビ、カキ、地鳥、何でもあります。大変にぎやかです。ですが、上位になっているところは、必ずしもそういうものばかりではありません。

ちなみに、那珂市、今年、今年の収税額、いくらでございますでしょうか。

○議長（中崎政長君） 総務部長。

○総務部長（川崎 薫君） 平成27年度でございますけれども、約3,513万円でございます。今年度は11月時点で1,496万円でございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） 3,513万円、3,500万円、多いような気もしますが、資料を見ていただくと、平成27年度1位は宮崎県都城市で42億31万円です。同じく平成27年度、全国自治体の寄附額平均が9,244万円、寄附件数が4,000件が平均だそうです。那珂市はその全国平均の半分にも満たないと。完全にこれは落ちこぼれ状態でございます。

那珂市は何もないという声が聞こえてきそうですが、じゃ、返礼品のほうですね。こちら何か工夫されていることはございますでしょうか。

○議長（中崎政長君） 総務部長。

○総務部長（川崎 薫君） 返礼品での工夫ということでございますが、本市では返礼品といったしまして、ブランド認証された特産品、その他の市内の事業者からの提供いただいている産品に加え、3Dフィギュアや水戸農業高校産の米、障害者就労支援施設で制作している作品、また友好都市である横手市や職員の災害派遣先である釜石市の産品など、特定の分野にとらわれず、さまざまな選択肢を用意している点が挙げられるかと考えております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） 那珂市の特色を生かしたとか、那珂市の友好都市の特色を生かしたとか、聞こえはいいんですけども、結局注目してもらえなければそれすらも見てもらえないということで、中途半端が一番だめなのがこのふるさと納税でございます。一点突破かその逆か。

まず、昨年6位ですね、27億円集めました岡山県備前市、食べ物、飲み物、家具から電化製品、化粧品、備前焼、何でもありだそうです。ここまでやりますとマスコミも放っておかず、備前市ではこんなにありますよということで紹介してくれます。費用負担は先行投資というのが頭をよぎりますけれども、ふるさと納税の場合は先ほどありましたように、ラインナップしておけば、仕入れは納税が確定してからということで大丈夫ですので、ばんばんラインナップをふやしていったということでございます。

それから、長野県伊那市ですね、こちら25億8,000万円で8位です。伊那市と聞いて何か思いつきますか。これは、カメラやテレビなど家電製品で一気に大躍進という、果たしてそれがいいのかわかりませんがちょっと置いておきまして、電化製品でも市内の電気屋さんで買って、それで返礼品として送ると。そうしますと、市内の経済ももちろん上がるわけでございます。電気屋さんの収入、売り上げが数十億円上がってしまったら那珂市内の経済効果も物すごいことになるというふうに思うんですね。

それから、静岡県焼津市、こちらは返礼品数日本一というのをうたって、30億円アップ、昨年2位でございます。

それから、一方、逆の戦略、一点突破でございます。1位の宮崎県都城、宮崎牛と芋焼酎「霧島」、これ「霧島」はもちろんとても有名な焼酎ですが、これと宮崎牛とこの人気で1位まで押し上がった。42億円ですので非常に桁が違う収益でございます。

それから、9位の佐賀県上峰町、佐賀牛と佐賀米と蜂蜜ということでございます。上峰町に至りましては人口9,500人ほどでございます。この9,500人で、昨年21億3,000万円集めています。これ9,500人の上峰町ができて那珂市にできないわけがないと思うんですよ。

そうすると、じゃ今、那珂市でこれ売りは何が売りなのかと、今現状、それを教えてください。

○議長（中崎政長君） 総務部長。

○総務部長（川崎 薫君） 本市におきましては、木内酒造のビールがやはり一番人気が高い状況でございますが、それ以外にも干し芋、米、シクラメン、3Dフィギュアなども好評をいただいております。本市の謝礼品を送る趣旨といたしまして、市特産品のPRや、ひいては市のPR、また市内の産業活性化などのため、ふるさと納税の制度を活用していくものでございますので、特定の産品に特化しているということではございません。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） どちらかだと思いますね。中途半端が一番だめですね。ばーんと広げるか、極端に縮めるか、全国平均9,200万円、那珂市が3,500万円ですので、やはりもっと頑張らなければなというふうに思うわけでございます。

そして、このふるさと納税には実は目に見えない需要というのが内在しております。これは余り公にはされませんが、買ったもの、それを転売するという問題も起きたのも事実でございますが、あとは個人飲食店の方がこういう高級食材を仕入れ目的で寄附をすると、そしてそれをお客さんに調理して提供して、売り上げをとると。これは誰も損しません。お客様も大喜びでございます。そういう需要も押さえていけば、必ずこれ上位を狙っていけるというふうに思うんです。

この物がそろったら、今度は広報でございます。広報ですが、これはどんな工夫をされていますか。

○議長（中崎政長君） 総務部長。

○総務部長（川崎 薫君） 本市では、ふるさと納税する際に用途の指定ができますけれども、最終的にどんな事業に使われたのかを広報紙及びホームページで公表し、納税された方へわかるような配慮をしております。また、インターネットでの申請手続が大部分を占める状況となっておりますので、多くの方の目に触れるよう、ふるさと納税サイトでは最大とされており、「ふるさとチョイス」に登録をしております。

今後は、多くの需要がある都心を視野に入れたふるさと納税の特集雑誌等へ広告ページ掲載につきましても、検討していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） チョイスの登録もいいんですけども、それだけではやっぱりたくさん自治体に埋没してしまいます。やはり先進自治体、長崎県平戸市なんかは専用サイトやポイント制、お礼品の充実などを実践しております。そして、昨年2位の焼津市ですが、目玉として本マグロ、マグロごと1本、話題性十分です。こういうものをとにかく注目を集めるまでどんどんやってしまうということも重要だと思います。例えばブルーベリー1キロ、これは普通ですけども、ブルーベリー100キロになりますと、ジャム加工業ですとかお菓子製造業など、別の需要の方が生まれてくるということも、このふるさと納税の特徴でございます。納税額も大きいでしょうし、うまくいけば毎年注文してもらえます。

そして、もう一つ大事なのは、トップセールスでございます。やはり売れている自治体の首長さんはみずから東京に乗り込んで、PRをやっているということでございます。市長、トップセールスなんですけど、この辺どうでしょうか。

○議長（中崎政長君） 市長。

○市長（海野 徹君） ふるさと納税につきましては、返礼率を高く設定したり、豪華な返礼品を用意したりと、各自治体取り組みをますます強化している状況でございます。取り組みの方法はいろいろあるかと思いますが、那珂市では市の特産品、そして市自体のPRを拡大していくため、市内のさまざまな事業者のご協力をいただき、返礼品の種類を広げていくため、広報紙でも募集や直接出向いての声かけ等を行っております。私も協力いただける事業者の発掘など日ごろから念頭に置きながら、業務に当たっているところでございます。

また、本市、那珂市の特産品PRの機会としまして、直近の予定としましては、今月の12月17日、18日に開催されます台東区の「ふるさとPRフェスタ」に出店して特産品ブランド認証品をはじめとした特産品を出品いたしますので、私も現地に出向きまして、ふるさと納税のPRを織りまぜてセールスをする予定でございます。今後もそういった機会を捉えまして、トップセールスを実施していきたいと思っております。

また、1つ、先ほどの各自治体のあれなんですけれども、牛久市は流入している、よそから入ってきている人が多いものですから、かなりマイナスになっちゃったようなお話もしていますので、そういったところも含めながら、いろいろその取り組みのやり方を工夫していきたいと思っております。

それと、総務省もやっぱり、返礼率ですね、これが高くなれば高くなるほど、いわゆる一種のこれ脱税みたいなものでして、本来100万円おさめなくちゃならないところ50万円、あとの50万円は自由に商品が入るということもありますので、そういった動きも考慮しながら、いろいろ検討していきたいというふうに思っています。

○議長（中崎政長君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） そういうご意見もあるでしょうが、那珂市は全国平均9,200万円のところ、3,500万円しかとれていないという事実がございます。昨年1位はちなみに日立市でございます。8億1,000万円、まずはこれを抜かすように頑張ってもらいたいと思います。

那珂市税収が上がるというのは、やはり何よりも、先ほど古川議員の質問でもありましたけれども、本当に何よりも皆さん望んでいるというか、やりたいことがやれるということでございますので、ぜひここは真剣に考えていただいて、セオリーを踏めば絶対にこれは納税額が上がるものでございますので、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

以上で私の一般質問を終わりにいたします。ありがとうございました。

○議長（中崎政長君） 以上で通告4番、小宅清史議員の質問を終わります。

暫時休憩をいたします。再開を15時15分といたします。

休憩 午後 3時01分

再開 午後 3時15分

○議長（中崎政長君） 再開をいたします。

---

#### ◇ 花 島 進 君

○議長（中崎政長君） 通告5番、花島 進議員。

質問事項 1. 下水道以外の下水、排水処理の現状について。2. 2011年震災で残った傷について。3. 家庭ゴミのゴミ袋について。4. 不法ゴミ投棄防止について。

花島 進議員、登壇願います。

花島議員。

〔3番 花島 進君 登壇〕

○3番（花島 進君） 議席番号3番、花島です。

質問通告に沿ってお話しさせていただきます。

まず第1は、下水道以外の下水及び排水処理の現状についてです。

質問の理由についてお話しします。那珂市においては、下水、排水について問題を抱えている家庭、あるいは事業所は大変多いと考えています。下水については、広域下水道につながる下水道によるもの、農業集落排水事業、それから合併浄化槽によるもの、単独処理によるもの、あとくみ取りというのもまだ残っているかと思えます。単独浄化槽とくみ取りについては、し尿以外の雑排水の処理がまた外に必要なという状況があります。

その中で、市民の中では広域下水道への期待は大変大きい部分もあります。ですけれども、その建設はなかなか進んでいません。自分のところ、近くまで下水道が届くのは一体何年になるのか、非常にわからない。端的に言えば、自分が生きているうちには来ないだろうと思っている方も多いというふうに聞いています。

何でそういうふうに遅いかというのは、これはほとんど明らかで、下水道建設に大変大きな予算がかかるということですね。さきの3月議会で、私はこの関連の質問をいたしまして、答えをいただきました。過去、平成17年度から平成26年度までの10年間で約63億円の事業費を使って建設に励み、4,700人が使用開始になったという話でした。これは改めて計算すると、1人当たり134万円つぎ込んでいるということですね。これは大事なことで強調しますが、1軒でなくて1人だということですね。つまり下水道というのは物すごくお金がかかる、建設にお金がかかるということですね。そういうことで、コスト面で非常に効率が悪いということ。

那珂市の財政というのは、特別潤沢な市ではない。歳入歳出、それから借金の返済ぐあいから言えば、そう不健全ではないと私は思っていますが、かといっていくらでもお金があるというわけではないので、思うように建設が進まないのは当然かなと思います。また、仮に若干お金があっても、そこに急激につぎ込むのは妥当かということも考えられます。なお、私はそうは思っていない。

さらに、今後、昔建設された下水道の整備、再整備が必要になり、そのお金もかかるということを見ると、今までのような広範な地域に広域下水道を張りめぐらすという考え方というんですか、それを改める必要があると私は考えています。そうすると、場所によって合併浄化槽を主に使うということを考えなきゃならないんです。ですが、その見直しというのは、一部の市民の期待を裏切ることになるので、どう説明するかということが非常に大事で、また下水道にかわる合併浄化槽を中心とした下水の処理についてどう推進するかということが大事かなと思っています。

それについては、そもそも今那珂市で排水の現状がどうなっているかということ把握しないと、例えば合併浄化槽でこういうふう生活できるんですよとちゃんと言えませんよね。規定でBOD20ppm以下に処理されるはずですよと言っても、実態の場面がそうではないということも考えられるので、いろんなことを把握しなきゃならないと思っています。

質問です。まず下水、排水の処理の方式の現状をどのように把握しているかを、概略をお伺いします。

○議長（中崎政長君） 上下水道部長。

○上下水道部長（石井 亨君） お答え申し上げます。

下水の処理方法でございますけれども、先ほど議員のほうからありましたとおり、公共下水道、また農業集落排水、合併処理浄化槽、単独浄化槽、そしてくみ取りという形の分けができると思います。また、ここで処理人数に対しましては、平成27年度末でございますけ

れども、公共下水道が2万6,071人、農業集落排水での処理人口が5,901人、合併処理浄化槽が1万594人、単独処理浄化槽が8,074人、くみ取りが4,936人となっております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 花島議員。

○3番（花島 進君） ありがとうございます。

次の質問です。合併浄化槽の有効性について、どのぐらい実態把握しているかをお伺いしたい。

合併浄化槽はメーカーごとの形式の違い、それは定格容量とそれから実使用人数の違い等がありますね。それから、使用者がその家に何人か住んでいるとしても、ずっと家にいる方なのか、昼間主にどこかに出かけて働いている方かどうかで処理の状態が違うと思います。それについては、実使用状態でどのように有効に働いているか、あるいは働いていないかを見るデータをお持ちでしょうか。

また、合併浄化槽については、茨城県の水質保全協会の検査が行われることになっていきますので、その検査データ等を受け取っているかどうかをお伺いしたいと思います。

○議長（中崎政長君） 上下水道部長。

○上下水道部長（石井 亨君） お答え申し上げます。

合併浄化槽の法定点検結果については、法定検査機関であります先ほど申しました茨城県水質保全協会より毎月、法定検査実施一覧表が送付されてまいります。また、検査において不適正と判定されたものについては、個別の検査結果もあわせて送付されているところでございます。ですから、全ての検査データが当市のほうに送られてくるということとはございません。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 花島議員。

○3番（花島 進君） ないよりはいいとは思いますが、その具体的な分析等も多分、私が言ったようなことを進めるためには必要かと思うので、今後細かいデータを分析する、あるいはさらに要求するという事も考えていただきたいと思います。

それと、合併処理した後の放流先について困っている方も多いんですね。それはどのように困っているか、あるいは困っていないか、それを把握していますでしょうか。

○議長（中崎政長君） 上下水道部長。

○上下水道部長（石井 亨君） お答え申し上げます。

現在、合併浄化槽処理水の放流方法としましては、道路側溝への放流、または宅地内での浸透処理方法となっております。議員おっしゃるような放流の不自由さについては、現在把握してはおりません。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 花島議員。

○3番（花島 進君） 実際はもっと把握してもらいたいと思います。

次、単独浄化槽の処理後の排水というのはどうなっているか、実態をご存じでしょうか。

○議長（中崎政長君） 上下水道部長。

○上下水道部長（石井 亨君） お答え申し上げます。

単独処理浄化槽についても、処理水の放流方法や放流のふぐあいについては把握しておりませんが、単独処理浄化槽の処理水は敷地外放流が認められていませんので、敷地内処理をしているものと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 花島議員。

○3番（花島 進君） 次が排水浸透処理について、雨水などの排水処理の実態をどのように把握しているかをお伺いしたいと思います。

最近新しい家をつくって、排水路がない場合は、ちゃんとますをつくってという話は聞いているんですが、古いところとか、あるいはますをつくっても、思うようにいっていないという話もあるのかどうかも含めて、わかれば。

○議長（中崎政長君） 上下水道部長。

○上下水道部長（石井 亨君） お答え申し上げます。

宅地内に降った雨水でございますけれども、原則としては宅地内処理が原則となっております。ですから、道路側溝への専用管等での放流というものは認められていないのが現実でございます。

また、先ほど議員がおっしゃったとおり、屋根から雨水、今は四隅とかそういうところに浸透ますで処理しているということは伺っておりますけれども、それに対する不便の有無につきましては、現在のところ把握しておりません。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 花島議員。

○3番（花島 進君） いくつかの点はわかったんですが、これからのことを考えると、もっと細かい実態を把握する、それでその中からどういう方法だったらどういう処理ができるかということ調べる必要があると思うんです。

実は数カ月前かな、市道が水がいっぱいになって困っているという声があって、その後たまった泥の除去をお願いして、やってもらっているわけですが、そういうことを言っても周りの庭の水がどんどんそこに入っているんですよ。だから、結局自分のところから出ていっても、直接自分じゃない場合もありますけれども、道路が水でいっぱいになってしまう。

排水路をつくる話があります。それもわかるんですけど、無限定にみんなが宅地から、それは自分のところだけ車が汚れないようにと全部アスファルトとかコンクリートにしちゃうと、浸透しませんよね。そういうことも含めてどうしたらいいかということを考え、それ

に沿って指導していくということが、市の排水路の計画とか、道路の建設にも関係あると思いますので、今後、調査を考えていただきたいと思います。

それで、全戸調査をやれとまでは言いませんが、まずはサンプリングでランダムサンプリングか何かで数百戸を調査するぐらいだったら、それほど大きな負担、大きい負担だと思いますが、とてつもなく、はなからできないよという量ではないと思いますので、今やるやらないを返事いただかなくて結構ですから、検討していただきたいと思います。

この件についてはこれで、次の課題にいてよろしいでしょうか。

次の問題です。2011年で震災であちこち大きな被害がありました。5年たちまして、大分被害の傷跡もあちこちから消えていると思っていたんですが、最近、水戸市の市議員から私のところに話がありまして、水戸市の池上団地の住民が隣接する那珂市中台地区の住宅の宅地が崩れてきていると、危険を感じているという話がありました。場所は国道349号のバイパスが水戸市へ向かって下る前のところ、そこを左側にある急斜面の下半分のところです。議長の承認をいただきまして、事務局を通じて資料を配付させていただきました。何枚か写真が撮ってあります。

まず、崩れかかっているのは水戸市内の住宅地です。それから被害を受けるのは、水路を挟んで水戸市の住民の方々です。きょう何名か気になって傍聴にいらしています。それで、写真1を見ていただくと、これは余りどうなのか、被害が、壊れているのかどうかよくわからないでしょうけれども、同じ場所のすぐ脇が写真2で、大谷石のつるべがずっとあった場所なんですね。それがもう崩壊しています。斜めにある木の棒は、これは下側の住民の方が不安でいろいろ突っかい棒のようにしているんですが、本当にこれで有効なのかと、正直、やっている人の前で言いたくないような感想が出てきます。ごろごろ転がっている大谷石は多分元の擁壁の石です。この写真2の奥のほうも傷んでいまして、ブロック塀が斜めになっているのがわかると思います。

写真3は、その同じ場所の崩れている状態をアップで見たものです。

写真4も、角度を変えて見て、ベランダの支えのところぐれてきています。ちなみに、この写真4で大きく写っている家の方は、怖くなってどこかへ行っちゃって、今は空き家だと伺っています。

その写真5がその近くのさらにその奥ですね。写真より奥の場所のブロック塀の下が完全にえぐれていて、下の大谷石の擁壁というんですか、土どめが崩れた状態。そこまでじゃなくても、外に土どめが膨らんで、いつはじけるかわからないというような場所も外にあります。

次のページもそうですね。

それから、傷んでいるのは宅地だけではありませんでした。那珂市のものだと思いますが、市道の脇も破損して、側溝から水が流れ出ていたりします。これについてまた後でお話しします。9、10と市道ですね。市道は表面は特に、特別傷んでいるようには見えないんですが、

側溝の傷みはあちこち非常に多くなっています。

同じようなのがずっと続いていまして、3ページ目の写真15を見てください。これは最初のほう、1ページ目であった家の玄関先なのですが、玄関脇のブロック塀の基礎というんですか、もうなくなっているんですよ。宙ぶらりんになっているんです。このたたきの部分も実は下はもう抜けています。

写真16は反対側から見たものです。こういうふうにあちこち非常に傷んでいるということです。

最後のページへいって、危険で、水路がありまして、これについてはもともとは宅地開発した業者さんの所有だったそうですが、水戸市が譲り受けたというふうに聞いています。ですが、整備しようにもこのような状態で、まず瓦れきをどけるにも怖くて作業ができないと言っているんだそうです。

写真21は、これは、とにかく周辺の斜面のほうの上の道路ですが、あちこち側溝が傷んでいることがたくさんあります。

この件につきましては、昔から市、あるいは水戸市に住民の方々が要望され、それで那珂市のほうでもいろいろ努力されて、基本的には崩れているほうの宅地の持ち主が管理する責任があるということですので、何とかするように要請していると聞いています。ところが、なかなか進んでいないわけですね。那珂市の所有物件ではありませんので、那珂市がこちらの一存で、また市の予算でどんどん補修できないということは重々承知しています。ですが、これがずっと続くと、実際の被害が人、または下側の家の財産侵害につながりまして、多分上の土地の持ち主なり、家の持ち主も責任を問われるような事態もあるんじゃないかと思えます。

それと、もう一つ困るのは、空き地になっている状態もあるんですけども、その責任持って管理すべき人が実際にどこかへ行っちゃったりとか、行っちゃっただけじゃなくて、まるっきり誰のものかわからない状態になってしまったりすると、手の打ちようがないに近くなってくるんじゃないかというふうに考えます。

そういうことがあって、質問です。

まず、市内にこのような場所が外にあるのかどうか。これほどじゃないかもしれませんが、それについてお聞きしたいです。

○議長（中崎政長君） 危機管理監。

○危機管理監（小橋洋司君） お答え申し上げます。

市内には、ご指摘の場所以外に該当はございません。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 花島議員。

○3番（花島 進君） ちょっと安心し、これの処理に専念できるかなというのは、いい答えかなと思います。

それで、私としては、住民としてはまず何とかしてほしい、何はともあれ何とかしてほしいと言うんですが、ただ何とかせよと言ってもそう簡単にはできないと思いますので、私としてはお願いしたいのは、まず土地の所有者にきちっと話をさせていただきたいと思うんですね。それで、既に文書等を送付しているという話は聞いているんですが、多くの人は何かこう怖い文書が来ると、怖くて手もつけないということもあるんですよ。それから、持ち主の人が例えば非常に高齢になって、判断能力とか、先のことを考える能力がなくなってくることも考えられますので、そういう場合には、その親戚の方とか、あるいは将来財産を継ぐかもしれない人とあわせて、連帯でというのちょっと違うんですけども、その持ち主の方に、双方に相談相手にさせながら対処するというようなことをぜひやってもらいたいと思うんです。

水戸市のほうでも何とかしたいとは思っていると思いますので、那珂市単独で考える必要もないんですが、水戸市と協調して、ぜひ行って、書類を送りつけて、あるいは電話で話しているだけというんじゃなくて、実際に訪問して、それで、放っておけばどういう事態になって、あなたにも責任が問われますということも含めて、説明してやってほしいということです。どうでしょうか。

○議長（中崎政長君） 建設部長。

○建設部長（小泉正之君） お答え申し上げます。

議員ご指摘の場所につきましては、民地境にあります段差を処理するための設置されました石積みの一部が、水戸市側の水路に崩落しているものでございます。行政としまして、できることについて水戸市さんのほうとともに対応してきたところでございます。なお、本市側にごございます土地所有者2名に対しましては、平成26年11月に原状の回復及び適切な管理を求める文書を送付するとともに、県外に行かれた方については、電話等でもお願いをしているところでございます。

しかしながら、現在に至っても原状の改善が見受けられないというような状況でございます。水戸市さんから本年8月には土地の所有者の方に対しまして、一日も早い対策の実施を求める文書を送付されたということを伺っています。今後とも水戸市さんと協調しながら、対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（中崎政長君） 花島議員。

○3番（花島 進君） どこまでやってくれるかという話はちゃんと聞けないところがちょっと残念なんですけれども。1つは、これは震災から生じているんですよ。ですから、震災復興という枠で何かできることがないか。それから、ちょっと若干調べ始めているんですけども、土砂災害とか急斜地について、既に広島で皆さんが大騒ぎになったのはご存じだと思うんですが、あちこちで実際に問題があつて、その対処も国で法律等もできているらしいんですよ。ただ、実際に有効に使っている例というのは余りないみたいなので、そういう

ことも研究しながらやっていただきたいと思います。

今、具体的にどうできるという話は聞けないと思いますので、この件は要望ということで、もう一つの問題についてです。

次は、先ほど話しました周辺の市道の破損です。これは路面では余り目立たないんですけども、水路が大分傷んでいます。それで、かなり上のほうからおかしくて、側溝の水が流れているところが急に消えちゃったり、どこかからまた流れ出したり、それから擁壁の脇から漏れていたりします。ここの側溝からの水が宅地等に地下から入っていくと、その地盤を緩めるということもあり得るので、十分調査して、対処を考えていただきたいと思います。拙速にぺたぺたとパッチを当てるのではなくて、どこでどうなっているかを把握してやり方を検討していただけたらと思います。どうでしょうか。

○議長（中崎政長君） 建設部長。

○建設部長（小泉正之君） お答えします。

池上団地につきましては、昭和46年以前に民間業者によりまして宅地造成が行われました。造成後40年以上が経過していることから、議員ご指摘のように、道路側溝の老朽化が進んでいるというところは把握してございます。今後は適切な補修を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（中崎政長君） 花島議員。

○3番（花島 進君） 市道のほうはしかるべき対応していただけると信じております。

宅地のほうも、実際に下のほうにもう既に被害があるわけですけども、大きな被害になる前に対処できる方法をぜひとも考えていただきたいと思います。

次の課題に移ってよろしいでしょうか。

3番目は、家庭ゴミのゴミ袋について2点ほどです。これについては、非公式にはいろんな話を聞いていますが、この場で執行部のほうからきちっとした話を伺いたいと思ひまして取り上げています。

まずは、氏名を書くことについてです。この件については那珂市では、家庭からの一般ゴミは指定のゴミ袋に氏名を書いて出すということになっています。それはわかっているんですが、実際には氏名を書いている人ばかりではなくて、姓だけ書いている人等が多いですね。それでもゴミは回収されていきました。ところが、ある地区で急に氏名を書いていない袋を回収しなくなり、住民から苦情が出てきました。これについては、先日の議会報告会でも意見が出ていましたが、その前にも私のほうに電話で2件ほど訴えがありました。

それで、その方の話には、基本的にはプライバシーの保護ということを考えたら、今どき名前を必ず書けというのはおかしいのではないかと。例えば独身の女性なんか、明らかに女性の名前で書いているところを見ていたずらされるとか、ここに何か女性が住んでいて、どうこうとか。それから、ストーカーなどから逃げている人に名前を無理に書かせるの

はどうかというような話もありました。

私自身は、中身について一定の責任を表明するという点で、氏名を書くのは別にそれほどおかしいとは思っていなかったんですけども、こういう話も聞けば、そういうこともあるかなと考えて、市のほうに、担当課のほうにお願いに行ったという経緯があります。

それで、これについて、かつては名前を書かなければ書かないで出すと変なもの出されて、トラブルがあったときに、誰が出したかわからないというようなことでなされたと聞いているんですが、聞くところによると、今はそういうトラブルはほとんどないということで、氏名を書く必然性も減ってきたかなというふうに思います。

仮に氏名を書かなきゃいけないとするのを残してもいいですけども、その場合、氏名ではなくて、例えばそういう先ほど言いました心配の方には番号を割り振るとか、何かの記号を割り振るという代替手段ということもいいかなと思います。この点で、プライバシーを保護できる制度、それで過剰に、出す人が大変でなく、市もそれほど困らないやり方を考えていただきたいと思います。

もう一つは、同じゴミ袋について、以前公明党の木野議員から要望がありまして、ゴミ袋が薄いという話だったんです。厚さはともかく、東海村のものと比べると明らかに弱いですね。それから、10枚まとめて袋に入って、畳んで入っているんですけども、1枚ずつ出すのは非常に難しく、下手するとざばっとこう広がって、またしまうのに苦労するという事です。材質の変更で丈夫になると思いますので。それとそれから、袋に入れるときに1枚ずつ、1袋ずつ畳んで入れるように改善をさせていただきたいと思っているんですが、これについては近々改善するという話を非公式に聞いていますけれども、この場ではっきりしたお答えをお伺いしたいと思います。

以上、2点よろしく。

○議長（中崎政長君） 市民生活部長。

○市民生活部長（石川 透君） お答えいたします。

2点ほどご質問をいただきました。まずはゴミ袋の氏名記載についてでございます。

これにつきましては、平成3年に環境センターでガスボンベの爆発事故がございました。またあとゴミの減量化を推進する必要もあったということから、検討を重ねた結果、平成6年から指定ゴミ袋を導入する際に自分の出したゴミに責任を持ってもらい、分別の徹底を図るということで、制度として始まったものでございます。

本年6月の定例会におきまして、木野議員の一般質問におきましては、目的を考えればやむを得ないといった旨の答弁をさせていただいたところでもございます。しかしながら、その後も内部で検討を重ねまして、昨今、市民のプライバシー意識の高揚などから、制度導入当初から状況も変化してきているというふうに思われますし、そういったことから、ゴミ袋の氏名記載につきましては、いま一度検討を加えてまいりたいというふうに考えているところでございます。

また、もう1点の強度の問題でございますが、那珂市の指定ゴミ袋は低密度ポリエチレンというものでできております。近隣市町村におきましては、高密度ポリエチレン製が主流となってきたということでございます。厚さは同じなのですが、低密度と高密度では、低密度は伸びることは伸びるんですが、高密度のほうが強度的には向上するということでございますので、次年度、29年度に作製する分からは、高密度のポリエチレン製を採用したいというふうに考えております。

また、取り出しにくいというご指摘でございますが、これにつきましても、今、10枚とか、20枚とかまとめて畳んで袋に入れておりますが、これを1枚ずつ畳んで袋詰めするというところで業者と協議して、そのようにさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（中崎政長君） 花島議員。

○3番（花島 進君） ありがとうございます。期待しています。

次の話題に移ります。同じくゴミの問題です。この不法ゴミ投棄防止について2点あります。これも先ほど市議会が行った議会報告会で住民から茨城学園宿舎南側の道路周辺に非常に不法に捨てられたゴミが多いという訴えがありました。実は、訴えた方は私の知人でしたので、一緒に現地を見に行き、話も伺い、今回質問するわけです。

ある場所には大きな太陽熱温水器のようなものが捨ててありまして。これも普通のボランティアにして、ちょっと散歩のついでにゴミを拾って片づけるというわけにもいかないんで、こういうものは本当に困ったものです。

それから、林があるんです。学園のちょっと東側ですか。非常に雰囲気はいいんですけども、ゴミが多くてちょっと気持ち悪くなっちゃうんですね。せっかくいい環境なのにゴミをぼいぼい捨てる方がいるのか、あるいは、案内してくださった方は、ただ車から捨てていくだけじゃなくて、置いていく人もいるんじゃないかと言っていました。そういう環境では、住みよいまちといっても、下水だの何だのが整備されて、保育所も問題が解決しても、あちこちにゴミがそうになっていたのでは、本当に住みよいまちとは言えないということもあります。

これについて、まず2点、不法ゴミの処置について、とにかく今あるゴミは、何か連絡があったら市のほうで処分できるようにしていただきたいと思います。

それから、もう一つは住民が善意で自主的に集めた不法ゴミですね。それを市が引き取る体制も確立していただきたい。そういうものはこういうふうにしていただければ、こういうふうには後は引き受けますという形を市民にわかる形にしていただきたいと思います。まず、この点。

○議長（中崎政長君） 市民生活部長。

○市民生活部長（石川 透君） お答えいたします。

まず、市道などに不法投棄されたゴミにつきましては、市で回収処分を行っております。しかしながら、私有地に不法投棄されたゴミにつきましては、分別して道路脇に集積していただければ、市で回収をさせていただきたいと思っております。さらに、住民の方がボランティア等で分別回収された不法ゴミ等につきましても、環境課のほうにご連絡いただければ、回収をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（中崎政長君） 花島議員。

○3番（花島 進君） では、よろしくお願いたします。

もう一つは、捨てられたゴミを処置するというのも大事ですが、一方で防止するというのも非常に大事ですね。先ほど言いました現場については、「ゴミ捨てるな」という看板がいくつもあるんですけども、きれいなのはあるんですけども、非常に汚れてほとんど見えなくなっているものもありますので、それは掃除するなり、更新するなりしてほしいということが1点。

それから、余りにもマナーの悪さというのは、これは実は犯罪なんですよね。その認識がない方が多いので、監視カメラを設置するとか、人によってはダミーだけでもいいからという、余り僕はそういうのは好きじゃなくて、やるならばしっとやったほうがいいと思っているんですが、設置するとか何かの検討をしていただきたい。

それからさらに、これはやっているのは重々わかっていますが、ゴミの不法投棄は処罰の対象になる犯罪だということを改めて広報していただきたいと思っております。

以上、3点お願いたします。

○議長（中崎政長君） 市民生活部長。

○市民生活部長（石川 透君） お答えいたします。

まず、不法投棄防止の看板でございますが、これ大部分は土地の所有者の方から環境課にお申し出ていただきまして、お渡ししているものでございます。看板が傷んだり壊れたりしたという場合には、環境課へご相談いただければ、新しいものと交換したいと、新しいものをお渡ししたいと思います。

さらに、広報につきましては、不法投棄は犯罪だということを改めて広報紙等に掲載しまして、意識啓発等に努めてまいりたいと思っております。

なお、監視カメラの設置ということでございますが、これにつきましては費用面と維持管理の面から、現時点では導入は難しいと考えております。

以上です。

○議長（中崎政長君） 花島議員。

○3番（花島 進君） 「ゴミ捨てるな」の看板は、地主の方経由でお願いすればいいということですね。わかりました。

あと、広報はやってくれるとして、監視カメラについてはできないということですけども、この辺の技術も昔よりだんだん進んできて、小さなカメラの中にメモリーも含めて入る

というようなこともできていますので、今すぐやれとまで言いませんけれども、将来余りこういう改善が見られないのだったら、そういうことも考えるということはこの脇に置いて、オプションとして考えていただきたいと思います。

以上、何かありますか。いいですか。

では、予定時間より若干早いんですが、私の質問をこれで終わります。

○議長（中崎政長君） 以上で通告5番、花島 進議員の質問を終わります。

---

### ◎散会の宣告

○議長（中崎政長君） 本日は議事の都合によりこれにて終了し、残余の一般質問は明日12月2日に行うことにいたします。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後 3時51分

平成28年第4回定例会

# 那珂市議会会議録

第3号（12月2日）

## 平成28年第4回那珂市議会定例会

### 議事日程(第3号)

平成28年12月2日(金曜日)

日程第 1 一般質問

日程第 2 議案等の質疑

報告第12号 専決処分について(平成28年度那珂市一般会計補正予算(第5号))

報告第13号 専決処分について(損害賠償請求に関する和解及び損害賠償の額の決定)

議案第80号 那珂市税条例等の一部を改正する条例

議案第81号 那珂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

議案第82号 那珂市駅前自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

議案第89号 平成28年度那珂市一般会計補正予算(第7号)

議案第90号 平成28年度那珂市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第3号)

議案第91号 平成28年度那珂市下水道事業特別会計補正予算(第3号)

議案第92号 平成28年度那珂市農業集落排水整備事業特別会計補正予算(第3号)

議案第93号 平成28年度那珂市介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第3号)

議案第94号 平成28年度那珂市水道事業会計補正予算(第1号)

議案第95号 指定管理者の指定について

議案第96号 市道路線の認定について

議案第97号 市道路線の変更について

日程第 3 議案等の委員会付託

日程第 4 請願・陳情の委員会付託

---

### 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

### 出席議員(16名)

1番 大和田 和 男 君

2番 富 山 豪 君

3番	花島進君	4番	中崎政長君
5番	筒井かよ子君	7番	小宅清史君
8番	綿引孝光君	9番	木野広宣君
10番	古川洋一君	11番	萩谷俊行君
12番	勝村晃夫君	13番	笹島猛君
14番	助川則夫君	15番	君嶋寿男君
16番	遠藤実君	17番	福田耕四郎君

欠席議員（2名）

6番	寺門厚君	18番	須藤博君
----	------	-----	------

地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者

市長	海野徹君	副市長	宮本俊美君
教育長	秋山和衛君	企画部長	関根芳則君
総務部長	川崎薫君	市民生活部長	石川透君
保健福祉部長	大部公男君	産業部長	佐々木恒行君
建設部長	小泉正之君	上下水道部長	石井亨君
教育部長	会沢直君	消防長	寺門忠君
会計管理者	綿引智君	行財政改革推進室長	大森信之君
危機管理監	小橋洋司君	農業委員会事務局長	山田甲一君
総務部次長	川田俊昭君		

議会事務局職員

事務局長	深谷忍君	書記	小田部信人君
書記	萩谷将司君		

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（中崎政長君） おはようございます。

ただいまの出席議員は16名であります。欠席議員は、6番、寺門 厚議員、18番、須藤 博議員の2名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

---

◎諸般の報告

○議長（中崎政長君） 議案説明のため地方自治法第121条第1項の規定に基づき議場に出席を求めた者の職氏名は、今期定例会の冒頭に配付した出席者名簿のとおりであります。

職務のため議会事務局より事務局職員が出席しております。

本日の議事日程については、別紙のとおりお手元に配付してあります。

---

◎一般質問

○議長（中崎政長君） 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

本日、一般を通告しておりました通告7番、寺門 厚議員から、都合により本会議を欠席する旨の届け出があります。一般質問は取り下げとなりますのでご了承願います。

これより順次発言を許します。

---

◇ 笹 島 猛 君

○議長（中崎政長君） 通告6番、笹島 猛議員。

質問事項 1. 平等な税の徴収について。2. 下菅谷地区計画について。

笹島 猛議員、登壇願います。

笹島 猛議員。

〔13番 笹島 猛君 登壇〕

○13番（笹島 猛君） おはようございます。議席番号13番、笹島 猛です。

通告に従いまして一般質問を行いたいと思います。

久々の朝一番の登壇ということで、少し緊張しております。

まず、平等な税の徴収について、その中で債権管理について伺ってまいります。

地方財政が厳しさを増す中、また公正公平な住民負担の実現を果たすためには、自治体の有する債権を確実に回収し、適正で厳格な債権管理を行う必要があります。そこで、自治体債権の種類には多岐にわたると思いますが、本市において大きく分類してどのような債権がありますか。また、各債権の種類について伺います。

○議長（中崎政長君） 総務部長。

○総務部長（川崎 薫君） お答え申し上げます。

自治体を持つ債権といたしましては、大きく分類いたしますと公法上の原因、これは賦課処分などがありますが、それによります公債権と私法上の原因、これは契約などがありますが、これによります私債権の2つございます。

それぞれの種類といたしましては、公債権には市税、介護保険や後期高齢者医療保険の保険料、下水道の受益者負担金や使用料、保育所の保育料などが挙げられます。私債権には市営住宅の家賃や駐車場使用料、水道の使用料や加入分担金、私有地の売却代金などが挙げられます。市の債権は大きく分類して公債権と私債権に分かれます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 笹島議員。

○13番（笹島 猛君） 今の答弁では、公債権と私債権に分かれるということでございますが、公債権には強制徴収債権と非強制徴収債権の2つに分かれると思いますが、この違いを伺います。

○議長（中崎政長君） 総務部長。

○総務部長（川崎 薫君） 強制徴収債権でございますけれども、地方税法及び国税徴収法等により、市が直接滞納処分し、強制的に徴収できる債権でございます。

一方、非強制徴収債権でございますが、強制徴収ができないため、裁判所への民事訴訟により債務名義を取得し、支払いを督促することになります。それでも支払いがない場合は、裁判所が市の申し立てにより差し押さえ等を執行することになります。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 笹島議員。

○13番（笹島 猛君） 公債権と私債権の大きな違いとしては、時効の援用が必要か否かということだと思います。公債権は時効の援用は要せず、時効時間経過によって消滅させ、不納欠損することもできますが、私債権は時効を経過しても債務者からの時効を援用することを要しなければ消滅はしないということですので、所在不明になっている場合などでは債務者の意向を確認する手段がなく、いつまでも債権が消滅しないことになります。

このように時効期間が経過して、回収見込みの可能性がない債権をどのように管理し続けているのか伺います。

○議長（中崎政長君） 総務部長。

○総務部長（川崎 薫君） 議員のおっしゃるように、私債権につきましては、債務者による時効の援用により欠損処分をすることができます。行方不明などにより債務者の意思が確認できず、回収の可能性がない私債権につきましては、各担当者が未納債権として管理しているのが現状でございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 笹島議員。

○13番（笹島 猛君） 債権を消滅させて、管理を終結させる方法として、議会に上程し、議決により消滅させることができますが、これらを丁寧に実施しているとかなり負担になると思います。そういうことから、債権管理の適正化のためには、債権回収の一元化、処理基準の明確化が必要と思いますが、その点についてはどのように考えているのか伺います。

○議長（中崎政長君） 総務部長。

○総務部長（川崎 薫君） 当市では現在、債権管理の適正化を図るべく、処理基準の明確化及び必要性等について、担当レベルでの検討を進めているところでございます。今後は、収納対策推進委員会及び本部会議におきまして、処理基準の一元化について協議することとしております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 笹島議員。

○13番（笹島 猛君） 次に、収入未済額の縮減と不納欠損のプロセスについて伺ってまいります。

平成27年度の決算によると、市税収入が67億3,688万円で、収入未済額は3億5,830万円です。この収入未済額は依然として多大な額で推移しております。この収入未済額となっている市税の徴収にはどのような対策を立てて取り組んでいるのか、現状を伺います。

○議長（中崎政長君） 総務部長。

○総務部長（川崎 薫君） 滞納が初期の方につきましては、文書や電話等での催告により滞納の累積化、慢性化を防ぐ対策をしております。さらに、口座振替の加入勧奨を行い、新たな滞納を発生させない対策もしております。

滞納が累積してしまった方につきましては、財産調査等を踏まえた滞納処分を速やかに実施し、税に充当しております。また、一括納付が困難な方についても、納税相談により納付計画を立て、履行管理の徹底に取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 笹島議員。

○13番（笹島 猛君） 不納欠損処分とは、歳入徴収額を調定したもの、なんらかの理由で徴収が行えず、今後も徴収の見込が立たないため、地方自治体はその徴収を諦めることを言います。

昨年の不納欠損額は4,094万円で、不納欠損処分は納税の公平性の面で非常に好ましくありません。そこで、不納欠損理由の内訳を伺います。

○議長（中崎政長君） 総務部長。

○総務部長（川崎 薫君） 不納欠損の理由でございますが、財産がない、生活困窮、所在不明や死亡などが主な理由でございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 笹島議員。

○13番（笹島 猛君） そういうふうには現実的に回収不能ではないかと思われるケースの中で、時効の壁についての対策は実際どのようにしているのか、回収不能と思われる残金についてはどう今後処理していくのか、どういう状態になったら欠損として諦めるのか、こういった内情について伺います。

○議長（中崎政長君） 総務部長。

○総務部長（川崎 薫君） 時効の対策につきましては、徴収の可否判断をした上で、法令に基づき対処しているところでございます。徴収の見込みのない案件につきましては、定期的に状況調査を行い、それでも納付資力が回復せず、徴収することができないと総合的に判断した場合に、法令に基づき不納欠損をしております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 笹島議員。

○13番（笹島 猛君） この不納欠損というのは、5年間何もしなければ時効だよということだと思います。時効を中断するためには、例えば督促状を出したり、また分割納付に変えてもらったりという手順を踏んでおけば、極端な話、いくらでも延びます。

ということで、時効中断の条項だと思いますが、それで時効を中断という手法で差し押さえ処分を行っているのか伺います。

○議長（中崎政長君） 総務部長。

○総務部長（川崎 薫君） 差し押さえは滞納者の財産を制限して保全するという滞納処分の第一段階で実施するものでございまして、その後に換価して滞納金に充てることを目的として行うものでございます。単に時効を延ばすために行うものではないことをご理解願います。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 笹島議員。

○13番（笹島 猛君） 法的には時効は5年です。5年以上の前のものについては請求できません。時効を中断していない限りはできないと思っています。

しかし、納税義務を果たさない人を簡単に許してよいはずはありません。税の公平さからして、何としても払ってもらいたい。一生懸命滞納の回収に力を入れないと、納期内に納付を行っている市民とそうでない市民との公平さが大きく崩れてしまいます。

この不況下、やり繰り算段してきちんと納めている納税者のことを考えれば、収入未済額

の縮減や徴収率の向上は当然のことで、簡単に諦めるべきではないと、市長もその辺は強く思っていると思いますので、見解を伺います。

○議長（中崎政長君） 市長。

○市長（海野 徹君） 安定した財政基盤を築くためには、自主財源となる市税等の収納率をさらに向上させる必要があります。収入未済額につきましては、税負担の公平性を確保するためにも、法令に基づく徹底した取り組みが重要となります。

滞納は社会のルール違反とも言えます。今後も全庁的な取り組みにより、効果的な滞納整理を推し進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中崎政長君） 笹島議員。

○13番（笹島 猛君） 次に、所有者不明の不動産について伺ってまいります。

全国的に地方からの人口流出などに伴い、不動産登記上の所有者が変更されずに所有者不明となる土地がふえており、原因として相続人が名義変更、いわゆる相続登記を行わなかったり、都会に出た所有者が土地を放置し、周辺住民とのつながりも途切れ、そのために誰の土地だかわからなくなったりしております。

そこで、このような所有者不明の土地、すなわち納税義務者不明で固定資産税を課税していない不動産は本市に存在しているのか、あれば土地は何筆、建物は何棟くらいあるのか、また課税し損なった金額はどのくらいあるのか伺います。

○議長（中崎政長君） 総務部長。

○総務部長（川崎 薫君） 納税義務者が不明確である土地は76筆、建物が46棟となっております。

納税通知書が不着となり、課税できなかった金額は76万6,300円でございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 笹島議員。

○13番（笹島 猛君） 次に、固定資産税の徴収について伺ってまいります。

所有者不明土地についての大きな問題の1つに、固定資産税が挙げられます。固定資産税の場合、持ち主が、居所が不明で徴税できない、できなくとも時効などを理由に不納欠損処理で闇に消えてしまうケースが少なくありません。

昨年度決算では、市税収入、市税歳入が67億3,688万円のうち、約半分に相当する29億9,361万円が固定資産税収入となっており、都市計画税の収入は3億700万円で、どちらも重要な財源となっております。しかしながら、不納欠損額は固定資産税が2,383万円で、都市計画税は241万円で、税の公平性の観点からもいささか疑問を感じます。

そこで、この固定資産税、都市計画税の不納欠損理由を伺います。

○議長（中崎政長君） 総務部長。

○総務部長（川崎 薫君） 固定資産税、都市計画税の不納欠損理由でございますが、外の税

と同様に、生活困窮等により納付資力がないことが主な理由になります。また、所有している不動産を処分することで生活困窮になることが見込まれる場合や、既に抵当権が設定されており、差し押さえをしても回収が見込めない等の理由もございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 笹島議員。

○13番（笹島 猛君） 土地所有者が死亡の場合、相続人の方々から納税していただくことになるわけですが、相続人の方々も亡くなられたり、市外へ転出されていたり、さまざまな状態があると思います。一代、二代ならともかく、例えば登記名義人が何代も前に法定相続人が多数に上る場合も考えられます。相続登記自体が任意であるため、名義人が死亡された場合、直ちに相続ということはまれであります。

そこで、本市の未登記率はどのくらいですか、伺います。

○議長（中崎政長君） 総務部長。

○総務部長（川崎 薫君） 市外在住の納付義務者について、死亡情報を得ることは大変難しく、把握をしていないというのが実情でございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 笹島議員。

○13番（笹島 猛君） 相続未了の場合、税徴収のため、相続人を調査すると思いますが、案件によっては多数の相続人や何代にもわたる場合があると思います。このような場合、どの程度まで追跡調査を行うのか伺います。

○議長（中崎政長君） 総務部長。

○総務部長（川崎 薫君） 相続順位の第三順位の相続人まで追跡調査をいたします。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 笹島議員。

○13番（笹島 猛君） 本来の課税は、法定相続人の共有名義に請求先を変更するか、相続登記を済ませてもらって新しい相続人に請求すべきかが、多くの自治体では親族の誰か、あるいは相続人の代表者が払っていけばよいとして、やむを得ず登記名義人に対し課税を続けております。法的には死亡者課税は無効であり、実際払っている本人には納税義務はありません。しかし、徴税できれば結果はよいとみなして、死亡者課税を行い、実際に払っている人が誰かまでは把握していない自治体もあると聞いております。

本市では次善の策として、親族の誰かが払ってくればよいとして、やむを得なく登記簿に残る死亡者名義で課税を続けているのか伺います。

○議長（中崎政長君） 総務部長。

○総務部長（川崎 薫君） 市外在住の納税義務者の場合では、納税義務者の死亡情報を得ることは大変難しく、納税通知書が配達されず戻ってきて初めて納税義務者の死亡が判明し、結果的に死亡者課税となるという状況がございます。

また、相続関係図を作成して調査するとなると、多大な税務コストを要することとなって  
しまうため、納税義務者をくまなくたどるわけにもいかず、結局、徴税の現場では、納税義  
務者が不明確な固定資産税が現存しているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 笹島議員。

○13番（笹島 猛君） 次に、課税保留について伺ってまいります。

茨城県総務部市町村課によると、一般的に課税保留とは、所有者死亡など納税義務者が不  
存在または不明確な場合に、一時的に課税を保留する処理なので、納税義務者が明らかにな  
れば、地方税法にのっとり、速やかに課税処理を行うことになるということです。地方税法上  
の根拠もなく、課税の公平性からも問題が残り、実態が見えにくいものですから、今回取り  
上げてみました。

そこで、課税保留とはどのような行政手続を行うことを言うのか伺います。

○議長（中崎政長君） 総務部長。

○総務部長（川崎 薫君） 課税保留という手続はございません。納税義務者が不存在であり、  
かつ相続財産管理人が選任されていないため課税ができず、保留されている状態のことを言  
います。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 笹島議員。

○13番（笹島 猛君） 部長、今の言っていることと私が言っていること、私は茨城県によ  
ると、一般的によると、本市の課税保留の定義とは異なるんですけども、何ですか、それ  
は。私さっき申し上げましたよね。一般的に課税保留とは、一時的に課税を保留処理するな  
どということを言っていますけれども、ちょっと部長と意見が異なるんですけども、課税  
保留のこの定義は何ですか。

○議長（中崎政長君） 総務部長。

○総務部長（川崎 薫君） 課税保留の定義でございますけれども、実際に課税保留という定  
義はなくて、納税義務者が不存在で課税できない状態を課税保留と言っております。実際  
には法律で定義されているわけではございません。そういうことから、県との解釈が少し違っ  
ているのかなという気がいたします。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 笹島議員。

○13番（笹島 猛君） それはおかしいよ。県とのそれが違うということはある話で  
しょう。一般的に私言ったんですけども、この話をすると長くなるので、次に進みます。

現状での本市の行政手続において、課税保留の決定が解除されるのはどのような事象が起  
きた場合ですか、伺います。

○議長（中崎政長君） 総務部長。

○総務部長（川崎 薫君） 課税保留がある状態が解除されるには、納税義務者が確定される必要があることから、相続財産管理人が選任されることが起きた場合となります。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 笹島議員。

○13番（笹島 猛君） 現状での本市の行政手続において、課税保留と課税保留解除の決定者は誰ですか。また、それは慣例、前例、それとも規則に基づくものですか、伺います。

○議長（中崎政長君） 総務部長。

○総務部長（川崎 薫君） 法令や条例に基づく規定はありませんが、弁護士や家庭裁判所への確認、課税コストの費用対効果などを総合的に検討し、市長が決定するものでございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 笹島議員。

○13番（笹島 猛君） さて、その課税保留ですが、どういう法律にのっとった行政手続になりますか、伺います。

○議長（中崎政長君） 総務部長。

○総務部長（川崎 薫君） 特に法律に規定はございません。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 笹島議員。

○13番（笹島 猛君） では、その保留課税についての行政手続を規定した本市の条例や規則はありますか、伺います。

○議長（中崎政長君） 総務部長。

○総務部長（川崎 薫君） 条例や規則はございません。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 笹島議員。

○13番（笹島 猛君） そうすると、つまり整理すると、本市では課税等の決定を有する市長が、慣例で課税保留を決めているということになるんですか、伺います。

○議長（中崎政長君） 総務部長。

○総務部長（川崎 薫君） 弁護士や家庭裁判所への確認、課税コストの費用対効果などを総合的に検討し、市長が決定をしてございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 笹島議員。

○13番（笹島 猛君） ちょっと違うな。課税等の決定を有する市長が課税を決めているということですかということなんですけれども、慣例で。

○議長（中崎政長君） もう一度答弁もらいますか。

○13番（笹島 猛君） はい。

○議長（中崎政長君） では、総務部長。

○総務部長（川崎 薫君） ただいま答弁したとおり、基本的には市長が決定するという  
こと  
でございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 笹島議員。

○13番（笹島 猛君） 市長が決定するというので、その市長が課税保留の指定とか解除  
を行ってということは、具体的な法的な根拠はないということかな。

○議長（中崎政長君） 総務部長。

○総務部長（川崎 薫君） ええ、先ほど申し上げましたとおり、法的根拠はございません。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 笹島議員。

○13番（笹島 猛君） 那珂市において、不動産所有者が不明となっている土地や建物は現  
在あるとのことですが、納税義務者が不明の場合、本市では課税上どのような取り扱いをさ  
れているのか伺います。

○議長（中崎政長君） 総務部長。

○総務部長（川崎 薫君） お答え申し上げます。

納税義務者が不明の場合は、戸籍調査、住民票等の取得、現地確認により、納税義務者が  
存在しているのか、不存在なのかが明確になるまで調査を続けます。課税上の取り扱いは、  
存在が明確になれば納税通知をいたします。不存在が明確になれば、相続財産管理人制度の  
活用をし、相続財産管理人の選任を家庭裁判所に申し立て、相続財産管理人に納税通知をい  
たします。この調査期間は納税義務者の特定ができず、納税通知の交付を保留し、存在、不  
存在の確定により処理いたします。しかし、相続財産管理人選任の申し立てにあたって、相  
続財産管理人の報酬等の引当金として家庭裁判所へ予納金が必要となり、多大な税務コスト  
となる場合は、課税ができず、保留状態となります。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 笹島議員。

○13番（笹島 猛君） 最初に私が質問した存在、不存在の調査の期限というのは、何カ月  
かというのは決めているんですか。

○議長（中崎政長君） 総務部長。

○総務部長（川崎 薫君） すみません、もう一度お願いいたします。

○13番（笹島 猛君） 先ほど、最初に私が言っていた調査の期限、存在しているか不存在  
かということの調査の期限というのは何カ月かと。要するに、時効消滅が5年間の関係のこ  
とについて言っているんだけど。

○議長（中崎政長君） 総務部長。

○総務部長（川崎 薫君） 大変申しわけありませんでした。

期間について決まりはございません。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 笹島議員。

○13番（笹島 猛君） 課税保留ということですが、地方税法上の根拠もなく、課税の公平さからも問題があると考えますが、本市では課税保留に指定された固定資産税と都市計画税について該当する土地や建物の数と課税保留額、過去5年間での時効消滅額はどのくらいになるのか伺います。

○議長（中崎政長君） 総務部長。

○総務部長（川崎 薫君） 課税が保留の状態にある土地は5筆、建物は7棟でございます。平成28年度の税額は5万7,200円でございます。時効消滅した金額は5年間で21万5,800円でございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 笹島議員。

○13番（笹島 猛君） 課税保留の期間において、納税者に対して納税通知を交付していたのか、また納税通知を交付しなければ、納税者に対して督促状の発行や財産差し押さえはあったのか伺います。

○議長（中崎政長君） 総務部長。

○総務部長（川崎 薫君） お答えします。

課税が保留の状態にある固定資産税は、納税通知をしていないため、徴収の対象となっております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 笹島議員。

○13番（笹島 猛君） それから、課税保留に関する事業ごと管理台帳とか進行管理記録ですか、そのような記録はとっているのか伺います。

○議長（中崎政長君） 総務部長。

○総務部長（川崎 薫君） 調査記録で管理しております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 笹島議員。

○13番（笹島 猛君） 平成27年5月に旧歯科医院は危険な状態と考え、市へ寄附してもらい、市が税金で撤去する方針を固め、12月には相続を有する3人から寄附の同意を得て、平成28年4月18日には那珂市不動産評価審査会を開催して寄附の受け入れを決定しており、翌日4月19日には那珂市へ所有権移転登記をしております。議会という存在を忘れて、余りの手際よさと情報の公開のなさにただただ驚くばかりです。

ところで、これは地方自治法第96条第12項第9号の負担つき行為の「又は贈与」に該当する案件ではないのか伺います。

○議長（中崎政長君） 総務部長。

○総務部長（川崎 薫君） お答えいたします。

地方自治法第96条第1項は、議会が議決しなければならない事件を定めておりまして、第9号には負担つきの寄附又は贈与を受けることとあります。

今回の寄附につきましては、土地と建物の所有者が所有権を放棄して市に寄附するというものでございます。その寄附に対して、所有者からなんら条件が付されてございません。このことから、法令上の解釈や判例などを参照いたしまして、負担つき寄附でないという判断をいたしました。

なお、その後、議会の皆様からもご指摘をいただいておりますので、弁護士にも確認いたしまして、負担つき寄附ではないとの見解をいただいております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 笹島議員。

○13番（笹島 猛君） 当該弁護士のそういう詳細を確認したい場合は、法律意見書というのは、我々を見ることはできるんですか、そういうのは。

○議長（中崎政長君） 総務部長。

○総務部長（川崎 薫君） 弁護士に相談をして、見解をいただいたものでございまして、法律意見書としてはいただいております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 笹島議員。

○13番（笹島 猛君） 旧歯科医院不動産については、市長の特命を受けた市職員の調査によって、平成28年8月に当該不動産の納税者を特定しております。課税をされなかった具体的な根拠は何ですか、伺います。

○議長（中崎政長君） よろしいですか。

総務部長。

○総務部長（川崎 薫君） 申しわけありません。

この質問につきましては、旧歯科医院不動産と物件が特定されております。個人に関する情報でございまして、特定の個人が識別されるものでございまして、地方税法第22条に規定する秘密漏えいに関する罪及び地方公務員法第34条に規定する秘密を守る義務の規定によりお答えできませんことをご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 笹島議員。

○13番（笹島 猛君） この旧歯科医院の件は、平成24年8月に納税義務者が3名特定できました。市長は長年にわたって納税義務者3名に納税通知を出さず、固定資産税と都市計画税の課税処理も怠った。これが果たして公正で公平な課税徴収と言えるのか。

私の質問の趣旨は、納税義務者が明確であることにもかかわらず、市長が課税処理を怠った。そんな不公平なことをしてもいいのかという法的があるかないかの話で、結論から言え

ば、これは遡及課税すべきではないかと思うんですが、どうですか。

○議長（中崎政長君） 総務部長。

○総務部長（川崎 薫君） 私からの答弁でよろしいのでしょうか。

個人が特定されているものにつきましては、詳細はお答えできませんけれども、地方税法の原則に基づき、5年間さかのぼって明らかになった納税義務者に課税を進めたいと思っております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 笹島議員。

○13番（笹島 猛君） そうすると、不明だった所有者が明らかになったから、これはもう地方税法の規定により、5年にさかのぼって明らかになった納税義務者に課税すべきですね。これはすぐ実施できるのか伺います。

○議長（中崎政長君） 総務部長。

○総務部長（川崎 薫君） できるだけ速やかに進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 笹島議員。

○13番（笹島 猛君） しつこいようですけども、確約とってよろしいんですね、それはね。

○議長（中崎政長君） 総務部長。

○総務部長（川崎 薫君） はい、大丈夫でございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 笹島議員。

○13番（笹島 猛君） 市長がこの課税保留を解除されずに、平成28年までの課税処理を怠ったのは、明確な地方税法違反ではないか、市長に伺います。

○議長（中崎政長君） 市長。

○市長（海野 徹君） 地方税法の規定に基づいて処理をしていることから、違反はないというふうに考えております。

しかしながら、近年、不動産登記上の所有者が変更されないなどによりまして、所有者をすぐに確認できない、いわゆる所有者不明となる固定資産がふえてきております。

那珂市におきましても、相続の問題や外国に居住する納税義務者といったさまざまな理由により、住所等の実態は不明確となり、課税徴収実務に支障を来している事例がふえてきている状況なので、今後とも法務局などと連携を図りながら、相続登記がされるよう努力し、今後も適正課税に努めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中崎政長君） 笹島議員。

○13番（笹島 猛君） 市長、先ほど茨城県の市町村課のことを一般的に言いましたよね。

私、総務省にも見解を聞いたんですよ。そうしたら課税保留は税法上の法律では条例にのっ  
とった事務処理ではありませんということで、これは皆さんがやってきたことはあくまでも  
これ、地方税法違反ではないのかな。

○議長（中崎政長君） 市長。

○市長（海野 徹君） 地方税法違反にはならないと思います。実際、総務省でご確認になら  
れたその文書とかそういうものはございますか。

〔「はい」と呼ぶ声あり〕

○市長（海野 徹君） 私どもとしては、地方税法違反ではないというふうに思っております。

○議長（中崎政長君） 笹島議員。

○13番（笹島 猛君） 先ほど、私も茨城県の市町村課の一般的な課税保留についても私述  
べましたよね。やはり同じように、こういうのは要するに税法上根拠もないということですよ  
ね。根拠もないようなことをなぜ那珂市は行ったのかということ結論にしたいんですよ。  
どうなんですか、それは市長。

○議長（中崎政長君） 市長。

○市長（海野 徹君） 先ほど、5年にさかのぼってという方針を出しましたけれども、これ  
ずっと慣例として行ってきたあれなんですね。今回、そういうご指摘を受けたものですから、  
そういうふうに改善するということです。

○議長（中崎政長君） 笹島議員。

○13番（笹島 猛君） 指摘したからそれに従うということでもいいんですか。はっきりと言  
ってください。イエス、オア、ノーで。

○議長（中崎政長君） 市長。

○市長（海野 徹君） 見直しをしたということです。

○議長（中崎政長君） 笹島議員。

○13番（笹島 猛君） では、それはということで結論を得ましたので、ここでこれは終わ  
らせていただきます。

やっぱり市民の納めた貴重な税金ということがやっぱりこれから、皆さんちょっと意識が  
欠けていると思うんですよ。本来だったらこういうことは、民間企業なら即契約解除に結  
びつきます。納税書だけ送って、あとは受け取りを確認するという状況が、確認が、感覚が  
麻痺しているんじゃないか。事業をふやすことばかり力を入れていないで、やっぱり狙い  
どおりの効果を上げたことについては関心薄いと思います。今後は、費用対効果のこの評価  
の物差しを変えたほうがよろしいと思います。

市長どうですか、その私の考えについては。

○議長（中崎政長君） 市長。

○市長（海野 徹君） 税を有効に効率的に使うということについては、私も同じ考え方でご  
ざいます。

○議長（中崎政長君） 笹島議員。

○13番（笹島 猛君） 次に、下菅谷地区計画について伺ってまいります。

下菅谷地区では、平成3年3月28日に土地区画整理事業の都市計画決定が行われ、次いで翌年9月に土地区画整理組合の設立が認可されました。しかし、組合設立後、道路設計、進捗率、家屋移転等をめぐって合意形成が順調に進みませんでした。土地計画整理の継続を望まない地権者が過半を占めたことから、土地区画整理事業にかかわるまちづくりの方法を模索することになりました。

平成10年に区画整理組合の下部組織として、下菅谷まちづくり協議会を設置し、土地区画整理事業に代るまちづくり案を作成し、平成14年に那珂町地区づくり条例を制定し、平成16年に地区まちづくり条例に基づき公告されました。

土地区画整理事業に代る地区計画の道路等の整備は国、県からの補助金が望めないことから、市の一般財源の範囲内で行われているのか。また、この整備に関しては、社会資本整備総合交付金を活用してのことか。どこからの交付金で、金額はどのくらいか。また、この地区の基盤整備の進捗状況と今後の整備計画と、これまでの投資した金額と今後の投資予定金額を伺います。

○議長（中崎政長君） ちょっと待ってください。

傍聴者の方、あいている席にお座りください。

なお、お願いを申し上げます。携帯電話にはご配慮をお願いいたします。もう一度お確かめください。

建設部長。

○建設部長（小泉正之君） お答えいたします。

下菅谷地区につきましては、平成17年、下菅谷地区計画に位置づけられました街区道路の整備を中心に整備を行っており、建設事業費に充てる一般財源としまして、年5,000万円を目安に計上しております。

国からの補助金は、社会資本整備総合交付金等の交付金を充当しております。平成28年までの交付金額の合計ですが、9,265万円でございます。

なお、現在までの進捗状況ですが、地区施設として位置づけております街区道路24路線、総延長にしますと4,735メートル、このうち今年度末1,681メートルが完成予定でございます。また、排水路等を含めましたこれまでの事業費ですが、10億4,100万円ほどになります。

また、今後の整備計画につきましては、5年を1つの整備期間といたしまして、緊急性、地元の意見等を踏まえまして、整備路線を定めて進めてまいります。

なお、事業費ですが、平成28年度で社会資本整備総合交付金が満了となることから、補助対象となる新たな交付金の活用を視野に、これまでどおり年額5,000万円の一般財源を基本とした事業を進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（中崎政長君） 笹島議員。

○13番（笹島 猛君） 拡幅が困難なエリアがあります。このエリアについては、既存の住宅の建てかえによっても道路を拡幅することは難しいと思います。

そこで、家屋が密集しているエリアについては、どのような改善を考えているのか伺います。

○議長（中崎政長君） 建設部長。

○建設部長（小泉正之君） お答えいたします。

地区計画に定めました街区道路の整備の考え方ですが、家の建てかえ等により、敷地後退により、道路用地が確保でき次第進めるものであります。

しかしながら、議員ご指摘のとおり、家屋が密集しているエリアにつきましては、現実的に拡幅整備が困難であることから、現在の生活環境を考慮しまして、暫定的な整備の必要性があると考えております。なおかつ、住民等からの整備要望がある場合に限りまして、街区道路の幅員を4メートルで暫定的整備により改善することを考えております。

以上です。

○議長（中崎政長君） 笹島議員。

○13番（笹島 猛君） 部長、またこの地権者の負担に不公平が発生することはないのか、それもちよっと伺います。

○議長（中崎政長君） 建設部長。

○建設部長（小泉正之君） お答えします。

地区内には未整備となっています路線がまだ残っております。整備完了までに、議員ご指摘のように、相当の期間を要することが考えられます。

下菅谷地区には、自治会長を中心としました下菅谷地区まちづくり協議会がございます。この中で整備方針、整備箇所等について協議した上で、地権者のご理解、ご協力をいただきながら、着実に推進してまいりたいと考えます。

また、各地権者に対しましては、過度な負担とか不公平感を生じないように、地区内のバランスを図りながら進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（中崎政長君） 笹島議員。

○13番（笹島 猛君） 道路計画を含む地区計画は、土地区画整理事業の代替手法として、整備基準としては問題あると思います。

そこで、地区のまち整備は長期化するのか伺います。

○議長（中崎政長君） 建設部長。

○建設部長（小泉正之君） お答えいたします。

地区内には未整備となっている路線がありますので、相当の期間を要することが考えられます。そういった中で、まちづくり協議会の皆さんと協議しながら、整備箇所を選定しなが

ら、バランスを考えて進めていきたいと考えています。

○議長（中崎政長君） 笹島議員。

○13番（笹島 猛君） そうすると、部長、具体的に主要3路線の進捗状況ってどういうふうになっていますか。

○議長（中崎政長君） 建設部長。

○建設部長（小泉正之君） 当初始めました、議員ご指摘のお話の3路線ですが、1号線につきましては、今年度でほぼ完了です。

3号線につきましては、現在完了しております。

2号線につきましては、バイパスから旧といいますか、下菅谷駅に向かう路線ですが、それにつきましては、一部、今年度までの社会総合整備交付金ですね、その中で約4分の1ほど整備が完了するのかなど。なにぶん2号線はかなり長い路線なものですから、それを重点的に多分進める方向になると思うんですが、全体といいますか、5年間でできる範囲を皆さんと協議しながら進めるという考えでおります。

以上です。

○議長（中崎政長君） 笹島議員。

○13番（笹島 猛君） ただ、今言っていた予算が5,000万円ということですよ。非常に財政がとても厳しいということで、何か手だてはあるんですか。

○議長（中崎政長君） 建設部長。

○建設部長（小泉正之君） お答えいたします。

先ほどの答弁と重複しますが、28年で社会資本整備総合交付金というものが国のほうの施策の中で終了となりました。本来であれば、29年度から第2期というものを予定して、計画していたところなんです。国の施策によりまして、そういった交付金事業がなくなったものですから、基本的には今後、新たな交付金とか補助金とかそういったものを模索しながら、当面は起債で対応し、事業を進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中崎政長君） 笹島議員。

○13番（笹島 猛君） 起債と言えば借り入れですもんね。やっぱりそれは市の負担に残るわけで、何か新たな国庫補助金みたいな交付金というのは、5年間のスパンがあるわけですから、その中で見つけられるものは見つけていくという努力はするんでしょう。

○議長（中崎政長君） 建設部長。

○建設部長（小泉正之君） お答えします。

先ほどの5年間というのは、先ほど言いましたように、国の補助制度というのがなくなったものですから、5年間でできる範囲を協議会の皆さんと協議しながら、どこを優先的に進めるかという事業の拾い出しをしながら、基本的には一般財源の5,000万円を充当しながらやるということです。

それと、議員おっしゃるように、新たなそういった補助金があるかどうか、現在のところかなり厳しい状態なんですけど、そういったものを模索しながら進めたいと。基本的には一般財源プラス起債でもって事業を進めたい、それで5年間でできる範囲を協議しながら進めるということです。

以上です。

○議長（中崎政長君） 笹島議員。

○13番（笹島 猛君） 新たなあそこの下菅谷地区もそういうふうにして整備されると。やはり、私が先ほど言った税金の話ですけれども、非常に固定資産税も上がって税収もアップ、あそこは市街化区域と調整区域に分かれているのかな、そういうもので、非常に市のためになるわけですから、本来だったら早く、5年10年スパンで遅くともやってほしいんですけども、なかなか今言っていた一般財源に頼り切っていて、なかなか新たな交付金も見つからないということで、これから続くと思うんですけども、そういう面で、やはり結果よしの部分も持っていますので、そこで職員の皆さんの努力で新たな交付金を模索して、一生懸命努力していただければということで、私の最後の質問となります。

以上で私の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございます。

○議長（中崎政長君） 以上で通告6番、笹島 猛議員の質問を終わります。

暫時休憩をいたします。再開を11時といたします。

休憩 午前10時47分

再開 午前11時00分

○議長（中崎政長君） 再開をいたします。

---

◇ 遠 藤 実 君

○議長（中崎政長君） 通告8番、遠藤 実議員。

質問事項 1. 空き家解体費問題について。2. 防災体制の強化について。

遠藤 実議員、登壇願います。

遠藤議員。

〔16番 遠藤 実君 登壇〕

○16番（遠藤 実君） 議席番号16番、遠藤 実です。

通告に従いまして一般質問をいたします。

まず1つ目の項目、空き家解体費問題について取り上げます。

この問題を那珂市議会が初めて知ったのは、前回定例会 9 月議会において、執行部から今年度の一般会計補正予算が上がってきてからでした。予算書には財産管理事務費として、まず調査設計委託料が130万円、そして家屋解体工事請負費として1,420万円の合計1,550万円が記載されていました。これは金額が大きいだけに、一体何の解体費なのかと所管の常任委員会で質疑が行われ、どうも法令に基づく通常の処理ではないやり方で空き家問題の解決を図ろうとしたおそれが出てきたんです。

常任委員会では一旦可決したものの、いろんな疑義が生じたため、議会としても全員協議会において、事の真相を追及をいたしました。すると、この空き家問題について、不動産の所有者と直接交渉にあたった職員の方は、この春全員退職してしまっており、この予算を審議するにあたって、議会にきちんと説明できる職員は誰ひとりとしていないことが判明したんです。これは行政の継続という観点からして、いかがなものかと考えます。

職員は毎年このように退職される、また数多くの方が職場を異動される。それが当然ですが、それによって事務事業が滞り、市民生活に支障を来してはならないのは、行政運営のイロハのイです。さらに言えば、1,550万円ほどの多額の市民の血税を出費するにあたり、その判断を委ねられている議会に対して、その内容をしっかりと説明できないなど本当にあり得ない。それで議会が的確に審議できますか。まず、きちんと議会が審議できるためにも、事の詳細を説明していただく責任があると複数の議員から要望がありました。

しかし、執行部からは、この全員協議会の場で直接議会に説明できないとのことでしたので、その説明資料を作成する時間を与え、この夜によりやくこの全容を説明する資料が全議員にファクスで届きました。これが9月議会の最終日の前日のことです。ですから、議会としては、全議員がこの内容を知って、日をまたいで数時間後に採決をしなければならない状況だったということでございます。

今回も議長の許可をいただきまして資料を配付させていただいておりますが、このとき各議員にファックスで届いた資料から、私のほうで個人情報を除いたものがこちらの資料でございます。こちらのほうをごらんいただければと思います。

「菅谷地内の空き家の建物・土地の寄附に至る経緯」ということで、時系列で載っております。相続案件なんですね。先ほどこの前、直前、笹島議員からも、この件に関してはる質疑がございました。24年8月ごろ、これが荒廃が始まっていたビルに関して、市長へ近隣住民から何とかしてほしいと要請があって、24年8月に調査をした結果、法定相続人が判明したので現住所を確認し、防災課から当該ビルが危険な状態なので対応を協議したい旨の通知をそれぞれに出していると。それ以降、この相続権を有する数人と協議をしているということでもございました。平成27年5月に法定相続人は相続する意思がないので、当該ビルはそのまま放置されることになり、危険な状態が継続することになると考え、市に寄附してもらって、市が撤去することとする方針を固めると。以降、このように交渉して、ちょっと訂正をいたします、これ、平成28年ではなくて27年12月ごろ、こういう交渉の結果、同意が得

られたということで、後ろのほうに続きまして、28年になって4月に不動産評価審査会議で決定をし、4月29日に所有権移転されたと、こういう経緯でございますね。

お聞きをします。この平成27年5月に、「市へ寄附してもらって市が撤去することとする方針を固める。」とありますが、これは市のどなたが、どのような会議で決定をしたんですか。

○議長（中崎政長君） 市民生活部長。

○市民生活部長（石川 透君） お答えします。

これは、なんらかの会議に諮って決定したというものではございませんで、当時この問題を担当していた職員と市長との間で話し合いの上、方針を固めたということでございます。

以上です。

○議長（中崎政長君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） これは非常によろしくないですね、根本的に間違っていますね。

空き家問題は、今や全国的に多くの自治体で頭を悩ます課題です。空き家所有者は管理責任があります。しかし、さまざまな状況によって建物が老朽化し、適正な管理ができないことによって、地域の中で危険になっている建物が数多く存在しています。その中で、今にも倒壊しそうで危ない、不審者が住みついて防犯上危険である、不審火が出るのではないかと、ゴミが散乱したりして不衛生である、景観上よろしくないなど多くの問題が出ています。

しかし、空き家に関する法律が制定されていないうちは、行政は空き家の所有者にきちんと管理してくださいねというお願いしかできなかった。ですから、私は過去3回にわたって一般質問で、全国的に130以上の自治体で空き家条例を制定して、所有者に厳しく臨んでいるので、那珂市もぜひ制定してほしいというふうな訴えをしてきました。それでも、市長はじめ執行部の答弁は、必要なしとのことで、市民の生命、財産を守る気概に著しく欠けるものでございました。

この提案は、私以外の議員からも出ておりましたが、それでも市が条例制定に動くことはありませんでした。ただ一つ、私の提案で、空き家の実態調査ぐらいはするべきじゃないかというものをようやく昨年実行しただけだということでございます。

この資料の経緯を見ますと、市が所有者に対して調査を開始し、協議していたのは平成24年8月以降、私の一般質問は平成25年6月、26年6月、27年6月でしたから、まさしくこの協議を進行していた段階で何回も提案していたということになりまして、このような必要性がまさしく市内にあったにもかかわらず、市は条例制定を省みず、市が寄附を受けて、市が税金で空き家ビルを解体するという、法令にない非常に特殊な手法を選んだということがわかります。

じゃ、法令では空き家に対してどうせよと言っているのか。それは空き家が危険な状態だと市が認識すれば、まずその建物を特定空き家として特定をして、それからちゃんと管理してくださいねということで指導勧告を出す。それでも言うことを聞いてくれなければ、きち

んと管理するよというこで命令を出す。それでもだめなら、そのとき初めて税金を使って行政代執行を行い、建物を解体して危険性を除去する。そして、その費用は所有者に当然請求をするんですよ。これが法令に定められた空き家に対する順序、ルールでございます。

それには、あくまでも所有者の管理責任を追及し、逃げ得を許さないという徹底した信念が必要なのです。それによって、自分のお金で自分の建物をきちんと管理する人がばかを見ないようにする。そして、空き家になってはいても、所有者であれば固定資産税など各種税金を払っている人がばかを見ないようにするというのが大切なんですよ。

それなのに、今回はどうやらそうではないようです。こんな例は全国的にもまれなケースではないでしょうか。私たち議会は、その当時から何回にもわたって、そのようなケースが大いに考えられるからこそ、空き家条例を制定するべきと訴えていたのに、なぜ制定しなかったのか。

また、空き家の法律である空き家対策特別措置法が施行されたのが平成27年5月26日でしたから、いいですか、平成27年5月26日ですよ。この資料を見ますと、この寄附の方針を固めた時期にちょうど重なるんですよ、同じ時期なんですよ。これは、法律ができたんですから、条例がなくても、実際にはこの建物を特定空き家に特定をして、法律に従って粛々と事を運べば何の問題もなかったはずですよ。それなのに、なぜこのようなやり方を選んでしまったのか、この2点を伺います。

○議長（中崎政長君） 市民生活部長。

○市民生活部長（石川 透君） お答えします。

まず、空き家条例につきましては、当時、国のほうで空き家の適正管理に対する法律の制定の動きがございましたので、条例制定につきましては、この法律の動向を見きわめる必要があるとして見送ってきたところでございます。

また、特別措置法が制定された時点では、既に寄附の方向で話し合いが進んでいたことと、特措法に基づく対応となりますと、指導、勧告、命令、代執行という手順で進める必要がございました。最終的に撤去するまでに相当時間もかかりまして、代執行に係る費用の徴収も非常に難しいという判断から、今回の方法で撤去することを決断したものでございます。

以上です。

○議長（中崎政長君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） 今、時間がかかるからという答弁ですが、じゃ何で早く条例を制定しなかったんですか。もっと早くに条例を制定していれば、この交渉を見ると、これでも約3年はかかっているんですよ。もっと早く判断していれば、早く解決したのではないですか。

このように、法令どおりにやらなくても3年かかっている。それを法令どおりにやっていると時間がかかるというのはおかしいんじゃないですか。もう一回答弁お願いします。

○議長（中崎政長君） 市民生活部長。

○市民生活部長（石川 透君） お答えいたします。

最初から条例をつくっておけば、早く対応できただろうという趣旨のご質問だと思うんですが、条例制定につきましては、先ほど答弁させていただきましたとおり、国の動向を見きわめた上で判断したいということで見送ってきたということでございます。そういうことから時間がかかることも考慮されますので、法律によらず、こういった方法をとったということでございますので、よろしく申し上げます。

○議長（中崎政長君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） 結局、時間の問題ではないんですよ。早く解決をしたかったのであれば、早く条例を制定すればよかっただけのことなんです。しかるべきときにしかるべき判断をしなかった、行政のこの不作為がそもそものこの状態を招いた原因なんですね。それをまず執行部にはしっかりと認識をしていただきたい。

市長、どうですか。

○議長（中崎政長君） 市長。

○市長（海野 徹君） 既にご提案をいただいた時点で、案件につきまして交渉をしていたことと、それから条例、これ罰則つきみたいな形になります、代執行も含めてね。そうすると、検察庁か、そういったところの協議とかそういうものを含めても、この特措法が近々できるだろうということがありましたので、それを参考にして、しかるべく条例を制定するというのが一番正しい道じゃないかと思ひまして、そういうふうな判断をしたわけです。

○議長（中崎政長君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） そこについては、もっと後でちょっとお話をしたいと思います。

では、次にこのような疑義もございます。

地方自治法には、第96条第1項に議会が議決をしなければならない事件を定めておりまして、その9号には負担つきの寄附又は贈与を受けることとあります。つまり市が寄附を受けるにあたっては、勝手に受けてはいけませんよと、受ける前にちゃんと議会に説明して、議会のオーケーをもらいなさいと、それも本会議における賛成多数による議決をもらいなさいということになっています。

この資料を見ますと、市が寄附を受けたのは平成28年4月19日。この日に所有権移転登記を申請しています。ですから、これが負担つきの寄附であれば、この前までに議会の議決が必要だったんです。つまり最低でもこの直前の3月議会定例会に議案として上程され、所管常任委員会に付託され、審議され、最終日に本会議において議決というプロセスを経なければならなかったわけです。

実際にこういう段取りを踏んで、この件について議決がされたのかというと、答えは明らかにノーであります。こういう議案は議会に全く上がってきておりません。これは会議録を見ても明らかであります。これについては確認ですが、どうですか。

○議長（中崎政長君） 市民生活部長。

○市民生活部長（石川 透君） 寄附を受ける前に議会にお諮りして判断を仰ぐという、法律

上の解釈についてはいろいろございますが、今回の件につきましては、事前に議会にご説明したということはありません。今にして思えば、そういった寄附を受けて解体するという方針を固めた時点で、議会にお諮りしておけばよかったというふうには反省しているところでございます。

○議長（中崎政長君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） これが議案としては上げられていないということです。

そこで、私はこの寄附が負担つきかどうかということに関して言うと、明らかに市民の負担がついているというふうに考えます。市が所有者との交渉の段階で、これは市に寄附してくださいよと、市が責任を持って税金で解体しますから安心してくださいよというふうな話になったんじゃないですか。

本来であれば、きちんと所有者に管理してくださいよと、もしできないんだったらば、それはこちらで解体しますけれども、費用は請求しますよ、こういうことを言わなきゃいけなかったはずなんですよね。市が税金で壊してあげるのだから寄附してください、これが実態ではないですか。

それであれば、市が税金で解体するという条件付きの寄附ですね。その条件の実態は、市民が税金を負担して、実質的には一個人所有の建物の解体費用を持つというものにほかなりません。これこそ負担付きの寄附そのものではありませんか。そうなれば、3月議会には議案として上程されなければならなかったはずですよ。しかしそれはなかった。ですから、これを規定した地方自治法に違反している。ですから、そもそもこの寄附は違法ではないかという疑問が生まれてきます。違法であればそもそもこの寄附自体、最初から効力は発しない。

ですから、所有権を市から所有者に差し戻し、所有者の責任でこの建物を解体していただく。今度こそ空き家特別措置法の規定にのっとって、そうすれば解体費用を大切な市民の血税から捻出することもない。こうなると思いますが、これはそもそも負担付きの寄附ではありませんか。

○議長（中崎政長君） 総務部長。

○総務部長（川崎 薫君） お答えいたします。

地方自治法第96条第1項は、議会が議決しなければならない事件を定めております。その9号には、負担付きの寄附又は贈与を受けることとございます。この負担付き寄附とは、寄附を受けた市が、寄附をした者に約束した内容を履行しない場合に債務不履行となり、寄附をした者から債務不履行を原因として寄附を解除される場合と解釈いたします。

今回の件につきましては、土地と建物の所有者が所有権を放棄して市に寄附をするというものでございます。その寄附に対しまして、寄附者から何ら条件を付されてございません。したがって、これらのことから、法令上の解釈や判例などを参照いたしまして、負担付き寄附ではないという判断をいたしました。

なお、その後、議会の皆様からもご指摘をいただいておりますので、弁護士にも確認を

いたしまして、負担つき寄附ではないとの見解をいただいております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） その寄附申込書、私も見ました。日付は今年の3月30日になっていますよね。その書類の寄附の条件の欄には確かに何も記載されていません。しかし実態として、実態としては条件がついているでしょう。市民の税金で建物を壊しますよという条件が。そして、法律の解釈上の判断はあるでしょうが、実態として寄附を受けて、公共施設として活用する計画もなく、ただすぐ壊すという。それも市民の税金で。これは市民の方が聞かれて納得されますか。

また、その解釈、負担つきの解釈ですが、前の会議、全員協議会でもちょっと話をしましたが、いわゆる新版逐条地方自治法第5次改訂版によりますと、先ほどの答弁のようですよね。また、さらに土地建物を寄附を受けることについて、今後これらの維持管理費が相当必要であり、これらの負担が団体に係ることが予想されるような場合であっても負担つき寄附ではないと記載があるのも承知をしております。

しかし、今回のように、解体を前提で寄附を受けることなど前例があるのでしょうか。ないと思いますよね。貴重な税金を使ってすぐ壊すんですから。ですから、今後どれくらい維持管理費がかかるかわからない場合であれば、その算定自体ができないから、それを負担とみなさないというのはわかります。しかし、今回はこれを公共施設として使わないですぐ壊してしまう、その解体費にはいくらくらかかるといえるのは、税金でいくら負担するというのは今わかっているわけです。ですから、これは今までの狭義における、いわゆる狭い意味での解釈を拡大解釈して負担つき寄附と考えます。

さらに、もっと広義的に広い意味で言うと、そもそもこの地方自治法第96条第1項では、議決を必要としている案件をなぜ制定しているのかなんです。これは条例制定、予算、決算など市民生活にかかわる重要な事項は、市民の代表である議会が決めなさいよという趣旨で制定しているんです。ここには行政のいわゆる幅広い裁量が入る余地はありません。例えば、勝手に市が予算を何千万円も何億円もばんばん使って執行してはいけないということなんです。

そして、この第9号に、負担つき寄附又は贈与をするにしても、議決をなさいと書いてある。市民に負担を課す寄附や贈与については、行政が勝手に決めてはいけないという意味です。今回は、実質的には市民の税金は1,550万円支出されてしまう。これについてもちゃんと議会で判断せよということを広義の意味合いでは言っていると判断をいたします。これによっても、実質的に血税が使われることにより、議決事項に違いないというふうに考えます。どうですか。

○議長（中崎政長君） 総務部長。

○総務部長（川崎 薫君） いろんな解釈はあると思いますが、市としては先ほど申し

上げたような解釈をしたところでございます。先ほども申し上げましたけれども、これにつきましては内容を弁護士さんにも確認いたしまして、負担つき寄附ではないという見解をいただいております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） これは判例ですか、部長。

○議長（中崎政長君） 総務部長。

○総務部長（川崎 薫君） 行政実例もありますし、判例もございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） 判例あるんですか。教えてください。解釈ではないんですか。判例というのは、裁判で出た結果の積み重ねのことです。

○議長（中崎政長君） 総務部長。

○総務部長（川崎 薫君） この逐条解説には行政実例しかございませんけれども、外の本を見ると判例もございます。

詳しいことはちょっとここではお話できませんけれども、判例もございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） わかりました。じゃ、ここのところがまさにこれから議論をしていかなきゃいけないというようなところだと思います。

ただしかし、この手法がまかり通ってしまうのであれば、実際私も私もとなってしまう可能性が大きいですね。私の空き家も古くなってしまったんで壊してくださいと、あの件で市の税金を使って壊したんですよね。であれば壊してくださいよと、こういう申し出が出てこないとも限らないですね。これに関してはどのように抗弁するんですか。

○議長（中崎政長君） 市民生活部長。

○市民生活部長（石川 透君） 今回の件は、外壁の落下などが発生しておりまして、非常に危険な状態でありましたことから、緊急性が高いというふうに判断しまして、さらに遺族による対処がほとんど期待できないといった諸状況から判断したものでございます。やむを得ずの決断であったということでございます。

今後につきましては、空き家条例を急ぎ制定いたしまして、特措法と条例に基づきまして、空き家の適正管理に取り組んでまいりたいというふうに思います。

以上です。

○議長（中崎政長君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） 今の答弁ですと、危険な状態であるからということでございますが、では、どの程度の外壁が落下すれば危険だということに該当するんですか。瓦が落ちてくる

こと、塀が崩れてくることも該当しないんですか。

あとは、遺族による対処がほとんどできない、対処がほとんど期待できない状況だからとおっしゃいますが、これこそいろんなケースがありますよ。そもそも、戸籍をずっと追って行って、戸籍上相続人の所在がわからない場合があるんですよ。相続人の1人が外国にいる場合はどうするんですか。今回の相続人はたった数人だけのようですけども、十数人の相続人なんて今さらにありますからね。第三順位まで追っていくと、兄弟までいく場合というのは非常にふえますから、その方が亡くなっていたら、今度はその下までいくんですから、甥っ子、姪っ子までいく、日本全国まで広がる。こういういろんなケースがあるんです。ですから、そういうふうな方々がもし全員相続の意思がないという場合も、これに該当してくれるんですか。

こういうことというのは十分にあり得ることなんです。そのときに、部長の今のご答弁で市民の方が聞いて納得されますか。私のところだって特殊事情はありますから壊してくださいよと言われましたらば、どう対応されるんでしょうか。非常に難しいと思いますよ。判断基準が明確じゃないんですから。これを許してしまうとですよ。

しかも、これは冒頭に申し上げたとおり、空き家問題は全国的な問題です。どこの市町村も悩んでおられます。そこで、那珂市が今回こういう前例をつくってしまった。特段の根拠がないんですね、今の答弁を聞くと。特段の根拠のない判断によって、法令にない手段を使ってしまったんですよ。かといって、私は市が悪意を持ってやったとは思っていません。何とかしようと思って一生懸命考えられたと私は信じています。ただし、それが結果としていい影響を生むかということ、私はそうじゃないんじゃないかと大いに危惧をしています。

ですから、今回、本当にどういう交渉がなされたのか、その真実をしっかりと検証すべきなんじゃないかと思うんですよ。なぜこういう手法が決定されたのか、そもそもどなたの発案で、条例制定や特措法による手法は考えられなかったのか。これらに対してほとんどの方は退職されてしまっているんで、当時からおられる市長、もう一度聞きますよ。なぜこういう手法をとってしまったのか。

○議長（中崎政長君） 市長。

○市長（海野 徹君） これについては、いろいろ難しい案件でございました。それと、外壁が先ほど瓦1枚でも危険じゃないと言われる。確かに瓦1枚でも頭部に当たれば亡くなることもありますので、非常に危険だと思います。

ただ、状況から見て、外壁が鉄骨から剥がれて落ちているというような状況があったものですから、これはあの周辺の方からも、立ち話ですけども、何とかしてほしいというような話がありました。それで、この危険を排除することがまず第一だというふうに思いまして、お隣は住んでいる方もいらっしゃいますんで、現住住居がありますんで、職員に指示をして、なるべく早く指示するように言いました。

それで、職員は一生懸命やってくれたと思うんですけども、その後段でいろいろ手続を

しなかったという点、これは十分反省しというか、今後の教訓にシなくちゃいけないとは思っておりますけれども、いずれにしても、これを、この危険を排除するという、多分議員も現場を見られてわかると思うんですけれども、何とかシなくちゃいけない。

条例とか特措法の関係もありますけれども、速やかにやるにはそういう方法がよかったのかなという思いで指示をしたわけです。ご理解をいただきたいと思います。

○議長（中崎政長君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） やっぱり私どうしてもわからないのは、当時の私の一般質問の市長とのやりとりをもう一度見返しをしました。平成25年の定例会で、市長はあのとき、私が初めて空き家を取り上げたときなんですけれども、市長は最後にこう答弁しているんですよ。あのときは条例を制定してくださいよという話をしたんです。いろんな反問権もありましたが、最後に市長は条例制定に向けて、ただ那珂市に合った、この地域に合った条例を検討していきたいと答弁されているんですよ。私、実は聞かれてもいないのに、ひばりヶ丘のケースをお話しされています。ですから、やっぱりまさに交渉中だったということが今わかるんですよ、これを見ると。平成26年の私が2回目に提案したときも、やっぱりひばりヶ丘の話をされています。

それで、あのとき私、再度条例制定してくださいという話をして、じゃ議員はどこまでの想定をしているんだというような反問権があったときなんですけれども、私は代執行までやるべきだという話をして、市長もそういう話に答えられて、代執行をやるときも罰則規定を設けるときには裁判所、警察、検察と打ち合せをシなきゃいけない。だから、そういった詰めをシなくてはならないので云々という話をされている。だから、条例制定に向けて市長は考えられていたはずなんだよ。25年、26年当時。

ただ、27年の第2回定例会、6月にやったときは、この経緯を見ると、平成27年5月にこういう寄附をするという決定したときですから、その1カ月後の定例会、この1カ月後の定例会においてはちょっとやっぱりトーンダウンしているんですね、そういうことは話されていない。ただし、今後、法律ができた1カ月後の定例会でしたから、法律に基づく空き家等の対策、計画を策定していきたいという話はされていますけれども、条例制定についてはトーンダウンしています。

私だけじゃない、外の議員も質問していて、この条例制定については市もかなりシビアになっていたはずなんですよ。それなのになぜこういう、どちらかというとな易な結論を導き出してしまったのか、私は非常に残念なんです。全然気づいてなかったわけじゃないんですよ。だから、その経緯がちょっとよくわからない。ただ、これをやることによる全国的な波及効果は非常によろしくない影響が波及すると思うので、ここらをちょっとしっかり今後、議会というのは議決をする機関ですから、そのための情報は必要なんです。そこら、市長もう一度ご答弁いただけますか。なぜなんですか。

○議長（中崎政長君） 市長。

○市長（海野 徹君） この交渉を私が指示したというか、職員にしたのは、24年8月かなこれは。24年8月ごろに、その前かもしれないな、危険な状態が発見されたもんですから、そういう指示をしたわけですね。その後、何で条例をつくらないんだという話なんですけれども、この条例につきましては、先ほどもお話ししたように、特措法のあれが成立しそうだという形なので、その法律とそごというか食い違いが生じないような形で条例をつくるべきであらうということからつくらなかつた。それと、条例をつくったとしても、先ほど言いましたけれども、果たして速やかにできるのかどうかというのも期待できなかった。そういう意味から、このままこの寄附を受けるような形の指示をしてしまったということですね。

○議長（中崎政長君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） してしまったんですね、そう思いますね。

ちょっと先にいきます。

次にじゃ、これが危険だからという今答弁もありましたけれども、安全対策についてです。

申しあげましたとおり、議会としてはこの件を知ったのは3カ月前の9月定例会においてです。しかし、市はこの経緯を見ますと、平成24年8月ごろからこの建物が危険だと知っていたわけですね。その時点から安全対策は全く考えられなかつたのか。

本来であれば、早く条例を制定して、所有者に絶えず改善要求を出し、場合によっては代執行を行ってでも付近住民の安全を確保するということが必要だったと思います。しかし、それは行わなかつたんですね。であれば、少なくともこの平成27年5月の法律施行後、この時点からでも、本当はやる気があれば、安全対策ですよ、できたはずですよ。しかし、ここでも法令に基づいた手続は行われなかつたんですね。それから1年近くたってです、経緯は甚だ不透明ながら寄附を受け、とりあえず市の所有になりました。今年の4月。この時点でも、近隣純民から市長へ何とかしてほしいと要請があつて、既に4年近くがたっています。

市が本気で、すぐにでも危険だから、なんらかの対処をしなきゃならないというのであれば、なんらかの対処をしたと思うんですが、それでもまだ今年の4月以降、足場を組んで養生するなどをしていないんですね。4月からさらにまた5カ月たって9月議会によりやく解体費を予算計上している。それも、事前に所管の常任委員会に説明もなく、相談もなく、いきなり予算書を出してこられると。丁寧に議会に理解を求めようとする態度ではなかつた。これは、議員が議案書を見ておかしいなと思って問いただして行って、初めて発覚したものです。

議会に対する説明の仕方が非常に雑だと感じますし、それ以上に市民の安全についてどのように考えているのか。本当に危険だと思っていたのであれば、4年前からどこかで私が今話したような手法がとれたんではないかと、むしろとるべきだったのではないかと考えますが、いかかですか。

○議長（中崎政長君） 市民生活部長。

○市民生活部長（石川 透君） お答えいたします。

市へ寄附されるまでは他人の財産でございましたので、安易に立ち入ることはできませんでした。そのため、入り口にロープを張るなどして侵入防止を図る、そういった対応しかできなかったのが実情でございます。

以上です。

○議長（中崎政長君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） これも、条例を制定していればできたんですよ、立ち入り調査。しかも、法律施行後であれば、特措法の第9条に立ち入り調査ができると書いてある。でもやっていない。この点でも市は不作為を何度にもわたって続けてきているんです。

さらに言えば、9月議会において初めて本件を知った議会としては、とにかく安全対策については即刻養生などするように強く求めたわけですが、それから2カ月の間、ほとんど現状について変化はありませんでした。9月議会において市は、危ないんですぐに決断をとというようなフレーズで議会に議決を迫ったわけですが、であれば早ければ9月中にでもすぐ養生して、危険性除去に動くのかなと思っていましたが、10月になっても11月になってもそのまま。だから、これが本気だったのかどうかこれも非常に疑わしいんです。安全対策について、市はこの3カ月間何をしていたんですか、お伺いします。

○議長（中崎政長君） 総務部長。

○総務部長（川崎 薫君） 9月の議会以降に隣接地との状況を踏まえ、飛散防止対策のため、最善の養生方法等について、財政課と建築課で慎重に協議を重ねてまいりました。その結果、敷地境を鉄板で、建物を養生シートで仮囲いするのが最善の方法であるという結論に至りました。その後、入札を行い、業者が決定いたしましたので、現地の養生を行い、11月30日に完了いたしました。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） 9月定例会以降、今日が12月2日、でき上がったのが11月30日、けさも見てきました、脇を通って、できていますね、ようやくできた。

あと、今回の養生に関しましては、今定例会で議案としても上がっておりますので、これに関してはここでのこれ以上の言及は避けます。

では、本来空き家対策である条例制定について伺います。

これまで三度、一般質問で訴えてきましたが、今は法律に基づいて指導、勧告、命令、代執行まで市は実施することが可能です。ですから、これでやるべきだったなというふうに指摘はしてきましたけれども、この2カ月の間、全員協議会などで執行部は空き家条例を早急に制定すると答弁されていましてので伺います。

条例は制定するのですか、するのであれば、いつ制定するのですか。

○議長（中崎政長君） 市民生活部長。

○市民生活部長（石川 透君） お答えいたします。

現在、空き家等の適正管理に関する条例、これを制定するために準備しているところでございます。今定例会におきましては、総務生活常任委員会に条例の骨子案をお示ししまして、ご意見をいただいた上で、パブリックコメントを経て、3月議会には議案上程させていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中崎政長君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） わかりました。正直、遅きに失した感はありますが、さりとてこの判断は評価をいたします。ただ、惜しむらくはもっと早くやっていたら、事をここまで至っていないだろうなというふうに思います。

では最後に、市としてこの空き家解体費問題について、今後どのように考えていますか。

○議長（中崎政長君） 総務部長。

○総務部長（川崎 薫君） 今後の進め方でございますけれども、当面は現状のまま養生いたしますが、できるだけ早い時期に解体撤去を進めたいと思っておりますので、議会の皆様のご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

その後につきましては、更地にした土地をオークションにより売却したいと考えております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） ただ、議会としては、少なくとも私としては、なぜ市は法令に基づいた手法をとらなかったのか、そもそもこれは負担つき寄附だから、議決を経ずになされた行為なので、地方自治法違反で無効ではないかとか、もしくは寄附をするあたって、寄附を受けるにあたって、当事者間でどのようなやりとりがなされたのかなどなど、真実が不明な点が多々ございます。これらを明確にしてからでないと、なかなかこの判断をするのは難しいと考えております。

といいますのは、議会が議決をすれば、今私がお話をしたこれらの疑問点について、今度は議会が市民から問われることになるからです。私たち議会も議決の説明責任を問われます。それは先般の議会報告会において、既にこの状態ででもですよ、既に数名の市民から疑問を呈されている状態にもあるということで、これはやっぱり明白なんですね。ですから、これについては議決の根拠を積み重ねるためには、さらなる調査をして、執行部からぜひ明快なご答弁をいただきますようお願いをしたいというふうに考えております。

最後に、総括して市長から見解を伺います。

○議長（中崎政長君） 市長。

○市長（海野 徹君） 先ほど来、私のほうからも答弁をさせていただきまして、繰り返してみたいな形になっちゃいますけれども、今回の件は、先ほど部長から、あるいは総務部長から答弁したとおり、諸般の事情から最終的には私の判断で行ったものでございます。事前に議

会にお話ししておくべきだったというご指摘は、真摯に受けとめて、反省をしているところでございます。

私ども行政には、市民の生命、財産を守るという使命があります。このビルの状況はコンクリートの外壁が落下して、周辺の住民や下を通る通行人に危害を与える可能性が高いため、緊急に何とかしなければならないと感じておりました。市で何とかしてもらえないかという声もたびたび私の耳に入っていたところでございます。こうした状況から、緊急避難的な処置として実施したものであり、今後同様の案件が生じたとしても、現在整備を進めております空き家条例に基づき対処したいというふうに考えております。

市としては、先ほど総務部長のほうからもお話がありましたけれども、なるべく早く解体して、撤去を進めたいと思いますので、ご理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） 市長、市民の生命、財産を守る使命という話、これは私が3年前に条例制定をしてくださいと言ったときに果たしていただきたかったですね。

ただ、今の答弁で、今後は条例に基づき対処するという話をされていますけれども、これもそう簡単ではやっぱりないんじゃないでしょうか。というのは、これを認めると、今後そういう、先ほど来、市民のそういう声にどう抗弁するかということが出てきます。ですから、これはやっぱり一旦、ケースによってはですけども、所有権を戻すしかないんじゃないかと、これは違法ということで戻すしかないんじゃないかという見解を今回は示させていただきました。少なくとも、少なくともですよ、この件で市民の大切な税金を、実質的には一所有者の建物の解体費に充てるというわけにはいかないですよ。

これ、確かに養生などの安全対策については、これは税金を投入せざるを得ない状況になっていること自体は、市民に申しわけないというふうに思います。しかしこれは、行政がしかるべきときにしかるべき判断をしてこなかった不作為のツケでございます。それを行政はしっかりと肝に銘じて責任を感じていただきたいというふうに思うわけでございます。

さらなる追及が必要かと思いますが、ちょっとこの今回の件に関しては、打ち合せをしてみました。空き家に関しての専門の部署を設けたほうがいいのかというふうに思いますね。空き家に関してはいろんな法令が関係します。また、空き家特措法の中でも、今後の計画策定においては、いろんな所管課が関連します。そういった意味では、今回、一般質問を行うにあたりまして、打ち合せで関係各課のご尽力をいただきましたが、やはりまとめて専門の部署が必要じゃないかなと思いますので、これはご提案申し上げます。

また、この件に関しましては、既に全員協議会でもちょっと触れましたが、この相続自体が、寄附自体が合法なのか、もしくは先ほど笹島議員も話をしておりましたけれども、課税保留自体の問題もでございます。まだまだ議論するところがあるかと思いますが、今回はここで終了をいたします。

では、2つ目の項目、防災体制の強化についてでございます。

防災に関しましては、私も最重要課題の1つとして、過去に何度となく取り上げてまいりました。特に、3.11以降はいつなんどきあのようなことが起きるかわからないので、備えを万全にという趣旨で、全般的な防災体制の強化を訴えてきたところです。

そうした中で、先月11月22日未明ですね、5時59分にマグニチュード7.4という大きな地震が福島県沖で発生をし、皆さんの携帯もアラームが鳴ったと思います。私もそれでびっくりしまして、しばらくテレビの画面から離れることができませんでした。各地の地震の状況、津波襲来の警告が繰り返されまして、まさにあの3.11のことを思い出した方がほとんどだったんじゃないかと思います。備えを常にの思いを強くした出来事でございます。そういう意味で、今、那珂市では本当にあのときの教訓が生かされているのか、全般的に検証します。

災害においては、よく自助、共助、公助と言われます。まずは、みずからで守るという自助、地域みんなで助け合おうという共助、そして行政をはじめとした各関係機関の連携による公助、これらがしっかり連携してこそ市民の生命、財産を守ることができるのでございますが、現状はどうか。

まず、自助ですが、これは市民の皆さんがみずから災害に対する意識を高く持ち、自宅における備蓄、避難における家族同士での連絡方法の話し合い、家具が倒れることを防止するなど徹底していただくことです。各家庭の話になってしまいますが、ここが災害発生時には一番大切なところです。これに関しては、ぜひこうしてくださいということを、市ももっと積極的に発信していただきたいんです。

例えば、わかりやすく市役所の垂れ幕に、防災の備蓄は水、食糧3日分をと、災害時の家族の連絡方法をあらかじめ決めておこうとか、こういうわかりやすい、そういったものを書いてかけておくとか、もしくは市内で市民の目に触れやすいような看板を設置して、こういう決まり事を記載するとか。やっぱり市報に書いてあるだけではだめですね、手に取って見なきゃいけないですから。そうじゃなくて、常にこう目に触れるようなことで意識を啓発していただきたいというふうに思います。

こんなことは、なかなかどこの市でもやっていないかとは思いますが、こういう手法を使ってでも、ぜひ意識を啓発するということを促していただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（中崎政長君） 危機管理監。

○危機管理監（小橋洋司君） お答え申し上げます。

意識啓発としまして、まずは教育委員会と連携しまして、各小中学校で出前講座を行いまして、災害に対しての備えや自分の身は自分で守ることの大切さを学習していただきまして、下校後、家族で話し合うことで防災意識の共有を期待する取り組みを行うとともに、広報「おしらせ版」やホームページ等で防災一口メモ等を定期的に掲載しまして、防災の大切さ

を常に市民の目に触れてもらう機会を提供し、防災意識の啓発を図っていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） 本当になかなか各家庭まで入り込むというのが、やっぱり行政として非常に難しいことですよね。ただ、そういったところをまずじゃ子供というキーワードで、呼応的なところで入り込める1つのきっかけとしてはよろしいかなと思いますので、ぜひ災害発生時にそのようなことが各家庭でいろんな準備ができるような準備をしてもらうようにしていただきたいと思います。

次は共助です。これは各自治会において自主防災組織が結成されていると思います。昨日、小宅議員の質問にもございました。結成時に補助を市のほうでしておりますが、今は市内69自治会のうち62自治会で結成されているんですね。また、それぞれの地区でさまざまな防災訓練をされていますが、できれば実際の状況に応じた訓練をしていただくような依頼と指導をさらに進めていただきたいと思います。さらに、補助につきましても、設置だけじゃなく、運営にもできるようになったということですが、どういう内容になりますか。

○議長（中崎政長君） 危機管理監。

○危機管理監（小橋洋司君） お答え申し上げます。

29年度から計画的な防災活動を実践していただくために結成された自主防災組織に対して、組織運営のための補助と地域における防災や復興上の担い手となる人材を養成するため、防災士の資格取得を進め、取得に要する費用の一部の補助を実施したいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） 地域における助け合いの輪をもっと広げていただき、その助け合いの質の向上もぜひ行政として後押しをしていただきたいというふうに思います。

さらに、公助につきましては、那珂市地域防災計画に定められているとおりにできるかというのが大きなポイントでございます。これ、各種訓練というのは、各機関でいろんなレベルに分けてやっていると思いますけれども、やはり3.11のような大災害、大震災が起きたときに、想定したとおりにどこまでできるかです。

そこで、過去に何度も訴えているとおり、市内一斉での総合防災訓練を実施することです。これまでは中学校区単位で行っていたわけですが、実際には、例えば大地震が那珂一中学区だけで起きると、そんなことはあり得ません。市内どの地域も大変な状況になるわけでございますから、それと同じような状況において、まずは災害対策本部である市の職員の皆さんが、もしくは消防、警察、復命関係機関、もしくは地域の皆さんが集まってくる避難所を運営する学校の教職員の方々が本当にマニュアルどおりにできるのかということなんですね。これは一度試す必要があると思います。ぜひやってほしいと訴えてきましたが、これについ

てはどうでしょうか。

○議長（中崎政長君） 危機管理監。

○危機管理監（小橋洋司君） お答え申し上げます。

大規模災害時には、本市だけでは全ての対策を実施することは困難であります。また隣接する市町村でも同時に大きな被害を受ける可能性もあるため、近隣市町村のみならず広域的な市町村間の相互応援体制を確立するとともに、物資等の円滑な調達、確保をするため、民間企業とも協定を結び、連携体制の強化を図っているところでございます。

さらに、先ほど議員からのお話のように、公助の力が最大限に機能し、減災を図るためには自助、共助との密接な連携が重要だと考えております。

そこで、来年度自主防災組織が自治会、消防、警察等の関係機関及び先ほど申し上げました協定締結団体などに協力をいただきまして、市内一斉の防災訓練の実施を予定しております。おのおのが自分たちの役割の認識を深めていただき、より強固な協力体制の構築を図りまして、災害に強いまちづくりを実現させるために、実践的な訓練を開催する予定でございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） ようやくいい答弁をいただきました。ようやくやっていただけということですね。非常によかったと思います。

皆さん、3.11から5年以上たちました。あの当時に責任ある立場にいらっしゃった幹部職員の皆さんというのは、もう退職されていらっしゃらないですよ。あの当時の災害対策本部にいらっしゃった方って、この中でおそらく市長ぐらいしか、何人かいらっしゃるといぐらいなんです。5年の月日というのはこれぐらいなんです。ほとんど、皆さん、当然それぞれの持ち場であるときいろんなことをされたと思いますが、今度は皆さん今の立場で、まさしく幹部職員という立場で対応しなきゃいけないわけです。5年の間にいろんなことが変わっていると思います。ですから、もう一回やっぱりやる必要があります。これは、正直議会としてもそういう動きをとっておりますが、あの当時を思い返して、次どうなのかとやっぱり議会もやっております。ぜひみんなが進めていきたいというふうに思います。

また、原子力災害においても、県の指針にのっとって今やっておりますから、ぜひこれからも市民協働で体制をつくっていききたいと思います。

最後に、市長から見解を伺います。

○議長（中崎政長君） 市長。

○市長（海野 徹君） 答弁、途中で終わっちゃうと思うんですけども、防災体制の強化についての質問でございますけれども、先ほど危機管理監が答弁したように、自然災害時には極力被害を少なくさせるための減災に努め、職員の初動体制、いかに早く多くの職員を参集させるかということや、基礎自治体同士の応援体制並びに各種団体との連携の整備をはじめ、

食糧の備蓄や資機材の調達に今まで努めてまいりました。

また、来年には実践に則した市内一斉防災訓練を実施する予定で、平常時から準備している災害時応急対策活動が災害時にも円滑に行えるかどうか検証したいというふうに考えております。

日本には約2,000の活断層があり、現在活動中であります。また、活火山は110ありますが、そのうち47が活性化しております。異常降雨により洪水が多発し、土砂災害が頻発しております。いつ災害が起こるかわかりません。今後とも自主防災組織の活動強化に努め、災害の対応、体制充実を確立していきたいと思っております。

すみません、時間オーバーしました。

○議長（中崎政長君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） 前向きな答弁と捉えまして、私の一般質問を終了いたします。

○議長（中崎政長君） 以上で通告8番、遠藤 実議員の質問を終わります。

暫時休憩をいたします。再開を午後1時といたします。

休憩 午後 零時00分

再開 午後 1時00分

○議長（中崎政長君） 再開をいたします。

---

#### ◇ 木野 広 宣 君

○議長（中崎政長君） 通告9番、木野広宣議員。

質問事項 1. 文化財の公開について。2. ウェルカムボード設置について。3. 通学路の安全確保について。4. 子育て支援について。

木野広宣議員、登壇願います。

木野議員。

〔9番 木野広宣君 登壇〕

○9番（木野広宣君） 議席番号9番、公明党、木野広宣でございます。通告に従いまして質問をさせていただきます。今回は4つの項目について質問をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

初めに、文化財の公開について質問いたします。

那珂市には、国指定文化財4、県指定文化財26、市指定文化財54と実に84の文化財があります。これに指定はされない文化財を含めると、かなりの文化的、あるいは歴史的資産が

あると考えられます。

那珂市では、歴史民俗資料館を中心に常設展や特別企画展、解説書21冊の刊行物の発行販売、それに那珂市広報の中で定期的に歴史を紹介し、精力的に発信しており、努力されているものと確信しております。

文化財の効果的な活用は、地域振興や観光振興、地方創生にも資するとの認識が高まってきており、文化財の活用期待される効果や役割が拡大しております。しかし、地域資源としての発信が必ずしも十分ではなく、文化庁においても、平成26年度に文化財の効果的な発信・活用方策に関する調査研究事業報告書「文化財の効果的な発信・活用ガイドブック」を取りまとめました。その中でも文化財は公開による活用とともに、地域振興等への活用を図っていくことを掲げています。茨城県の事例は2つ紹介されております。文化財に対する意識が高まってきております。

文化財の公開については、茨城県では常陸太田市の取り組みが最初で、そこから県内の自治体に広がりつつあり、常陸大宮市も5年前から加わり、昨年からかすみがうら市も導入しております。今年は新たに笠間市が加わり、4市町村になっております。これは神社仏閣の文化財を虫干しするついでに一般公開する集中曝涼と言われており、曝涼はふだん宝物庫などに大切に保管されている仏像や古門書、掛け軸などを日に当てたり、風通しのよい場所に置いたりして、カビや虫の発生を防ぐ伝統的な保存方法であります。

常陸太田市では1989年、戦国大名佐竹氏の菩提寺として知られる正宗寺で、所蔵品の一般公開を伴う曝涼を開始し、2007年からは来場者をふやすため、市内の外の神社や寺などに参加を呼びかけ、集中曝涼へと発展させてきました。平成26年には6,000人を超える来場者があり、文化財の周知度や周辺への経済効果も大きいと思われまます。

豊富な文化財のある那珂市についても、公開に向けた取り組みを進めていただきたいと思います。今後、公開に向けた考えはあるのかお伺いいたします。

○議長（中崎政長君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） お答えいたします。

那珂市内の埋蔵文化財や有形無形文化財、史跡天然記念物など文化財の公開や周知につきましては、「那珂市文化財ガイド」や「埋蔵文化財包蔵地分布地図」などを作成して公開をしているところでございます。また、那珂市のホームページでは、指定文化財につきまして写真映像と解説による紹介をしております。

展示関係におきましては、指定文化財写真パネル展、「倭織りの世界」など特別展を開催をしております。これらにつきましては、展示環境の問題から原本の展示は難しいということで、写真の展示が主になっているのが現状でございます。

新聞やテレビなどで大きく取り上げられることもありまして、文化財をはじめ那珂市内の歴史的遺産のPRには大きな効果を上げているというふうに感じております。

また、来年度からは中央公民館におきまして、市内の史跡や神社仏閣を訪ねる学級講座の

新設も予定しているところがございます。文化財を所有している神社や仏閣、そして個人の承諾がいただければ、秘伝や秘宝以外につきましては公開が可能となっております。

また、先ほどお話がございました集中曝涼につきましても、所有者の承諾があれば可能かと思いますが、これまでいくつかの市町村で行われております文化財の集中公開につきましては、その対応など一部課題も見えてきているということでございますので、那珂市でのあり方を今後よく考えてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 木野議員。

○9番（木野広宣君） また、情報公開の立場からも、文化財保護審議会の会議録のホームページでの公開や、印刷費や用紙代の削減にもつながる解説書のホームページ公開や刊行物の積極的PR等、市の見える化の視点からも進めていただきたいと思います。市としてはどのように考えているのかお伺いいたします。

○議長（中崎政長君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） お答え申し上げます。

歴史民俗資料館におきましては、那珂市の文化財や偉人等につきまして、「広報なか」の水鳥欄で紹介、そして多くの解説シート等を作成してございまして、館内はもとより中央公民館、ふれあいセンターなどに配置をしております、大変好評をいただいているところでございます。

今後は、これらにつきましてもホームページに搭載をいたしまして、多くの方々にご利用頂けるようにしてまいりたいというふうに考えております。

また、市史編さん委員会におきまして編集をいたしました刊行物の販売につきましては、「広報なか」や「おしらせ版」、ホームページ、マスコミを通して広報をしておりますけれども、民俗資料館をはじめとしまして、瓜連支所の生涯学習課、そして市立図書館、中央公民館などで販売をしておりますけれども、さらに講演会などにおきましても販売できるか検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 木野議員。

○9番（木野広宣君） 今、ご答弁いただきましたように、前向きなご答弁をいただきましたので、今後とも文化財行政をさらに進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

私も実際に民俗資料館に伺い、見学をさせていただきました。行きましたところ、こういった資料が民俗資料館のほうで置いてはあるんですけども、これが1番から31番までの番号が振ってありまして、これは一応参考にしてくださいということで、民俗資料館としてもすごく努力されております。できれば経費削減にもつながりますので、市としてはできることは努力していただければと思います。またそれを重ねてお願いいたします。

今回、このような質問をさせていただいたのは、9月20日から11月20日まで行われた国際芸術祭2016茨城県北芸術祭に75万人以上の方が来場するなど、大盛況で終わり、対象とされた自治体ではメディアで紹介されたことにより、地域の活性化と芸術振興だけではなく、それにあわせて各自治体のアピールもかなりできたのではないかとと思われるからであります。

那珂市は、この芸術祭には残念ながら対象外でありましたが、来場者の方の多くは車を利用し、高速道路で那珂インターをおりて国道349号線を利用して常陸太田市へ、国道118号を利用し常陸大宮市、大子町へと向かわれた方が多かつたのではないかと思います。このようなイベントがあるときにもっと那珂市のことを知ってほしい、アピールしてほしいとの思いで質問させていただきました。

先日、橋本県知事に対しても、地域振興へ芸術祭の定期開催を要望したとも伺っておりますので、ぜひ那珂市も次回はなんらかの形で参加できれば、活性化の一因となるのではないかと思います。ぜひ市長のトップセールスを期待しておりますので、よろしく願いいたします。

次の質問に移ります。ウエルカムボードの設置について質問をさせていただきます。

ウエルカムボードは、遊園地、観光地でよく見受けられます。那珂市でも、結婚届、出生届に市役所に来られた方に、おもてなしの意味を込めたウエルカムボードを設置してはどうかと思い、今回提案をさせていただきました。

那珂市では、市役所本庁正面入り口を入ると職員の方が受付におり、迎えてくださいます。外の自治体によってはない場合もありますので、これは私はすばらしいことだと思っております。せっかく市民の皆様を職員の方が迎えるのであれば、最初の質問で述べさせていただいたように、おもてなしの心とともに、人とようこそ那珂市役所への意味を込めて、見える形も大事なのではないかと思います。

市長がメディア等の写真撮影に使用されるような、那珂市のマークとナカマロちゃんのマークが書いてあるバックボードと一緒に、日付やタイトルを交換できるようにして、ハッピーウエディングやハッピーバースデー、ハッピーアニバーサリーと、自然とカメラにおさめたくなるような祝福を込めた、心に込めた記念日の演出となる形のあるもの、日付が入るウエルカムボードがあればもっと記念になるのではないかと思います。那珂市では住民票には、記念としてナカマロちゃんマークの入った証明書を出していると伺いました。しかし、書式だけではなく、見える形で記念になり、アルバムのような思い出残る写真があればもっとすばらしいのではないかと思います。

この質問をするにあたり調べましたが、既に始められている自治体もあることがわかりました。そこで、特に記念になる出生届、婚姻届を届ける方も数多くいらっしゃると思いますが、那珂市では婚姻及び出生届件数はどのくらいあったのかお伺いいたします。

○議長（中崎政長君） 市民生活部長。

○市民生活部長（石川 透君） お答えいたします。

平成27年度の実績でございますが、出生届け出件数が374件、婚姻の届け出件数は237件でございます。

以上です。

○議長（中崎政長君） 木野議員。

○9番（木野広宣君） 平成27年だけでも、出生届374件、婚姻届237件、合せて611件の市民の方が市役所に来られているわけであります。そうした喜びの中、来る方に祝福の思い、そして那珂市としてのおもてなしの意味を込めて、できれば記念撮影など記念に残るウエルカムボードとして那珂市として設置してはと思います。いかがでしょうか。

○議長（中崎政長君） 市民生活部長。

○市民生活部長（石川 透君） お答えいたします。

記念撮影ができる場所の設置につきましては、結婚された方やお子様が生まれた方の思い出づくりのお手伝いをするために設置している市町村がふえているようでございます。

また、ウエルカムボードにつきましては、市役所を訪れた方を歓迎するとともに、日付やタイトルを交換できるようにして撮影ボードとして使用しているようでございます。シティーセールス、結婚支援、子育て支援の1つとして有効な取り組みではないかというふうに思いますので、設置に向けまして場所などを検討してまいりたいというふうに思います。

以上です。

○議長（中崎政長君） 木野議員。

○9番（木野広宣君） 前向きなご答弁ありがとうございました。

ただ、1つ心配なのは、設置していただいた場合になりますが、記念ということになりますと、写真撮影をする方がいらっしゃると思います。写真撮影をする場合、昼間は職員の方がいらっしゃるので、勤務時間内であれば対応できると思いますが、心配なのは夜間ではないかと思っております。そこで、夜間の対応についてできるかどうかお伺いいたします。

○議長（中崎政長君） 総務部長。

○総務部長（川崎 薫君） 夜間の届け出受付につきましては、夜間受付窓口におきまして警備員が対応しておりますが、今回のご質問の写真撮影につきましては、警備の関係上、庁舎への立ち入りはできませんので、庁舎内での写真撮影は難しいと考えております。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 木野議員。

○9番（木野広宣君） 了解いたしました。

ただ、隣の常陸大宮市では、何か警備員さんが対応して下さるということもあるということですので、今後、ぜひご検討いただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

余談になりますが、設置できた場合ですが、海野市長も時間があれば市民との交流をされているという意味で記念撮影に入っただけだと、市民の皆様はより一層の思い出になるのかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次の質問に移ります。通学路の安全対策についてお伺いいたします。

この質問は、平成25年の第1回の定例会で質問をさせていただきました。通学路の安全対策について質問した際に、那珂市は、歩車分離方式信号は那珂市に1カ所もないので、瓜連中学校の通学路である県道那珂瓜連線の交差点につくっていただきたいという質問をさせていただきました。そのときの答弁としては、歩行者や自転車が待つスペースの確保ができれば、安全確保の面からできない旨の回答がなされました。

この歩車分離方式信号については、現在、那珂市には那珂一中、五台小学校の通学路であるバードライン後台地内に設置され、児童・生徒が安全に通学しております。このように安全に登下校できている状況を見ますと、朝夕の車が多い時間帯に自転車をおりて狭い路側帯を押し歩いている県道那珂瓜連線の交差点の状況を見ますと、やはりこの場所にも設置できないのかと思い、再度お伺いすることにいたしました。地元自治会からも要望があり、先日もまちづくりの委員長がぜひつくってほしいという話をされているのをお伺いいたしました。

そこで、お伺いいたします。この県道那珂瓜連線の信号に対して、何かいい方法はないのかお伺いいたします。

○議長（中崎政長君） 建設部長。

○建設部長（小泉正之君） お答えいたします。

答弁につきましては、25年第1回でご説明したとおり重複するかと思うんですが、歩車道分離方式を設置する場合は、歩行者、自転車等が待機するスペースの確保が条件となります。このようなことから当該地の道路形状、立地条件からしまして、歩車道分離方式の信号は困難であると判断しているところでございます。しかしながら、当面の措置としまして、児童・生徒の登下校時の安全を図るため、路面標示等、市でできる内容について、道路管理者であります常陸大宮土木事務所と協議して進めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（中崎政長君） 木野議員。

○9番（木野広宣君） では、答弁いただきましたように、路面標示等の児童・生徒の通行の安全対策について、市で実施できるところは実施していただいて、また、道路管理者である茨城県常陸大宮土木事務所としっかりと協議をしていただきたいと思います。

東日本大震災のときには、118号の跨線橋が通行どめとなり、この道路が本当に車がトラックとか多くて、やっぱり本当に子供たちが危ない思いをいたしました。また、最近では118号の複線化に伴って、迂回路として車が通るので、日中でもかなり多く車が出ておりますので、ぜひ安全な対策を今後ともやっていただけますようよろしくお願いいたします。

次の質問ですが、サーボ跡地利用については、跡地利用事業者も決まり、開発に向けて進んでいるとの話を伺い、喜ばしいことと思います。また、そのサーボ跡地の中を瓜連駅より県道那珂瓜連線に南北に抜ける市道の瓜連宿下春川線も今年度整備完了予定と聞いておりま

す。瓜連駅北側の整備が順調に進んでいると感じられております。この瓜連宿下春川線については歩道も整備され、瓜連駅への道として便利になると思われま

しかし、この瓜連宿下春川線から西へ向かう道路は、途中まで歩道はあるのですが、JR春日川踏切の市道の手前の約40メートルがありません。現時点でもその西に向かう道路は通学路になっております。瓜連宿下春川線ができれば、さらに通学路として使う児童・生徒もふえるのではないかと考えられます。歩道がない部分に対して歩道整備を考えられているのかお伺いいたします。

○議長（中崎政長君） 建設部長。

○建設部長（小泉正之君） お答えします。

議員ご指摘のとおり、JR春日川踏切の手前40メートルについては歩道がありません。現況の道路用地では歩道整備を行うことはできません。しかし、瓜連駅から歩道の連続性を考慮しますと、必要であると考えております。

なお、道路と民地に高低差がございまして、構造的、技術的な面でかなり課題はございますが、歩道整備に向けて進めてまいりたいと感じております。

以上です。

○議長（中崎政長君） 木野議員。

○9番（木野広宣君） 今、ご答弁いただきましたように、整備を進めることを考えておるとい

う前向きなご答弁いただきましたので、やっぱり再度整備に向けてやっていただきたいと思

いますので、よろしくお伺いいたします。

最後の子育て支援について質問をさせていただきます。

ICカードを活用した母子健康手帳についてお伺いいたします。

きょうの朝の茨城新聞の一面に出ていたんですけれども、稲敷市で「スマホで手軽、母子手帳」という見出しで出ておりました。社会保障と税の共通番号、マイナンバー制度の個人番号カードを活用し、乳幼児健康診断といった母子の健康にかかわる情報をパソコンやスマートフォンで手軽に閲覧できるサービスが広がりつつあります。

群馬県前橋市では、3月に全国で初めてサービスを開始したのを機に、全国できょう現在で22市が導入、個人番号カードの活用策の1つとして注目を集めております。前橋市が導入した母子健康情報サービスは、母子健康手帳に記載される内容のうち、市が管理している乳幼児健診の記録などを電子化してインターネットで見られるようにする仕組み、身長や体重といった健診結果の外、予防接種の履歴も閲覧でき、次回の接種のお知らせも届きます。サービスを希望する市民は、まず専用サイトにアクセスし、個人番号カード裏面のICチップに内蔵されている電子証明書を使った本人を確認した上で利用を申し込みます。カードを使うことで、利用者が母親本人であることが確認され、個人情報である子供の健診データをパソコンやスマホで閲覧できるようになり、成長の記録は健診のたびに自動的に更新され、身長や体重の変化をグラフで確認することも可能であります。

前橋市によると、利用者からは、自分で入力しなくても健診結果が自動的に反映されるのは楽でよいといった意見が寄せられるなど、おおむねが好評であります。現在は小学校就学前までの情報が電子化され、市は将来的には小学校入学後の健診データも見られるようにしたいとサービス拡大を目指しております。

他市町村でもこの個人番号カードをめぐり、政府は2015年、16年で3,000万枚を交付できる予算を確保いたしました。9月末時点での申請件数は約1,140万件、交付件数は約850枚にとどまっております。1月の交付開始以前にカード発行システムの不具合が相次いで発生したことなどが影響をしております。現在は交付おくれがほぼ解消したことから、政府はカードを使ったサービスの充実を通じて普及につながる考えを示しております。母子健康情報サービスについても、千葉県浦安市や富山県南砺市などが導入を見せております。また、政府は外の自治体へのさらなる拡大を目指しております。サービスを導入する市町村に対する財政支援なども後押しをする方針であります。

前橋市の事例を通して、もう少し詳しく説明をさせていただきます。事業の概要としては、ICTを使って子育てしやすい地域をつくることを目指し、母子健康手帳や各種健診結果、学校からのお知らせなど、子供にかかわるさまざまな情報を模擬個人カードを通じて集約、ひもづけして、市民一人ひとりにわかりやすく伝えることを目指したプロジェクトであります。現在、実証プロジェクトに参画した民間企業が主体となってICTまちづくり共通プラットフォーム推進機構を立ち上げ、群馬県内の自治体を中心として構築したサービスの普及を展開しております。

母子健康手帳サービスについては、通常、母子健康手帳の情報は自治体が、健康診断の情報は病院や学校が別々に管理をしております。この事業では、自治体が保有する各種情報、妊婦健診、乳幼児健診、予防接種、健康診断に係る情報と市内の病院、産婦人科、小児科等が学校が保有する情報を一元的に管理し、個人番号カードを模擬したICカードを認証の鍵としてパソコン等で閲覧できる仕組みを構築しました。参加した保護者の方からは、カードをタッチするだけで子供のまとまった健康情報が閲覧できるのはありがたいとの高い評価を得ております。

また、前橋市では前橋マイページをつくっており、前橋市内の小学校に通う児童を持つ保護者を対象として、学級担任からのお知らせや提出物の確認、学校行事の予定表をはじめとする学校からのお知らせ情報をパソコン等で閲覧できる仕組みを構築しております。この仕組みを活用し、保護者があらかじめ児童のアレルギー食材の情報を登録しておく、該当する食材を使った給食の前日に注意喚起のメールが通知される機能も実現しております。

また、マイナンバーカードと連携し、地域に根づいた子育て支援をしております。

ICTシルクプロジェクトは、前橋市を中心に県内7自治体が導入を見せております。健康情報ポータルとして、母子健康情報サービスや電子お薬手帳をはじめとするさまざまなサービスを市民に提供し、教育、医療、環境面での利用性の向上を図ることで、学びと健康を

支える環境づくりを目的としております。

前橋市としては、今回の実証にタブレット用のサービスを提供し、将来のマイナンバーカード利用を見越し、地域の病院や保育所、保育園、幼稚園、小学校と健診データの連携を図ったり、妊娠、出産、子育てにおいても、各自治体が母子をサポートできる環境を整えることで子育て支援の一端を担っております。今後は、母子手帳にとどまらず、一生涯の健康データを管理できるようなサービスに発展していく予定となっております。

また、データ管理につきましては、胎児や子供の成長を記録、グラフ化、予防接種の管理、リマインダー通知、子供の健康情報管理、二期機能、健康診断情報管理、情報提供としましては、各自の妊娠、子育てに合った知識や情報、各市町村からのお知らせ、またデータ共有としましては、緊急時利用システムの連携、いざというときに救急隊がサイト上に登録してある必要な母子の健康情報を管理できる。データを家族間で共有。我が子の成長記録や健康データを父親にも共有することができ、男性の育児参加を促すきっかけにも貢献されております。

そこでお伺いいたします。那珂市の母子手帳の発行件数はどれぐらいなのかお伺いいたします。

○議長（中崎政長君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（大部公男君） お答えいたします。

本市の母子健康手帳の発行件数でございますが、平成26年度が415件、平成27年度が390件ということでございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 木野議員。

○9番（木野広宣君） 次に、那珂市としまして、この子育て支援に独自の情報ツールはあるかお伺いいたします。

○議長（中崎政長君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（大部公男君） お答えいたします。

現在、那珂市におきましては、市のホームページの中に子育て支援情報ツールといたしまして、那珂市と株式会社アスコエパートナーズの官民協働によります「ママフレ」という那珂市の子育て情報を発信しているところでございます。掲載されている情報や各種行政サービスの情報については、自治体のウェブサイト及び自治体から提供される状況によって協働で行っております株式会社アスコエパートナーズのほうで作成、更新をしているというところでございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 木野議員。

○9番（木野広宣君） 次に、ICカードを活用した母子健康情報の一元管理を行うメリット、デメリットは何か。また、今後の母子健康情報サービスに活用する取り組み実施はできない

のかどうかお伺いいたします。

○議長（中崎政長君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（大部公男君） お答えいたします。

母子健康情報の一元管理、このメリット、デメリットに関してのことですが、まずメリットとしましては、必要な情報を必要なときに検索、申請などが可能となり、子育てに伴う負担の軽減が図られるということが考えられます。

また、デメリットとしましては、スマートフォンなどの対応機種を購入やマイナポータルへの登録などの負担、さらには登録されない方への対応について、別に検討しなければならないということが挙げられるのではないかと思います。

現在、ICカードを活用しました母子健康情報サービスにつきましては、先進地の事例としまして、先ほど議員のほうからありましたように、前橋市を含め、現在10自治体で導入を始めていると聞いております。

平成29年度7月より国においては実施される予定となっておりますマイナポータル、これはマイナンバーに関する行政機関の間での個人情報のやりとりを確認したり、行政機関や地方自治体から発信される情報を確認したりと、さまざまな用途での利用が検討されておまして、その運用に伴い、子育て分野のうち、オンライン化のニーズが高いと思われます児童手当、保育、ひとり親支援、母子健康等の各種手続について、オンライン化の可否や利便性の向上に向けた検討を行いまして、来年7月以降、ワンストップサービスとして、いつ、どのように提供すべきかの方針が、国において取りまとめられるということになっております。

市としましても、国の動向を注視しながら、母子健康情報サービス等の活用については検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 木野議員。

○9番（木野広宣君） ありがとうございます。

前橋で今実際にやっております、その前橋の職員の方の感想がありますので、ご紹介させていただきます。

母子健康情報サービスは、外の自治体でも取り組まれておりますが、医療機関、教育機関、自治体等が別々に保有する情報を一元的に管理、可視化するという取り組みは、余り聞いたことがありません。市役所には妊娠に伴う風疹の予防接種記録の問い合わせを多くいただいておりますが、風疹の予防接種は、年代によって医療機関で実施した場合と集団で実施した場合とがあり、情報の照会に時間がかかってしまっておりました。今回構築したシステムでは、それらの情報が一元的に管理され、またパソコン等で確認できるため、非常に高評価をいただいております。また昨今、学校給食に含まれる食物アレルギー問題が大きく取り上げられていることもあり、アレルギーアラート機能についても、特に教職員の方から高い評価を受けていただいておりますというコメントがございました。

この前橋市の成功のポイントは何かというのがあるんですけども、ICTの活用に非常に積極的な市長のリーダーシップが1つのポイントであります。市長のリーダーシップのもと、前橋市ICTシルクプロジェクト推進協議会事業の実施主体や前橋市医師会がメンバーを立ち上げ、産官学が一丸となって事業に取り組めたことがポイントかと思います。特に今回の事業においても、母子健康情報サービスの実施に関して、健康診断結果や予防接種記録をはじめとする医療機関等が保有する個人情報クラウド上で管理する必要があったため、ステークホルダーである前橋市医師会に本事業の有効性をきちんとご理解いただいた上で協力をいただいた点が非常に大きいとありました。

そこで、市長にお伺いいたします。市長はこの母子健康手帳に関しまして、どのような考えをお持ちなのかお伺いいたします。

○議長（中崎政長君） 市長。

○市長（海野 徹君） 先ほど部長のほうから答弁をしたと思います。

現在、国において来年の7月から実施に向けて、マイナンバーカードを利用したマイナポータルによる情報サービスの準備を進めております。

市としましては、国の運用方針等についての動向を注視しながら、運用が開始される際には、議員ご提案の母子健康情報サービスはもとより、その外にも子育て支援などの市民サービスの観点から、活用に向けた検討を行っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中崎政長君） 木野議員。

○9番（木野広宣君） ありがとうございます。

きょうの茨城新聞の一面にも出ておりますけれども、先ほど全国10自治体と言っていたのが全国22自治体。県内でも導入する動きが見えているという新聞のコメントもございました。那珂市でも今後このもし国の運用方針が決まりましたらば、この母子健康手帳をぜひ実施していただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

以上で私の質問を終了いたします。ありがとうございました。

○議長（中崎政長君） 以上で通告9番、木野広宣議員の質問を終わります。

暫時休憩をいたします。再開を13時45分といたします。

休憩 午後 1時36分

再開 午後 1時45分

○議長（中崎政長君） 再開をいたします。

◇ 筒井かよ子君

○議長（中崎政長君） 通告10番、筒井かよ子議員。

質問事項 1. 那珂市のアグリビジネスについて。

筒井かよ子議員、登壇願います。

筒井議員。

〔5番 筒井かよ子君 登壇〕

○5番（筒井かよ子君） 議席番号5番、筒井かよ子でございます。今定例会の一般質問の最後を締めくくる大トリとなりました。しっかりと質問させていただきます。

通告に従いまして、質問いたします。

那珂市の生産物を多くの方々に知っていただき、豊かな暮らしづくりのためにという考えのもとに、今回は那珂市のアグリビジネスについて質問いたします。

まず初めに、那珂市特産品ブランド認証品についての質問をいたします。

那珂市特産品ブランド認証制度というものがありますが、この制度はいつからどのような目的で始められたのでしょうか、お願いいたします。

○議長（中崎政長君） 産業部長。

○産業部長（佐々木恒行君） お答えいたします。

那珂市特産品ブランド認証制度につきましては、産業の振興と元気で活力あるまちづくりのため、その取り組みの1つといたしまして、平成26年度から実施したわけでございます。地域資源のブランド化を効率的に推進するということで、地場産業の活性化に資するということを目的としております。

以上です。

○議長（中崎政長君） 筒井議員。

○5番（筒井かよ子君） 地場産業の活性化ということですが、認証品に適する製品はどのようなものが対象になり、選考基準として重視する点はどういった点でしょうか。

また、当初は6品目と記憶しておりますが、年々充実されて、現在はなん品目になったでしょうか。

○議長（中崎政長君） 産業部長。

○産業部長（佐々木恒行君） お答えいたします。

対象となる認証商品につきましては、那珂市の農産物及び農産物を使用した加工食品となっております。対象商品は消費者の保護、環境保護に留意した商品であること、那珂市特産物のブランドとして誇れるものであること、さらに関係法令に適合しているということが条件となっております。

選考基準といたしましては、ブランド価値の規定との合致度、那珂市らしさといえますか、それとブランド力向上への貢献度、さらに独自性、信頼性・品質、理念・姿勢・背景

などを基準として選考しておるところです。

認証品の数でございますが、平成26年度が6商品、27年度が10商品、今年度は新たに10商品を認定しております。合計26商品が現在認証されてという状況です。

以上です。

○議長（中崎政長君） 筒井議員。

○5番（筒井かよ子君） ところで、この認証品を選考する方々はどのような方々が当らているのかお願いいたします。

○議長（中崎政長君） 産業部長。

○産業部長（佐々木恒行君） お答えいたします。

この認証制度なんですけれども、那珂市認証品ブランド認証委員会というものがございます。ここに応募申請された製品の審査を行うことになっております。試食を含めまして、先ほどの審査基準に合致しているかを審査するというところでございます。

委員につきましては、那珂市商工会の青年部、女性部の部長さん、農協や食生活改善推進員連絡協議会代表の方、水戸農業高校の先生、あと民間施設の代表など、さまざまな分野から15名の委員さんで構成されて、認証するにふさわしいかどうかの判断をいただいております。

その次の段階としまして、認証委員会での審査をもとにして、那珂市特産品ブランド推進協議会を認証で最終の決定を行っております。この協議会ですけれども、市長をはじめ、商工会会長、農協のセンター長、茨城県観光物産課長、水戸農業高等学校の校長、女性ネットワークなかの会長、那珂よさこい連の代表からの7名の委員さんで構成して審査をいただいているということです。

○議長（中崎政長君） 筒井議員。

○5番（筒井かよ子君） さまざまな分野から選ばれている方々が厳重な目で選考されていらっしゃるということがわかりました。

この厳重な選考を見事突破してブランド品に認証された製品の流通方法や、その効果はどのようなものでしょうか。

また、この認証制度は残念ながら市民に余り知られていないように思いますし、店舗等では余り見かけませんが、ブランドに認証された商品の周知などは、どのようにされておりますでしょうか。

○議長（中崎政長君） 産業部長。

○産業部長（佐々木恒行君） お答えいたします。

認証された商品につきましては、事業所のお店や商工会のナカマロちゃんショップ、その外の直売所とか道の駅での店舗販売などを行っております。その外にはインターネット販売をやっている方とか、流通方法、販売につきましてはさまざまな状況です。

また、今年度は、那珂市の観光協会なんですけど、ブランド菓子の詰め合せの注文販売を試

験的に始めて行っております。これにつきましては、効果として、認証された事業者から他の商品と差別化が図れる、認証品とそれ以外のものですね。そういったことによって売上げが上昇したとか、その外の問い合わせ、リピーターがふえたというような声をいただいております。

次に、認証された商品の広報PRにつきましては、商品に認証マークの表示ができるようになっております。また、各店舗におきましては、のぼりやポスター、それからパンフレットが置いてあるというようなところでは、さらに、市長定例記者会見などでのメディアでの紹介を行っております。市の広報とかそういったものでの商品紹介、市役所では特産品の展示コーナーでサンプル展示も行っております。那珂市の産業祭での昨年、今年それぞれ認証式を行って、市の内外にイベントに持って行ってご紹介するというようなことも行っております。またホームページなんですけれども、那珂市の観光協会で見られるようになってきているというようにも行って、市内外でのプロモーションを積極的に行っておるところでございます。

以上です。

○議長（中崎政長君） 筒井議員。

○5番（筒井かよ子君） 今のご答弁でさまざまな機会に広報をされているということがわかりました。私も機会あるごとに、これについては宣伝していきたいと思っております。

さらに、この制度を通して期待するものはどのようなことでしょうか。

○議長（中崎政長君） 産業部長。

○産業部長（佐々木恒行君） お答えいたします。

先ほどの目的の部分でも答弁させていただきましたけれども、地域資源のブランド化を効率的に推進ということを行って、事業者の新商品の開発、PRのレベルアップなどを通じまして、地場産業の活性化に資するということを期待しているところでございます。

以上です。

○議長（中崎政長君） 筒井議員。

○5番（筒井かよ子君） 現在、26品目が制定されておりますが、平成29年度以降も新商品や再認証という継続はされていかれるでしょうか、お願いします。

○議長（中崎政長君） 産業部長。

○産業部長（佐々木恒行君） お答えいたします。

平成29年度以降につきましても、継続して新たな募集を行って、認証を進めていこうという予定でございます。また、1商品の認証期間が3年というふうになっております。そのことから、平成26年度に認証した商品につきましては、来年度に更新の申請があれば、3年間の効果、販売の実績などを検証した上で改めて審査を行うと。それで選考基準に合致していれば認証を更新していくというようなことになっております。

以上です。

○議長（中崎政長君） 筒井議員。

○5番（筒井かよ子君） 認証期間が3年ということは、商品に対して常にその価値を継続するという意味からも、大変有効な体制であると私も思います。

さて、ブランド認証品は当初、ふるさと納税の返礼品として活用すると聞いておりましたが、返礼品として活用されたその効果はいかがでしょうか。税収アップにつながっていますでしょうか。さらに、ふるさと納税の現在の金額はいくらになりますか。

この件は、昨日の小宅議員の質問と多少ダブるところがありますが、少し違った角度から質問したいと思いますので、ご答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（中崎政長君） 総務部長。

○総務部長（川崎 薫君） お答えいたします。

ふるさと納税につきましては、昨年9月から返礼品を送る事業を実施しておりますが、ブランド認証品につきましても、ふるさと納税に対する返礼品としていくつか取り扱っております。その返礼品につきましては、ブランド認証された特産品からは、干し芋やひまわりオイル、那珂かぼちゃ、那珂パイナップル、ネストビールなどとなっております。

その他のブランド認証品につきましては、消費期限の関係などから、返礼品として取り扱うにはなかなか難しいのが現状でございます。

なお、ブランド認証品以外の返礼品といたしましては、3Dフィギュアや水戸農業高等学校の生徒が栽培したお米、障害者就労支援施設の作品などが特徴となっており、この時期はシクラメンなどが人気となっております。さらに、昨年度から友好都市である横手市の牛肉やリンゴ、職員の災害派遣先である釜石市の海産物加工品なども返礼品として加えております。

また、返礼品を送ることによる効果でございますが、北海道から沖縄県まで全国的に申し込みがありましたことから、那珂市の特産品等を全国に広くPRできたこと、さらにはふるさと納税額が大幅に伸びたことが挙げられます。

ふるさと納税額でございますが、平成26年度は276万4,000円でありましたが、返礼品を始めた平成27年度の寄附額は3,513万円と大きく伸びております。

また、参考でございますが、平成28年度の10月末現在における寄附額は1,271万4,000円となっております。

今後も返礼品を充実させ、那珂市の特産品等を全国にPRするとともに、多くの方に寄付を申し込んでいただけるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 筒井議員。

○5番（筒井かよ子君） 那珂市の金額は、今お聞きしまして、全国的に見るとまだまだ少ないようですが、市単独で見えますと、返礼品を制定する前と返礼品に工夫をするようになってから税収増にもつながり、さらに那珂市の知名度アップも期待できることで、大いに活

用していただくように思っております。

今お答えにありましたが、3Dフィギュアとかシクラメンなどとてもいいと思いますが、3Dフィギュアというのは、例えば私が申し込んだときには、私の顔のお人形ができるということですか。

○議長（中崎政長君） 総務部長。

○総務部長（川崎 薫君） 写真を違う方向から3枚ほど撮っていただきまして、そうしますと筒井議員を小さくしたような人形ができるというものでございます。

以上でございます。

○議長（中崎政長君） 筒井議員。

○5番（筒井かよ子君） 写真というのは皆さん撮りますし、私も撮りますから写真は残るんですが、立体の私のこの頭のこの辺が残るといのは大変いいかなと思いますので、ちょっと私もこれ、那珂市にふるさと納税をして、ぜひつくってみたいなと思います。

次に、アグリビジネスの現状について質問いたします。

那珂市の基幹産業である農業の現状ですが、水田や畑、またその作物の種類、さらには生産者の年齢構成や規模などについてお伺いいたします。

○議長（中崎政長君） 産業部長。

○産業部長（佐々木恒行君） お答えいたします。

那珂市の現状ということでございますが、那珂市の農業振興地域内における農地でございますが、平成28年1月現在のデータといたしまして、田が2,066ヘクタール、畑が2,273ヘクタールとなっております。

作物でございますけれども、平坦な那珂台地ということもありますので、水田などでは水稲とか麦、転作の大豆といったような土地利用型の農業が主でございます。畑作につきましては、多種多様な農作物が生産されております。その中で主なものといたしては、先ほどお話のありました那珂かぼちゃ、その外にも奥久慈ナスとかカンショ、干し芋用が主でございますけれども、そういったものが挙げられます。

また、耕作者、生産者でございますけれども、主たる担い手である認定農業者は、現在、法人を含めまして88経営体となっております。平均年齢でございますけれども63歳で、年齢構成上は60歳以上が全体の約3分の2となっております。経営内容でございますけれども、その規模などにつきましては、土地利用型が多くございます。その外には花卉園芸などもございまして、経営内容及び規模につきましても幅広いというような状況でございます。

以上です。

○議長（中崎政長君） 筒井議員。

○5番（筒井かよ子君） 今お聞きしますと、多種多様な農産物が生産されていることが大変魅力的だと思います。

そしてやはり年齢構成は60歳以上が主力になっているようですが、今の60歳はまだまだ

若いです。ますます新しいことに挑戦して那珂市の幅広い生産性の発展に大いに期待したいところでございます。

このような多種多様な生産物の販売先はどのようになっておりますでしょうか、お願いいたします。

○議長（中崎政長君） 産業部長。

○産業部長（佐々木恒行君） お答えいたします。

農家の生産物、農産物につきましては、基本的にはJAなどを通じまして市場などに出荷しております。近年につきましては、野菜を中心に市内市外の直売所やスーパーへ直接農家から卸しているというところもふえております。一方、干し芋など、いわゆる農家の軒先販売などが主に行われていると、生産者が直接消費者に届けているというところが大部分だというような農産物もございます。

以上です。

○議長（中崎政長君） 筒井議員。

○5番（筒井かよ子君） 今のお答えのように、私も干し芋などは確かにお店ではなく、直接農家さんから買うことも多いです。

では、それらの生産基盤の状況はどのようになっているか教えてください。

○議長（中崎政長君） 産業部長。

○産業部長（佐々木恒行君） お答えいたします。

農作物は耕作農地でやっております。農作物を生産する基礎というところが田んぼとか畑になっているわけで、経営の規模拡大とかあとは農産物の管理の効率化、さらにやっぱり農業従事者が少ないということもありますので、省力化、そういったことで合理化を進めてきて、農業経営を高めるということが、今後重要と考えております。

そういったところでの農業生産基盤の整備でございますが、生産性の向上を図るというような目的で、水田の再ほ場整備を2地区、その外畑の基盤整備として2地区、合計4地区を現在、県営事業でやって、その生産性を上げる農業に資するようということで進めている状況でございます。

以上です。

○議長（中崎政長君） 筒井議員。

○5番（筒井かよ子君） ちなみになんですが、この4地区はどこになりますでしょうか。

○議長（中崎政長君） 産業部長。

○産業部長（佐々木恒行君） お答えいたします。

水田につきましては、久慈川沿いで上流から言いますと県道日立笠間線、常陸太田から瓜連に抜ける道路ですけれども、そこから下流の久慈川沿いの約200ヘクタールほどです。あともう一カ所の水田につきましては、349、那珂市のほうから常陸太田市、久慈川渡るところに橋がございますけれども、その上下流の額田北郷という約20ヘクタールの水田です。

畑につきましては、寄居地区飯田のふれセンの反対側の農地、それとあとは鴻巣、辻鴻巣というところでの基盤整備、水田については再ほ場整備で、畑については新規のほ場整備ということで、今進めているところでございます。

以上です。

○議長（中崎政長君） 筒井議員。

○5番（筒井かよ子君） わかりました。ますます進めていただきたいと思います。

次に、アグリビジネスを市はどのように捉えておりますでしょうか、お願いいたします。

○議長（中崎政長君） 産業部長。

○産業部長（佐々木恒行君） お答えいたします。

アグリビジネスというものは、アグリカルチャー、農業というところとビジネス、商売という言葉を組み合わせた言葉です。農業に関係する幅広い経済活動をあらわすというような言葉となっております。

那珂市としましては、農産物を生産して市場へ販売するというだけでなく、消費者などの嗜好性、嗜好の多様性、こういったものをつくったらいいのか、どのように販売していくというようなことが農業生産にもかかわること、つながっていることで重要であるというふうに考えております。

こうしたことから、6次産業化を農産物、またはその加工品、商品などをブランド化しまして、販路拡大に向けた行動といたしましては、まず1つには地産地消ということで地元で売ると。さらには市外への紹介をしていくと。そういった農産物商品などのPR、消費者との交流活動を通しまして、こういったものがあるのかとか、どういうものをどういう形で届けたほうがいいのかというようなことを考えながら、生産者、あとは加工品、ビジネスにかかわる人達を支援していくというような考えで進めております。

○議長（中崎政長君） 筒井議員。

○5番（筒井かよ子君） 生産製造から販売までを一括して取り組んでいる、いわゆる6次産業化に取り組んでいる方々も徐々にふえつつありますが、この方々に対する市としての認識をお聞きいたします。

○議長（中崎政長君） 産業部長。

○産業部長（佐々木恒行君） お答えいたします。

6次産業化、今お話のありました農産物の生産から、加工、販売、流通も含めまして、これにつきましては、国や県も力を入れている分野です。那珂市内におきましても、そういった方がふえている傾向にあるというふうに捉えております。

那珂市内の6次産業化の代表格といたしましては、昔から生産、加工しております干し芋であるというふうに感じております。この干し芋につきましては、ひたちなか・東海・那珂ほしいも協議会那珂支部がありまして、その市内では30の農業者が加盟しております。

また、養鶏業者とか那珂パイヤなど畜産とか園芸農業者におきましても、農産加工品の

製造や販売、6次産業化に取り組んでいるという方がおります。こういった方を今後とも支援していく、新規にもというふうには考えております。

以上です。

○議長（中崎政長君） 筒井議員。

○5番（筒井かよ子君） その流通や販路などを踏まえた那珂市アグリビジネスのこれからの展開について質問いたします。

まず、那珂市の農産物を広く知ってもらうための方法としては、どのような仕掛けを検討していけますか。

○議長（中崎政長君） 産業部長。

○産業部長（佐々木恒行君） お答えいたします。

これまででございますけれども、JAの那珂かぼちゃなど6つの生産部会に対してPRを含めた支援活動を行っております。主要農作物である那珂かぼちゃにつきましては、市長の記者会見の場で新聞各社に紹介するなど、その外の機会も捉えまして、PRに努めているところでございます。

また、市の特産品ブランドに干し芋や那珂かぼちゃなど市内農産物が認証されているということがありますので、市内農産物などのすばらしさをそういったそれぞれのところで紹介しているところでございます。これまでに「那珂市の農業を考える」というシンポジウムの中でアグリビジネスなどを取り上げたこともございます。

今年度につきましては、7月にホテルレイクビュー水戸のレストランにおきまして、那珂野菜のサラダバーの開催を行っております。10月の那珂市産業祭では、野菜の宝船をつくって、皆さんにごらんになって配布もしておりました。11月には芳野の直売所農産工房で、那珂野菜のクッキング講座をやっております。さらに先月、11月ですけれども、曲がり屋でのランチ、さらにはマッチングフェアなど、新しい取り組みなどを試行錯誤しながら進めているところでございます。

今後ともこういったものを企画して、那珂市産の農産物を広く知ってもらうということを関係機関とも協力いたしまして進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中崎政長君） 筒井議員。

○5番（筒井かよ子君） そこで、特産品の開発や販売方法として若い世代の意見を取り入れるためにも、高校生や大学生との共同開発などはいかがかと思えます。外の市になりますが、高校生が開発したスイーツが販売されたというニュースを見ました。

さらに、他市でも行われておりますが、地域おこし協力隊の導入は考えられますでしょうか、お願いいたします。

○議長（中崎政長君） 産業部長。

○産業部長（佐々木恒行君） お答えいたします。

商品開発に若い世代の感性を取り入れるということは、非常に大事なことだというふうに捉えております。今年度は、特に地元の水戸農業高校との連携に力を入れておりまして、農業土木科の学生による農業用施設の見学会を行ったり、さらに米ゲルの技術などの活用に向けた検討会議には、水戸農業高等学校の先生に参画していただいてなどを行っております。

また、その中で実際に事業所の試作品開発の場に生徒たちが参加したりということで、試作品づくりに取り組んでおるような例もございます。このような取り組みが広がっていくように、声をかけたりして支援していきたいというふうに考えております。

地域おこし協力隊につきましては、そういった制度を取り入れるというようなこともあるかとは思いますが、那珂市の農業者から今求められているものは、知識や技術というようなこと、産品開発や販売についてはそういうふうに考えているところです。

そうしたところから、先日のマッチングフェアにおきましては、県の関係機関であります茨城6次産業化サポートセンターの協力によりまして、経営相談を実施しております。そういった国や県等のご協力を得ながら、農業者や関係事業者へ質の高いアドバイスを提供できる機会を設けることによって盛り上げていきたいと思っております。

市外のPRとか売り込みによる販路開拓とか商品の開発、そういったものは、有機的に実行していくことによりまして、現在の進め方で持っていこうというふうに考えております。

以上です。

○議長（中崎政長君） 筒井議員。

○5番（筒井かよ子君） 今の答弁の中に、水戸農業高校との共同の開発云々という話がありましたが、先日、日本テレビ、朝の情報番組「スッキリ！！」の中で水戸農業高校が取り上げられておりましたので、私も食い入るように見ました。若い力が生き生きと農業や畜産などの分野に夢を広げていく姿を紹介していました。女子学生の人数もかなり多く、生産だけでなく加工にも力を入れ、頼もしい限りでした。まさしく地元の高校生です。一緒にこれからの那珂市の未来を築けたら素晴らしいことだと思いました。

さて、消費者のターゲットとしてどのような世代を考えているのでしょうか、お願いいたします。

○議長（中崎政長君） 産業部長。

○産業部長（佐々木恒行君） お答えいたします。

消費者のターゲットでございますけれども、なかなかこれというふうに絞り込んでいくということは難しいとは考えております。そういうところではございますけれども、市の立場としては、幅広い世代、それから那珂市の農産物のよさを知っていただくということで、地産地消が促進されれば、那珂市の農業がより元気になっていくというふうに捉えております。

個々の農産物の農産加工品などについて言えば、子育て世代とか、その外シニア世代ということもあるとは思っております。議員さんからお話がありましたターゲットを絞ったというような販売戦略を立てることも重要であろうかというふうに考えております。

こうした点につきましては、先日開催したマッチングフェア、中央公民館のほうでシンポジウムのパネラーに出させていただいて専門のお話を聞いたり、あとは那珂市の農業生産者に来てもらって、バイヤーとの顔合せなどを行ったわけなんですけど、そういった機会に経営相談会なども行ってあります。農業者の経営の支援というところでは、引き続きそういった関係機関との取り組みの中で、どういったことが那珂市の農業を盛り上げることになるかということ模索しながら進めていこうというふうに考えております。

○議長（中崎政長君） 筒井議員。

○5番（筒井かよ子君） ここで、私の考えを少し述べさせていただきます。

地産地消を推し進め、那珂市の地場産業の発展を考えなければならないときが来ていると思います。市長定例会見やその他でも積極的に周知を図っておられるようですが、やはり実際に調理して食べてみるのが大事であると思います。

先ほどの答弁の中にもありましたが、水戸市のレイクビュー水戸、「美味しさはじける「なか彩菜」べじふるweek那珂」が開催され、那珂市の野菜を使ったサラダバーがセッティングされました。那珂市の野菜を多くの人に味わってもらうためには、大変よい企画だったと思います。私も大変おいしくいただきました。そして、なんとも誇らしい思いがいたしました。ただ、ここに来ていられたお客さんは女性のお客さんが多かったです。

さらに、曲り屋ごはんの開催は、那珂市が誇れる文化財建造物曲がり屋において、那珂市の米、これはちなみに本米崎の田口さんが栽培しております一等米です——をかまどで炊き、惣菜も那珂市産に極力こだわった点心弁当に郷土料理七運汁がついたものでした。私は残念ながら参加できませんでしたが、お客さんは21名いらっしゃったそうです。大変おいしかったとご満悦だったそうです。こちらは女性が18名、男性が3名いらっしゃったそうです。来年もまた来ますと言われていた方もいるようです。

さらに、秋の味覚マッチングフェアが11月25日、中央公民館で開催されました。こちらには参加いたしました。多くの出展者、団体があり、とてもにぎわってございました。そして試食があり、実際に味わうことができたことに意味があったと感じました。使い手に応じた商品開発が大切であり、売り方の工夫もまた重要であると感じました。初めての企画ということでしたが、今後の展開がますます楽しみです。

私たちがみずから地元の産物をどんどん消費することが一番重要です。しかし、調理方法を知らない、食べ方を知らないという方は大勢いると思います。ニンジン、ゴボウ、ジャガイモ、葉ものなど、那珂市には豊富な野菜がたくさんあります。那珂かぼちゃは有名ですが、どうですか、皆さん、特に若い世代には余り浸透していないのではないのでしょうか。

先日の茨城新聞日曜版に、ごらんになった方もいらっしゃると思いますが、那珂パイヤの記事が大きく掲載されておりました。しかし、なかなかその調理方法がわからない方も多そうです。これらを消費するには、そして地産地消の先頭はやはり女性の力にかかっていると思うのです。腕を振るって調理して、家族に食べさせて、喜んでもらう。これを毎日なげな

くしております。なにげなくじゃない方もいるかもしれませんが、なにげなくしております。朝夕の食卓に一品でいいから那珂市産のものをとと思います。

11月の初めに、芳野農産工房にて「地産地消セミナー 那珂彩菜クッキング講座」が開催されました。二十数名が茨城県農産加工指導センター技術指導員のもと、調理に挑戦しました。若い方々の参加もあり、コツを覚えれば楽しくおいしく調理することができる、とても喜んでおりました。うちへ帰ったら、早速子供たちに食べさせたいと笑顔いっぱいでした。

先ほども述べましたが、ベジふるweek那珂のサラダバーにしても、曲がり屋ごはんにしても、クッキング講座にしても、ほとんどが女性の参加です。そこで私は消費する側として、女性の力を生かした宣伝方法をぜひ提案したいのですが、いかがでしょうか。部長、お願いいたします。

○議長（中崎政長君） 産業部長。

○産業部長（佐々木恒行君） お答えいたします。

今のこれまでアグリビジネス的なことをやったご紹介をいただきまして、ありがとうございました。

女性の視点というのは大切だというふうに捉えております。先ほど、曲がり屋のお米の田口さんですけれども、「那珂市の農業を考える」のシンポジウムのパネラーにもなって、地元の人と水田、小学生につくってもらってというような活動のご紹介もいただきました。

産業祭におきまして、農業講演会を開催しております。中央公民館のほうでやったんですが、そのときに龍ヶ崎の横田農場有限会社の米粉スイーツ加工部長、これ社長さんの奥さんなんです、横田サチさんのほうに講演をいただきました。横田サチさんは妻であり母親であるというようなところで、米粉を使った独自産業のケーキをつくったりいろいろやっております。その話でなるほどと思ったのは、やっぱり女性の視点、母とかからやっぱり食の安全性について、非常にそれを取り入れているだとか、あとはパッケージなどもそういったところで工夫をしている。もろもろありました。そういう我々、私のような男性ではないような調理をしているとか、食べる曲がり屋ごはんでの参加者の女性の人数も比率もございました。

そういったことにつきましては、農政課にアグリの専門監を置いております。女性です。産業部、農政課、商工観光課のほうにも女性職員がおりまして、農家の方とかその外の事業者ともいろいろお話ができるというような体制はできていると思います。

あとは、講演会とか委員会にも女性参画していただいて、ご意見を出していただいております。消費者のターゲットというところもありますし、あとは、つくるという、食卓を囲む一番の担い手はそういった女性だと思いますので、今後ともそういう機会を多くつくって、ご意見を取り入れて農業振興、アグリビジネスのほうに持っていけるように考えたいと思います。

以上です。

○議長（中崎政長君） 筒井議員。

○5番（筒井かよ子君） 今、私が、女性が女性だと申し上げましたが、男性の力ももちろん大事なんです。女性に男性は褒めてあげてください。褒めていただけると女性は頑張りますので、これからも女性の力がますます発揮できるように、そして今後ますますアグリビジネスが軌道に乗り、那珂市が魅力いっぱいの市になりますようにと願っております。

私の質問は以上で終わります。

○議長（中崎政長君） 以上で通告10番、筒井かよ子議員の質問を終わります。

---

#### ◎議案等の質疑

○議長（中崎政長君） 日程第2、議案等の質疑を行います。

報告第12号、報告第13号、議案第80号から議案第82号及び議案第89号から議案第97号までの以上14件を一括議題といたします。

質疑の通告がありませんでしたので、質疑を終結いたします。

なお、報告第13号につきましては、地方自治法第180条第2項の規定による報告事項となっておりますので、報告をもって終了といたします。

---

#### ◎議案等の委員会付託

○議長（中崎政長君） 日程第3、議案等の委員会付託を行います。

報告第12号、議案第80号から議案第82号及び議案第89号から議案第97号までの以上13件につきましては、お手元に配付しました議案等委員会付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（中崎政長君） 異議なしと認めます。

つきましては、所管の常任委員会において審査の上、今期定例会期中に報告されますよう望みます。

---

#### ◎請願・陳情の委員会付託

○議長（中崎政長君） 日程第4、請願・陳情の委員会付託を行います。

今期定例会におきまして受理しました請願・陳情は、お手元に配付しました請願・陳情文

書表のとおり、会議規則第141条第1項の規定により所管の常任委員会に付託しましたので、報告いたします。

つきましては、当該常任委員会におきまして審査の上、今期定例会期中に報告されますよう望みます。

連絡事項がございます。来週開催予定の各常任委員会の開催通知文は、各議員の文書区分箱に配付しておきますので、ご確認願います。

---

### ◎散会の宣告

○議長（中崎政長君） 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会をいたします。

散会 午後 2時27分

平成28年第4回定例会

# 那珂市議会会議録

第4号（12月16日）

## 平成28年第4回那珂市議会定例会

### 議事日程(第4号)

平成28年12月16日(金曜日)

- 日程第 1 請願第 2号 「那珂市民の安全確保のために日本原電と茨城県及び東海村等  
が締結した『原子力施設周辺の安全確保及び環境保全に関する  
協定書』の見直しを求める行動を要請する意見書」の採択を求  
める請願
- 日程第 2 報告第 12号 専決処分について(平成28年度那珂市一般会計補正予算(第  
5号))
- 議案第 80号 那珂市税条例等の一部を改正する条例
- 議案第 81号 那珂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 議案第 82号 那珂市駅前自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部  
を改正する条例
- 議案第 89号 平成28年度那珂市一般会計補正予算(第7号)
- 議案第 90号 平成28年度那珂市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予  
算(第3号)
- 議案第 91号 平成28年度那珂市下水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 議案第 92号 平成28年度那珂市農業集落排水整備事業特別会計補正予算  
(第3号)
- 議案第 93号 平成28年度那珂市介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予  
算(第3号)
- 議案第 94号 平成28年度那珂市水道事業会計補正予算(第1号)
- 議案第 95号 指定管理者の指定について
- 議案第 96号 市道路線の認定について
- 議案第 97号 市道路線の変更について
- 請願第 4号 「奨学金制度の改善と教育費負担の軽減に関する意見書」の採  
択を求める請願
- 請願第 5号 「後期高齢者の保険料軽減特例の継続を求める意見書」の提出  
を求める請願
- 日程第 3 議案第 99号 那珂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する  
条例
- 日程第 4 議案第100号 那珂市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第101号 平成28年度那珂市一般会計補正予算(第9号)

日程第 6 発議第 3 号 地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書

日程第 7 議員派遣について

日程第 8 委員会の閉会中の継続審査申出について（請願第 2 号）

日程第 9 委員会の閉会中の継続調査申出について

---

## 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

## 出席議員（17名）

1 番	大和田 和 男 君	2 番	富 山 豪 君
3 番	花 島 進 君	4 番	中 崎 政 長 君
5 番	筒 井 かよ子 君	6 番	寺 門 厚 君
7 番	小 宅 清 史 君	8 番	綿 引 孝 光 君
9 番	木 野 広 宣 君	10 番	古 川 洋 一 君
11 番	萩 谷 俊 行 君	12 番	勝 村 晃 夫 君
13 番	笹 島 猛 君	14 番	助 川 則 夫 君
15 番	君 嶋 寿 男 君	16 番	遠 藤 実 君
17 番	福 田 耕四郎 君		

## 欠席議員（なし）

---

## 地方自治法第 121 条第 1 項の規定に基づき説明のため出席した者

市 長	海 野 徹 君	副 市 長	宮 本 俊 美 君
教 育 長	秋 山 和 衛 君	企 画 部 長	関 根 芳 則 君
総 務 部 長	川 崎 薫 君	市 民 生 活 部 長	石 川 透 君
保 健 福 祉 部 長	大 部 公 男 君	産 業 部 長	佐々木 恒 行 君
建 設 部 長	小 泉 正 之 君	上 下 水 道 部 長	石 井 亨 君
教 育 部 長	会 沢 直 君	消 防 長	寺 門 忠 君
会 計 管 理 者	綿 引 智 君	行 財 政 改 革 推 進 室 長	大 森 信 之 君
危 機 管 理 監	小 橋 洋 司 君	農 業 委 員 会 長	山 田 甲 一 君
総 務 部 次 長	川 田 俊 昭 君	事 務 局 長	

---

## 議会事務局職員

事務局長 深谷 忍 君 書 記 小田部 信 人 君  
書 記 萩 谷 将 司 君

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（中崎政長君） おはようございます。

ただいまの出席議員は17名であります。欠席議員はありません。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

---

◎諸般の報告

○議長（中崎政長君） 議案等説明のため、地方自治法第121条第1項の規定に基づき、議場に出席を求めた者の職氏名は、今期定例会の冒頭に配付した出席者名簿のとおりであります。職務のため、議会事務局より事務局職員が出席をしております。本日の議事日程については、別紙のとおりお手元に配付しております。

---

◎弔意

○議長（中崎政長君） 議事に先立ちまして、今月10日に逝去されました故須藤 博議員のご冥福をお祈りし、ここに謹んで黙禱をささげたいと思います。

皆さん、ご起立をお願いします。

黙禱。

[黙禱]

○議長（中崎政長君） 終わります。

ご着席をお願いします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時01分

再開 午前10時01分

○副議長（遠藤 実君） 再開いたします。

本席を議長と交代し、引き続き議事を行います。

---

◎請願第2号の委員会審査報告、質疑

○副議長（遠藤 実君） 日程第1、請願第2号を議題といたします。

原子力安全対策常任委員会の審査の経過について、常任委員長の報告を求めます。

原子力安全対策常任委員会、笹島 猛委員長、登壇願います。

〔原子力安全対策常任委員会委員長 笹島 猛君 登壇〕

○原子力安全対策常任委員会委員長（笹島 猛君） 原子力安全対策常任委員会よりご報告いたします。

本委員会の付託事件については、会議規則第110条の規定により報告いたします。

まず、付託事件でございます。

請願第2号 「那珂市民の安全確保のために日本原電と茨城県及び東海村等が締結した『原子力施設周辺の安全確保及び環境保全に関する協定書』の見直しを求める行動を要請する意見書」の採択を求める請願の1件でございます。

次に、結果でございます。

本件は、全会一致で継続審査とすべきものとなりました。

理由でございます。

本件は、前定例会にて審議を行いましたが、周辺自治体の採択状況及び原子力所在地域首长懇談会等の経過並びに安全協定に関するこれまでの要望の内容を確認すべきとの理由から継続審査となっていたため、定例会閉会中の11月10日に委員会を開催し、再度審議を行いました。

執行部に安全協定に関する要望について確認したところ、日本原子力発電株式会社東海第二発電所の再稼働の判断について、周辺自治体にも茨城県及び東海村と同等の権限を与えるよう協定の見直しを求めるとのことでしたが、日本原子力発電株式会社からは明確な返答がないとのことでした。

また、周辺自治体の採択状況を確認したところ、常陸太田市と日立市は不採択、ひたちなか市は継続審査、水戸市と東海村は未提出とのことでした。

ただし、日本原子力所在地域首长懇談会等の経過については、12月末に開催予定とのこと、直近の経過は確認できなかったため、原子力所在地域首长懇談会等の経過を確認した上で判断したいとの意見がありました。

採決の結果、全会一致で継続審査とすべきものと決定しました。

以上、報告いたします。

○副議長（遠藤 実君） これより委員長報告に対する質疑を行います。

なお、委員長報告に対する質疑の回数は1人3回までとします。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○副議長（遠藤 実君） では、質疑を終結いたします。

---

◎報告第12号～請願第5号の各委員会審査報告、質疑、討論、採決

○副議長（遠藤 実君） 日程第2、報告第12号、議案第80号から議案第82号及び議案第89号から議案第97号まで、以上13件及び請願を一括して議題とします。

各常任委員会の審査の経過並びに結果について、各常任委員長の報告を求めます。

初めに、総務生活常任委員会、勝村晃夫委員長、登壇願います。

〔総務生活常任委員会委員長 勝村晃夫君 登壇〕

○総務生活常任委員会委員長（勝村晃夫君） 総務生活常任委員会よりご報告を申し上げます。

本委員会の付託事件については、会議規則第110条の規定により報告いたします。

まず、付託事件でございます。

報告第12号 専決処分について（平成28年度那珂市一般会計補正予算（第5号））外3件でございます。

次に、結果でございます。

報告第12号は、全会一致で原案のとおり承認すべきものとする。

議案第80号、第82号、第89号は、全会一致で原案のとおり可決すべきものとする。

理由でございます。

報告第12号の専決処分については、現在空き家となっている菅谷地内にあります旧歯科医院について、危険を回避するための安全対策を実施した補正予算とのことです。

委員から、その内容について質問があり、建物の周りに建物より高い足場を設置して、その足場をネットで覆うことによる外壁等の飛散防止と、あわせて、建物の周りを高さ2メートルの鉄板で囲うことによる落下物対策で、本年度分の経費であるとのことです。

議案第80号は、地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、那珂市税条例等の一部を改正するものです。

議案第82号は、JR水郡線額田駅に自転車等駐輪場を新たに設置するため、那珂市駅前自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正するものです。

議案第89号の当委員会所管部分の補正予算は、特に問題なく妥当なものです。

以上、報告いたします。

○副議長（遠藤 実君） 続きまして、産業建設常任委員会、寺門 厚委員長、登壇願います。

〔産業建設常任委員会委員長 寺門 厚君 登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（寺門 厚君） それでは、産業建設常任委員会よりご報告を申し上げます。

本委員会の付託事件につきましては、会議規則第110条の規定により報告いたします。  
まず、付託事件でございます。

議案第89号 平成28年度那珂市一般会計補正予算（第7号）外5件でございます。  
次に、結果でございます。

全て全会一致で原案のとおり可決すべきものとなりました。  
理由でございます。

議案第89号の当委員会所管部分及び議案第91号、92号、94号の補正予算は、特に問題なく妥当なものでございます。

議案第96号は、道路法の規定により、市道路線2件を認定するものでございます。

議案第97号は、道路法の規定により、市道路線2件について県道移管及び開発行為等に伴う変更を行うものでございます。

以上、ご報告いたします。

○副議長（遠藤 実君） 続きまして、教育厚生常任委員会、古川洋一委員長、登壇願います。  
〔教育厚生常任委員会委員長 古川洋一君 登壇〕

○教育厚生常任委員会委員長（古川洋一君） 教育厚生常任委員会よりご報告を申し上げます。

本委員会の付託事件については、会議規則第110条の規定によりご報告いたします。  
まず、付託事件でございます。

議案第81号 平成28年度那珂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例外6件でございます。

次に、結果でございます。

議案第81号、第89号、第90号、第93号、第95号は、全て全会一致で原案のとおり可決すべきものとなりました。

請願第4号は、賛成多数で一部採択とすべきものとなりました。

請願第5号は、全会一致で採択すべきものとなりました。

理由でございます。

議案第81号は、外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律の一部改正により、那珂市国民健康保険税条例の一部を改正し、市民税で分離課税される特例適用利子等及び特例適用配当等を国民健康保険税の算定に用いる総所得金額に含める改正を行うものであります。

議案第89号の当委員会所管の部分及び第90号、93号の補正予算は、特に問題なく妥当なものであります。

議案第95号は、那珂市総合保健福祉センターの指定管理について、平成29年3月31日で委託期間が終了するため、新たに平成29年4月1日から平成32年3月31日までの間、那珂市社会福祉協議会を指定管理者として指定するものであります。

請願第4号は、奨学金制度の改善と教育費負担の軽減を求めるもので、請願事項として、

奨学金の無利子化及び返済困難者の救済、給付型奨学金制度の導入、大学等の学費引き下げ及び授業料減免の3点が挙げられていましたが、そのうち給付型奨学金制度の導入については、給付を受けられる対象者の基準が示されておらず、安易な奨学金の給付は、その後の勉学や就労の意欲低下を招きかねないため、反対であるという意見が出されました。

討論の結果、請願の趣旨には全員が賛成いたしました。意見書の項目については、給付型奨学金制度の導入についての項目を削除して提出すべきという意見と、給付にあたっては当然適正な条件が付されるであろうから、請願項目に含めることに問題はないという意見が出されました。

採決の結果、給付型奨学金制度の導入についての項目を削除することに賛成する委員が多数を占めました。この請願については、請願者の願意を酌み取り、不採択とするのではなく、請願事項3項目のうち2項目を採択する一部採択とし、別紙のとおり意見書を提出することといたしました。

請願第5号は、現在実施されている後期高齢者の保険料軽減特例について、今後も継続を求めるものであります。

後期高齢者は、年金の引き下げなど十分な所得が得られない中で、医療費などの支出がふえ、苦しい生活を強いられていることから、保険料の軽減特例を継続していくべきとの意見が出され、採決の結果、全会一致で採択すべきものとし、意見書を提出することといたしました。

なお、意見書案は別紙のとおりであります。

以上、ご報告いたします。よろしくお願いいたします。

○副議長（遠藤 実君） 以上で、各委員長からの報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

なお、委員長報告に対する質疑の回数は1人3回までとします。

質疑ございませんか。

小宅議員。

○7番（小宅清史君） 議案第95号についてご質問いたします。

社会福祉協議会への那珂市総合保健センターの指定管理でございますが、実際、前回の3年の間に、社会福祉協議会、ご存じのように瓜連に移っておりますが、引き続き指定管理を社会福祉協議会でということに対しての意見はどのようなものが出ましたか。

○副議長（遠藤 実君） 古川委員長。

○教育厚生常任委員会委員長（古川洋一君） お答え申し上げます。

指定管理を行うことについては、あくまでも建物、施設の施設管理であるということで、例えば指定管理を行わせるのであれば、例えば、なにか事業がふえるのかとか、そういったような質問も出ましたけれども、あくまでも執行部の答弁は、施設の管理を行わせるものであるということで、特に事業面について云々ということについては、今回の指定管理者の指

定については含まれないというようなことで、そのような質問、意見等は出ましたけれども、特に行わせることについての是非についての質問は出ませんでした。

以上です。

○副議長（遠藤 実君） よろしいですか。

外にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○副議長（遠藤 実君） なければ質疑を終結いたします。

これより議案等について討論を行います。

討論の通告がありませんでしたので、討論を終結いたします。

これより報告第12号 専決処分について（平成28年度那珂市一般会計補正予算（第5号））を裁決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は承認すべきものであります。

本案は委員長報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○副議長（遠藤 実君） 異議なしと認めます。

よって、報告第12号は委員長報告のとおり承認することに決定いたしました。

続きまして、議案第80号 那珂市税条例等の一部を改正する条例、議案第81号 那珂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例、議案第82号 那珂市駅前自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例、議案第89号 平成28年度那珂市一般会計補正予算（第7号）、議案第90号 平成28年度那珂市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）、議案第91号 平成28年度那珂市下水道事業特別会計補正予算（第3号）、議案第92号 平成28年度那珂市農業集落排水整備事業特別会計補正予算（第3号）、議案第93号 平成28年度那珂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3号）、議案第94号 平成28年度那珂市水道事業会計補正予算（第1号）、議案第95号 指定管理者の指定について、議案第96号 市道路線の認定について、議案第97号 市道路線の変更について、以上12件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○副議長（遠藤 実君） 異議なしと認めます。

よって、議案第80号から議案第82号及び議案第89号から議案第97号までの以上12件は委員長報告のとおり決することに決定いたしました。

〔「議長」と呼ぶ声あり〕

○副議長（遠藤 実君） 委員長。

〔「暫時休憩をお願いします」と呼ぶ声あり〕

○副議長（遠藤 実君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時18分

再開 午前10時19分

○副議長（遠藤 実君） 再開いたします。

古川委員長。

○教育厚生常任委員会委員長（古川洋一君） これから採決いただきます請願第4号なんですが、先ほどご説明をいたしましたけれども、意見書の2番の貸与型から給付型へという部分については削除するというようなお話をいたしましたけれども、すみません、意見書にまだこれが残ってしまっていたものですから、この部分、2番の部分を削除していただくようお願いいたします。

○副議長（遠藤 実君） 委員長からの申し出のとおりでございます。意見書の2番項を削除した内容でお願いいたします。

では、請願第4号 「奨学金制度の改善と教育費負担の軽減に関する意見書」の採択を求め請願を採決いたします。

この採決は起立による採決を行います。

お諮りいたします。請願第4号の委員長報告は一部採択とすべきものであります。

請願第4号は委員長報告のとおり一部採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（遠藤 実君） 着席してください。全員起立であります。

よって、請願第4号は一部採択とすることに決定いたしました。

続きまして、請願第5号 「後期高齢者の保険料軽減特例の継続を求める意見書」の提出を求める請願を採決いたします。

お諮りいたします。請願第5号の委員長報告は採択すべきものであります。

本件は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○副議長（遠藤 実君） 異議なしと認めます。

よって、請願第5号は採択することに決定いたしました。

---

◎議案第99号の上程、説明、質疑、討論、採決

○副議長（遠藤 実君） 日程第3、議案第99号 那珂市職員の勤務時間、休暇等に関する条

例の一部を改正する条例を議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 海野 徹君 登壇〕

○市長（海野 徹君） 議案第99号 那珂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例。

那珂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年那珂町条例第1号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものでございます。

平成28年12月16日提出。

那珂市長。

提案理由。

平成28年度、人事院勧告における意見の申し出に基づき、民間の取り扱いに合せ、介護を行う職員の超過勤務免除、介護休暇の分割取得化及び介護時間の新設について、所要の改正を行うとともに、民間労働法制の改正に合せ、この対象範囲を拡大しようとするものでございます。よろしく願いいたします。

○副議長（遠藤 実君） これより質疑に入ります。

質疑の通告はありませんでしたので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第99号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○副議長（遠藤 実君） 異議なしと認めます。

よって、議案第99号については、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

続いて、討論を行います。

討論の通告がありましたので、花島 進議員に発言を許します。

花島議員、自席でお願いいたします。

○3番（花島 進君） 議案に賛成の立場で発言させていただきます。

本来、このような介護等は、社会福祉の制度の中で、休暇をとらなくてもまずできるということが望ましいと考えています。ですが、現在の社会情勢は必ずしもそうになっておりません。それと、もう一つの理由は、仮にそういう制度があり、あるいは財産的に余裕があって、ほかの人に介護してもらうことができるような状況にあっても、親身に面倒を見たいという気持ちに込めることも、これもまた重要かと思えます。2つの意味で賛成したいと思います。

ただ、実際の実施にあたっては、単に制度上で休めるというだけじゃなくて、仕事の都合上で、人員等で休みにくくなる状況も生じるかと考えています。そのあたりの手配、配慮もぜひ一緒に考えていただくということをお願いして、賛成いたしたいと思います。

以上です。

○副議長（遠藤 実君） 以上で討論を終結いたします。

これより議案第99号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○副議長（遠藤 実君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第99号は原案のとおり可決いたしました。

---

### ◎議案第100号の上程、説明、質疑、討論、採決

○副議長（遠藤 実君） 日程第4、議案第100号 那珂市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 海野 徹君 登壇〕

○市長（海野 徹君） 議案第100号 那珂市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例。

那珂市職員の育児休業等に関する条例（平成4年那珂町条例第2号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものでございます。

平成28年12月16日提出。

那珂市長。

提案理由でございます。

育児休業に係る民間労働法制の改正に合せ、育児休業を取得できる子の対象範囲を、特別養子縁組による養親となることを希望している職員の子及び養子縁組里親となることを希望している職員の子に準じる子に拡大するため、改正を行おうとするものでございます。

よろしく願いいたします。

○副議長（遠藤 実君） これより質疑に入ります。

質疑の通告がありませんでしたので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第100号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○副議長（遠藤 実君） 異議なしと認めます。

よって、議案第100号については、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

続いて、討論を行います。

討論の通告がありませんでしたので、討論を終結いたします。

これより議案第100号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○副議長（遠藤 実君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第100号は原案のとおり可決いたしました。

---

### ◎議案第101号の上程、説明、質疑、討論、採決

○副議長（遠藤 実君） 日程第5、議案第101号 平成28年度那珂市一般会計補正予算（第9号）を議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 海野 徹君 登壇〕

○市長（海野 徹君） 議案第101号 平成28年度那珂市一般会計補正予算（第9号）。

提案理由と概要につきまして申し上げます。

予算総額に歳入歳出それぞれ1,451万円を追加し、187億1,831万5,000円とするものでございます。

歳出の内容としましては、国の補正予算編成に伴い、農業費において、意欲のある農業者に対し、経営発展に必要な農業用機械等の導入を支援する担い手確保・経営強化支援事業を行うものでございます。

また、歳入につきましては、歳出補正予算との関連において、県支出金を増額するものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○副議長（遠藤 実君） これより質疑に入ります。

質疑の通告がありましたので、通告1番、助川則夫議員に発言を許します。

助川議員、登壇願います。

〔14番 助川則夫君 登壇〕

○14番（助川則夫君） 議案第101号 平成28年度一般会計補正予算（第9号）について質問をさせていただきます。

一つといたしまして、担い手確保・経営強化支援事業について、事業概要は、農業用機械、施設等を導入する際に金融機関等より融資されない残金を助成するものであり、今回、国の補助金交付額は1,451万円で、2台の機種を導入する計画であります。それぞれの機種名、

そしてまた、それぞれいくらであったのか、総額はいくらだったのかお伺いいたします。

また、現在、当該法人は、耕作受託面積は那珂市、そして那珂市以外、それぞれの面積と合計面積、受託面積はどれくらいになっておられるのか、まずお伺いいたします。

○副議長（遠藤 実君） 産業部長。

○産業部長（佐々木恒行君） お答えいたします。

まず、ジャガイモの選別機の金額でございますが1,800万円、もう1台がポテトハーベスターでございますが、これが1,200万円、合計で3,134万1,600円という事業内容です。

また、事業者のほうの那珂市での耕作面積でございますが、29.3ヘクタール、那珂市以外では21.9ヘクタールということで、合計51.2ヘクタールの経営規模でございます。

以上です。

○副議長（遠藤 実君） 助川議員。

○14番（助川則夫君） 2つ目の質問に移ります。

常陸乃アグリ農事組合法人の本社は城里町石塚に設置されており、雇用面での本市のメリットは余り期待できないような状況にあるようでありますが、今回の機械導入によりまして、当該法人の本市での受託面積はどのくらい増を計画され、そしてまた、売り上げ等への反映はどのくらいの金額が見込まれておられるのか。さらに、当該法人の経営の増により、安定化につながり、空き農地となる作付前あるいは収穫後の農地の適正な維持管理がされて、隣地の農家の方々とトラブルなど生じさせないようにできるのか、その点をお伺いいたします。

○副議長（遠藤 実君） 産業部長。

○産業部長（佐々木恒行君） お答えいたします。

那珂市での受託面積につきましては、計画といたしまして、平成30年度に46ヘクタールまで拡大する目標、これは約16ヘクタール増ということになっております。また、この46ヘクタールでございますが、先日の産業建設常任委員会におきまして、事業の説明の中で、32ヘクタールという説明をいたしました。しかし、その後、県の指導がございまして、上方修正されて、46ヘクタールということになっております。

続きまして、売上高でございますが、法人全体で8,000万円、うち那珂市での売り上げとしましては、4,100万円を目標としております。

隣地の農家とのトラブル、隣接農地所有の方に迷惑がかからないようにということでございますが、機械の新たな導入によりまして、効率的また効果的な営農をするということを見込んでおります。その結果として、耕地等が適切に管理されていくものということに考えております。その点に関しましては、今回の事業を通しまして、適切な管理ができるように指導していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○副議長（遠藤 実君） 助川議員。

○14番（助川則夫君） 農地の適正管理に関しましては、農業就労者の高齢化、あるいはま

た後継者不足等々により、適正管理が難しい今日の状況であることは承知をいたしております。農業法人等によりまして、お願いし、耕作放棄地等の拡大を防がなければならない今日の状況であることは、私もしっかりとわかっておるところでございます。

しかし、今日まで、耕作放棄地等の拡大を防ぐため、農業法人さん等に、地元の私どもの地域におきまして、法人さん等をお願いしている部分、かなりの面積がございますが、それぞれの法人さんの方々が、収穫前、あるいはまた作付前の適正な農地の管理がされておられないということから、隣地の農家の方々とトラブルが多々起きております。私どもにもそういういったお声がありまして、執行部のほうに法人さんへの指導をよろしく頼むというようなことがたびたびございます。

そしてまた、今年度から農地集積推進委員さんができた組織の活動が、そういった煩わしい仕事がふえてしまうような、本来の農地集積推進委員さんの目的を損ねるような事態が生じないよう、執行部の農業法人さんに対してのご指導、たまたま今回の農業法人さんは、代表者が30代ということで、若い、これからの方の方でありますので、その辺のご指導をしっかりと今しておいて頂ければ、今までのトラブルの発生の根源となる、そういう事態にはならないのではないかとということで、そこのところを執行部のほうによろしくお願い申し上げまして、質問を終らせていただきます。

以上です。

○副議長（遠藤 実君） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第101号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○副議長（遠藤 実君） 異議なしと認めます。

よって、議案第101号については委員会への付託を省略することに決定いたしました。

続いて、討論を行います。

討論の通告がありませんでしたので、討論を終結いたします。

これより議案第101号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○副議長（遠藤 実君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第101号は原案のとおり可決いたしました。

---

◎発議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○副議長（遠藤 実君） 日程第6、発議第3号 地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書を議題といたします。

提出者、君嶋寿男議員から提案理由の説明を求めます。

君嶋寿男議員、登壇願います。

〔15番 君嶋寿男君 登壇〕

○15番（君嶋寿男君） 発議第3号 地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書、上記の意見書を別紙のとおり、那珂市議会会議規則第14条第2項の規定により提出する。

平成28年12月16日。

那珂市議会、議会運営委員会委員長 君嶋寿男。

地方議会委員の厚生年金の加入を求める意見書（案）。

地方創生が、我が国の将来にとって重要な政治課題となり、その実現に向け大きな責任を有する地方議会の果たすべき役割は、ますます重要となっている。

このような状況の中、地方議会議員は、これまで以上に地方行政の広範かつ専門的な諸課題について住民の意向をくみとり、的確に執行機関の監視や政策提言等を行うことが求められている。

また、地方議会議員は、議会活動のほか地域における住民ニーズの把握等様々な議員活動を行っており、近年においては、都市部を中心に専門化が進んでいる状況である。

一方で、統一地方選挙の結果をみると、投票率が低下傾向であるとともに無投票当選者の割合が高くなるなど、住民の関心の低さや地方議会議員のなり手不足が深刻な問題となっている。

よって、国民の幅広い層からの政治参加や地方議会における人材確保の観点から、地方議会議員の厚生年金加入のための法整備を早急に実現するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年12月16日。

那珂市議会。

なお、提出先は以下のとおりです。よろしくお願いたします。

○副議長（遠藤 実君） これより質疑に入ります。

質疑の通告がありましたので、通告1番、花島 進議員の発言を許します。

花島 進議員、自席で願いたします。

○3番（花島 進君） 3番、花島です。

質問は簡単です。今回の意見書を提出することを検討するにあたって、これが実現して、厚生年金加入ということになった場合、国及び地方自治体、我々の場合は那珂市ですが、それにどれだけの財政負担がかかるか。それをどうぞ検討なされたか、それをお伺いしたいと思います。

○15番（君嶋寿男君） まず、厚生年金保険料は、事業主と加入者本人が折半して負担する

ということになっていますので、議員が加入した場合、市の財政負担が発生することになります。ただし、現時点では、地方議会議員が加入する厚生年金の制度設計ができていないため、実際の負担が今後どれくらいになるかは、まだ示されてはいません。あくまでも現段階では、全国市議会議長会が中心となって、地方議会議員が厚生年金に加入できるようにするための法の整備に向け、取り組んで頂ける段階でありますので、実際の年金制度の詳細はこれから検討されるものであると思います。

議会運営委員会の中でも議論の中で、厚生年金制度に加入すると市の財政負担が発生し、税金を投入することについて、市民の理解が得られないのではないかという意見も出されました。

しかし、平成23年に議員年金が廃止され、退職金もないという不安定な立場に議員が置かれており、なり手不足がますます深刻になることも考えられますので、若い人材が職業として議員を、議員として一生懸命やっという環境整備も必要とし、厚生年金の加入が一つの方策ではないかということで、今進めているところです。ご理解をお願いいたします。以上です。

○副議長（遠藤 実君） どうですか。大丈夫ですか。よろしいですね。

では、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております発議第3号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○副議長（遠藤 実君） 異議なしと認めます。

よって、発議第3号については委員会への付託を省略することに決定いたしました。

続いて、討論を行います。

討論の通告がありましたので、花島 進議員に発言を許します。

花島議員、自席でお願いいたします。

○3番（花島 進君） 3番、花島です。

反対の立場でご意見を申し上げます。

まず、地方議員の生活の安定を図ることに反対したくはございません。ですけれども、現在の社会情勢では、多くの市民がわずかな年金で苦しんでいる、ゼロという方もたくさんいらっしゃる。しかも、我々は、そういう生活環境を守る、あるいはつくっていく責任のある立場です。それで、我々だけ先に生活の安定を図ることには私は納得できません。少なくとも現時点では。

また、先ほど財政の話を質問しましたが、それについては、負担があるだろうということ以外ではお答えはございませんでした。私は、長年厚生年金にかかっていましたので、若干のことは知っています。普通は保険金の半額、半額を事業主と被雇用者、それは労働組合と

か、会社によっては配分を変える場合もありますが、かかるわけです。

ちなみに、現在の厚生年金保険料率表というのを見ますと、標準報酬月額、これはなんだか説明するのが面倒くさいので、アバウトに年間平均の月収だと考えてください。これが30万円ですと、保険金額は一般の場合、約5万5,000円です。40万円ですと6万9,000円、約7万円ですね。ですから、それを給与をもらう我々が、半分は負担するにしても、半分は、市になるのか国なのかわかりませんが、どこかが税金で負担しなきゃならないということです。これだけの負担をするということは、市民にとっては議員にかかる経費の増加ということです。簡単には説明し切れないと考えています。

もう一つ、若い人たちが議員になりづらいという環境があると、それは多分おっしゃるとおりだと思います。ですが、私の身の周り等を見ますと、一番の不安要因は立候補して当選できるかどうかなんです。それに対して、一番肝心なことには答えようがないですね。少なくとも私は答えようがない。それは議員なり、周りで支える人たちが頑張るしかないという現状です。ですから、それほど厚生年金のことは重要なことじゃないと私は考えています。むしろ、余計な負担がかかるということを安易に進めることのほうが問題だと思いますので、この意見書には反対です。

以上です。

○副議長（遠藤 実君） 討論を終結いたします。

これより発議第3号を採決いたします。

本案は起立による採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり意見書を提出することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（遠藤 実君） ご着席ください。起立多数であります。

よって、発議第3号は原案のとおり意見書を提出することに決定いたしました。

本定例会で議決の結果、条項、字句、数字その他の整理を必要とするものについては、那珂市議会会議規則第43条の規定により、議長に一任いただきたいと思います。

---

### ◎議員派遣について

○副議長（遠藤 実君） 日程第7、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件は会議規則第167条第1項の規定により、お手元に配付のとおり、議員を派遣したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○副議長（遠藤 実君） 異議なしと認めます。

よって、お手元に配付のとおり、それぞれの諸君を派遣することに決定いたしました。

---

◎請願第2号の閉会中の継続審査申出について

○副議長（遠藤 実君） 日程第8、請願第2号の閉会中の継続審査の申出の件を議題といたします。

会議規則第111条の規定により、お手元に配付いたしましたとおり、原子力安全対策常任委員長から閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。この採決は起立によって行います。

原子力安全対策常任委員長から申し出のとおり、請願第2号を閉会中の継続審査とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（遠藤 実君） ご着席ください。全員起立と認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、請願第2号は閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

---

◎委員会の閉会中の継続調査申出について

○副議長（遠藤 実君） 日程第9、各委員会の閉会中の継続調査申出の件を議題といたします。

会議規則第111条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、各委員長から閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○副議長（遠藤 実君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

---

◎閉会の宣告

○副議長（遠藤 実君） 以上で本会議に付議された案件は全部議了いたしました。

ここで市長から発言の許可を求められていますので、これを許します。

市長。

〔市長 海野 徹君 登壇〕

○市長（海野 徹君） 平成28年第4回那珂市議会定例会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

冒頭に、今月10日に、那珂市議会第4代議長の須藤 博さんが74年の人生を閉じられました。須藤さんの議会における数々のご功績をたたえ、そして、22年の議会人としてのご貢献に深甚なる感謝を申し上げ、謹んで哀悼の誠をささげるものでございます。

さて、本定例会におきましては、那珂市税条例等の一部を改正する条例をはじめとする24件の議案につきまして、慎重なるご審議を賜り、全ての案件につきまして、原案のとおり可決いただき、まことにありがとうございました。

また、常任委員会におきましては、4日間にわたり、平成28年度那珂市一般会計補正予算をはじめとする各種の議案につきまして、熱心にご審議いただき、また、貴重なご意見を多数頂戴することができました。各常任委員会の委員各位に対しまして、重ねて感謝を申し上げます。

さて、本年も残すところ、あと半月となりました。振り返れば、2016年も、議員各位のご理解とご協力を賜りながら、市政運営において着実に進展を図ることができました。ここに改めて敬意と感謝の意を表したいと思えます。

また、本定例会の初日は、平成29年度予算編成基本方針をお配りし、今後の財政運営の考え方を明示させていただきました。依然として厳しい財政状況にはありますが、第1次那珂市総合計画に掲げた施策を確実に推進するため、行財政改革による徹底した節減、それから合理化と創意工夫により、さらなる市政の発展に向け、職員ともども熱意を持って取り組んでまいり所存でございます。議員各位には、これまで同様、私ども執行部の行政運営に対しまして、ご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

結びになりますが、議員の皆様には健康に十分留意されまして、輝かしい新年を迎えられますようお祈り申し上げまして、閉会のご挨拶といたします。

18日間、お疲れさまでございました。ありがとうございました。

○副議長（遠藤 実君） これにて平成28年第4回那珂市議会定例会を閉会いたします。

18日間、ご苦労さまでございました。

閉会 午前10時53分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

那珂市議会議長 中 崎 政 長

那珂市議会副議長 遠 藤 実

那珂市議会議員 笹 島 猛

那珂市議会議員 助 川 則 夫